

第百九十二回国
会

参議院厚生労働委員会會議録第九号

平成二十八年十二月六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二十四日

辞任

こやり隆史君

補欠選任

自見はなこ君

十一月三十日

辞任

石橋 通宏君
山本 香苗君

補欠選任

羽田雄一郎君
里見 隆治君

十二月一日

辞任

羽田雄一郎君
里見 隆治君

補欠選任

石橋 通宏君
山本 香苗君

十二月六日

辞任

木村 義雄君
石橋 通宏君

補欠選任

こやり隆史君
宮沢 由佳君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

羽生田 俊君

島村 大君

そのだ修光君

高階恵美子君

足立 信也君

山本 香苗君

委員

石井みどり君

小川 克巳君

太田 房江君

木村 義雄君

こやり隆史君

自見はなこ君

馬場 成志君

藤井 基之君

三原じゅん子君

宮島 喜文君

石橋 通宏君

川合 孝典君

川田 龍平君

牧山ひろえ君

宮沢 由佳君

熊野 正士君

谷合 正明君

倉林 明子君

東 徹君

福島みずほ君

薬師寺みちよ君

塩崎 恭久君

橋本 岳君

馬場 成志君

吉岡 成子君

伊原 和人君

定塚由美子君

鈴木 俊彦君

木原亜紀生君

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○公的年金制度の持続可能性の向上を図るための
国民年金法等の一部を改正する法律案(第百九
十回国会内閣提出、第百九十二回国会衆議院送
付)

○委員長(羽生田俊君) ただいまから厚生労働委
員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、こやり隆史君が委員を辞任され、
その補欠として自見はなこ君が選任されました。

○委員長(羽生田俊君) 理事の補欠選任について
お諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて
おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま
す。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生田俊君) 御異議ないと認めま
す。それでは、理事に山本香苗君を指名いたしま
す。

○委員長(羽生田俊君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための
国民年金法等の一部を改正する法律案の審査のため、
本日、委員に、理事、会協の審議のとおり、厚生
労働省年金局長鈴木俊彦君外三名を政府参考人と
して出席を求め、その説明を聴取することに御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生田俊君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(羽生田俊君) 公的年金制度の持続可能
性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正
する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明及び衆議院における修正部分
の説明を聴取いたします。塩崎厚生労働大臣。

○国務大臣(塩崎恭久君) ただいま議題となりま
した公的年金制度の持続可能性の向上を図るため
の国民年金法等の一部を改正する法律案につきま
して、その趣旨を御説明いたします。

公的年金制度については、社会保障と税の一体
改革を踏まえ、社会保障制度改革国民会議で、長
期的な持続可能性を強固にし、セーフティネット
機能を強化するための課題が示され、その課題
の検討にも資するよう、平成二十六年に財政検証
を行いました。さらに、社会保障審議会年金部会
で制度の見直しを検討してきましたが、今般、こ
れらを踏まえ、公的年金制度の持続可能性を高
め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、
この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概
要を御説明いたします。

第一に、短時間労働者について適切に年金の保
障を行う観点から、平成二十八年十月一日から施
行された被用者保険の適用拡大において対象外と
なっている一定の規模以下の企業の短時間労働者
について、労使の合意に基づき、対象とすること
ができることとしています。

第二に、次世代育成支援の観点から、国民年金
の第一号被保険者について、産前産後期間の保険
料を免除するとともに、その免除期間について基
礎年金給付を保障することとしております。

第三に、公的年金制度の持続可能性を高め、将

本日の会議に付した案件

来の世代の給付水準を確保する観点から、年金額の改定ルールを見直すこととします。具体的には、いわゆるマクロ経済スライドについて、年金額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金変動や物価変動の範囲内で、前年度までの未調整分を含めて調整するとともに、賃金が低下し、物価変動を下回る場合には、賃金変動に合わせて年金額を改定することとしております。

第四に、年金積立金管理運用独立行政法人について、国民から一層信頼される組織体制の確立を図り、年金積立金をより安全かつ効率的に運用する観点から、合議制の経営委員会を設け、中期計画の作成等について議決するとともに、役員の業務の執行の監督を行うこととしております。また、リスク管理のための年金積立金の運用方法を追加することとしております。

第五に、日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に関する規定を設けることとしております。

最後に、この法律案の施行期日は、公布の日など、改正事項ごとに所要の施行期日を定めることとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございますが、衆議院において、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進に関する規定の施行期日を公布の日から平成二十九年四月一日に改めることとする修正が行われたところで、御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○委員長(羽生田俊君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○島村大君 自由民主党の島村大でございます。今回の法案の内容や現在の年金制度の課題について、国民の皆様の理解が深まるような、しっかりと地に足が付いた建設的で骨太な議論をしていきたい

と思っております。

さて、今年は、昭和十七年に労働者年金保険法が施行されてから七十五年、そして国民皆年金ができた昭和三十六年から五十五年、そして昭和六十一年に基礎年金制度ができてから三十年となります。我が国のこの年金制度は、やはり世界に冠たる国民皆年金制度であると我々も承知をさせていただいております。こうした長い歴史の沿革を経て、今日の年金制度は、若い世代が年金を受給している世代を支える仕送りの仕組みとなっており、この年金制度は、こうした世代間の支え合いを基に、今の世代から次の世代へ、そして更に次の世代へと、将来にわたり引き継いでいけるような長期の仕組みでなければならないと思っております。そのためには、今の世代のことももちろんそうでございますが、将来の世代のことを考え、また世代を超えてこの制度に信頼が寄せられていくようなことが大変重要だと考えております。

その意味で、今回の法案は、年金制度を更に信頼を高め、年金制度を次の世代へ引き継いでいく上で避けては通れない改正のことであると思っております。こうした改正の狙いや将来に向けた意図について、国民の皆様方の理解が十分に深まるような審議を、しっかりと質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず質問を第一からさせていただきますと思っております。

まず、衆議院における審議の中で、今回の法案に対しては、残念ながら年金カット法案や三割カット法案などといった批判に多くの時間が費やされた念が私は感じております。

これに對しまして、多くの新聞の社説、論説などでは冷静な受け止めがされており、今回の改正の意義はきちんと評価されているように私は思っております。例えば、最近の社説でも、将来世代の給付水準の確保、世代間の分かち合い等といった今回の改正の意義を評価した上で、世代間の信頼再構築のために議論を深め、年金制度の維持へ

国会は建設的な議論をといった求めは書かれておりました。

今日、資料を出させていただきました。一枚紙でございますが、十月三十一日朝刊の朝日新聞で、社説でございます。ここに、政治の責任を果たせということが書かれております。この最後には、最後の生活をどう守るか、ほかの福祉的な制度での対応や、医療、介護での負担増を抑えて年金減の痛みを和らげる道など、年金制度にとらわれず広く与野党で知恵を絞ってはどうか、問題の先送り状況を更に厳しくするだけだということふうに書かれております。

このように、やはりこの年金一つのことだけではなく、やっぱり社会保障を全体的に考えていただきたいと思っておりますし、我々もしっかりと知恵を出していくべきだと思っております。

ここで、国民の皆様の中には、残念ながらこの法案によってあたかも年金が一気に三割減らされるのではないかと、この誤解を受けて大変不安を持った国民の方々がいらっしゃるということを我々も地元に戻ってこれは痛感しております。ですから、ここは参議院でございますので、参議院は短いフレーズのみではなく、国民の皆様には無用な不安を与えず、また誤解を与えないように冷静な議論を行うことを我々はしっかりとやっていくべきだと思っております。

そこで、今回の改正について、特に将来年金を受給する世代にとって改正がどのような意味を持つのかについて分かりやすく御説明をいただき、また、この改正の経緯をめぐっては唐突であるとの批判の声もありますが、改正の背景や経緯を含めて説明をいただきたいと思っておりますので、大臣、よろしく願います。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今回の年金改革法案は言わば将来の年金水準確保法案ということであって、これによって世代間の公平をしっかりと図っているというものでございまして、具体的に、中小企業の短時間労働者の被用者保険の適用拡大、それから国民年金の産前産後期間の保険料

免除、そして年金額改定ルールの見直しといったことを内容としているものでございます。

年金額改定ルールの見直しが一番注目をされて、今、島村委員からもお話があったとおりでございますけれども、平成十六年の改正以降、現役世代の賃金の低下に合わせた年金額の改定を行わなかったために、今の高齢者の所得代替率が上昇をする一方で将来の基礎年金の給付水準が下がったことをその背景としてございまして、マクロ経済スライドの調整期間の長期化を防ぎ、将来の世代の基礎年金の給付水準を確保するためのものがございます。

マクロ経済スライドの未調整分を先送りをしないでできる限り早期に調整をする、そして賃金に合わせた年金額の改定によって支え手である現役世代の負担能力に応じた給付にするといった見直しを行うこととしたものでございます。この点は平成二十一年の財政検証でも明らかに、そして当時の年金部会でも指摘をされたところでございます。

さらに、平成二十四年二月に閣議決定をされた民主党政権時代の一体改革大綱、ここにおいても、世代間公平の確保及び年金財政の安定化の観点から、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討するということがこの大綱に明記をされておりました。そして、平成二十六年の財政検証、今から二年前でありましたけれども、ここでも同様のことが再確認をされたところでございまして、このように明らかにした政策課題、これに対して必要な見直しを行うというのが責任ある態度であると我々は御説明をしてまいりました。ただし、年金額改定ルールの見直しに当たりましては、低年金の方にもしっかりと配慮をする必要があると。

まず、少子高齢化による人口の構造変化を踏まえて、年金水準を調整をするマクロ経済スライドについては賃金、物価がプラスのときに発動し、また、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないいわゆる名目下限という

配慮の措置、これを維持をするということでございます。その上で未調整分を繰り越して、好況のときに、景気がいいときに調整をする仕組みを導入すると、こういうものでございます。

そして、賃金下がった際に賃金に合わせて改定する見直しについては、低年金、低所得の方に對する年最大六万円の福祉的な給付を平成三十一年十月までにスタートをした後の平成三十三年度から適用すると、これによって、年金と相まって今まで以上に高齢者の生活を支えていくということになるわけでございます。

今回の法案を始め不断の改革に取り組むことで、将来にわたって所得代替率五〇％を確保し、高齢世代も若い世代も安心して年金制度をしつかりと構築していくというふうにしていきたいと思っております。

○島村大君　ありがとうございます。

今大臣から御説明ありましたように、この年金に關しまして、すぐにカットをするとかではなくて、今言われていましたように、万が一賃金下がった場合には、いわゆる景気が回復したときに、少しこれはその時代の支給者に対して年金の支給額が変わると言われておりますが、ただ、その代わり、低所得者の方とかやはり生活に困っている方々に關しましてはしっかりと手当をしていくと、そういうふうなこともやるということをお答えがありました。

ですから、年金だけのターゲットではなくて、やっぱり今、先ほどお話ししましたように、社会保障を全体的に、我々は、政府はしっかりと手当てをしていくことを是非とも国民の皆様方にも御理解をしていただきたいと思っております。ですから、そのことに關しまして、しっかりと我々国会議員は国民の皆様方に政府と一緒に説明をしていくべきだと思っておりますので、そこは我々もしっかりと政府とともにやっていきたいと思います。

続きまして、年金水準と低所得者に対しての対応についても一問させていただきます。

我が国の年金制度は国民共通の基礎年金を有しておりますが、衆議院の審議では、基礎年金の水準と消費支出との関係等も議論になったと承知しております。国民年金は、元来、自営業者の方々を中心とする制度でありましたが、社会経済構造の変化とともに、現在では非正規雇用労働者など自営業者以外の方々も大半を占めている状況でございます。こうした中で、年金が高齢期の生活保障の主である、柱であることは間違いございませんが、基礎年金だけで老後の生活費を全て補うことは難しく、高齢期の雇用の促進や貯蓄の活用なども併せて考えていくという視点が今後必要であると考えております。

また、年金制度が給付と負担の関係で成り立っているということも忘れてはいけない点であり、平成十六年改正で保険料の上限を固定しており、基礎年金に對する国庫負担も、消費税増税で財源を確保して二分の一、引き上げたことを考えますと、この負担の問題を抜きにして年金水準の問題を論じることは私どもは無責任であると考えております。

こうした視点を含めまして年金水準の問題は考えていく必要があると考えておりますが、低年金、低所得者の方には、年金制度以外の措置も有効に組み合わせて、社会保障全体で重点的に支援していくことを考えていく必要があると考えております。先ほど少し話がありましたが、基礎年金の水準とその考え方や、低所得者、低年金の方々の対策について、さらにもう一度お考えを教えてください。

○副大臣(橋本岳君)　今御質問ございました点の中で、まず基礎年金の水準とその考え方の方を先に答弁をさせていただきたいと思っておりますが、先ほどお話がありましたように、昭和六十年に基礎年金が導入をされたわけでございますが、そのときの基本的な考え方につきましては、基礎年金について、老後の生活の基礎的部分を保障するような水準の額にしたいということを基本にして、具体的に三つのポイントを掲げております。

一つ目が、食料費、住居費、光熱費、被服費といった衣食住に係る基礎的な消費支出の額でございます。ただ、それだけではなくて、二つ目、生活保護における高齢者の単身世帯の生活扶助の基準。そして三つ目、当時増えていくと見込まれていた将来の保険料負担を被保険者が十分負担できるという範囲内に収めたいということ、この三つの点を勘案して決めたということになっております。これは、衆議院の御議論でも昭和五十九年の吉原局長の答弁についての御議論がありましたので、そのときにその三つの点を述べているということでございます。

現在におきましても、具体的な基礎年金水準は、基礎的消費支出の額のみで決定するものではございませんで、昭和六十年の基礎年金導入当時の給付と負担のバランスを考慮するという基本的な考え方に沿って、そのときの賃金や物価といった経済実勢等を踏まえて決定しているものでございます。そのときに給付と負担のバランスを考えたいというために、そして、今後、二〇五〇年には現役世代一・二人で高齢者一人を支える、こういうような将来が見通されるというような中において、マクロ経済スライドなどなどの制度が導入をされた、こういう経緯があるわけでございます。

その上で、低年金や低所得の高齢者につきましては、このようにお問いがございました。現に、低所得や低年金の高齢者の方につきましては、社会保障・税一体改革におきまして、年金の受給資格期間の短縮、これは先日法律を成立させていただきました。ありがとうございます。それから、年金生活者支援給付金の創設をする。これは平成三十一年十月スタートを予定しております。それから、医療、介護の保険料の負担の軽減などに取り組むこととしておりまして、加えて、低所得の方へのきめ細かな支援として、生活困窮者自立支援制度において、高齢者も含め、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への相談、就労の支援など包括的な支援を実施しております。議員が御指摘をいただきましたとおり、年金のみならず、社会保障制度全体で総合的に対策を講じていくことでございます。

さらに、将来の世代について、今の現役世代で将来年金を受給されるような世代の方ということでございますが、その方々は、今から二十年後とか三十年後というようなことでございますが、年金の保障機能を一層強化し、老後の所得保障を厚くすることが必要になってまいります。その場合は、そのために今から高齢の方の就労機会を確保していく、これは働き方改革の中の一つのテーマでもございます。また、厚生年金の更なる適用拡大、今でもその適用拡大の、この法案でも入っておりますが、これは更に検討していきたいということ。

そしてまた、個人型確定拠出年金、i De Co という愛称を付けさせていただいておりますが、この加入を促していくことなど、政府として取り組んでまいりたいと思っております。また、個人的に、さつきちょっとお触れになりましたが、貯蓄だとか様々な形で老後の生活というものをどう考えていくのかお考えをいただくといいことも、それはそれで大事なことであらうというふうにも考えていることでございます。

○島村大君　ありがとうございます。

今、橋本副大臣からお話がありましたように、やはり年金制度はもろろ大切な問題でございますが、社会保障全体として考えていただきたいと思っております。

それから、引き続きまして、今回の法案で少しお話が出ていますように、年金額の改定ルールの見直しの議論がこれまで中心となっておりましたが、それ以外に、被用者保険の適用拡大や産前産後期間の保険料免除といった、公的年金制度の恩恵を受ける者を増やすことにつながる意味のある改正も含まれていると言われております。

そこで、次に、被用者保険の適用拡大についてお伺いさせていただきます。

平成二十六年の財政検証でも、短時間労働者への厚生年金の適用を拡大していくことで将来の年

金水準を押し上げる効果があることを示されております。また、個人の給付のみでも、基礎年金に加えて報酬に比例して納めた保険料が将来の給付を厚くすることは、将来の年金水準を確保する上で大切なものであります。今後、働き方が多様化していく中で、この労働力の参加を高める観点から有意義があることと感じております。

そこで、今回の改正による中小企業の短時間労働者への被用者保険の適用拡大の意義と、さらに、今後適用拡大をどのように進めていくのか、御説明していただきたいと思っております。

○副大臣(橋本岳君) 今、被用者保険の適用拡大の意義などにつきまして質問いただきましたが、この厚生年金の適用拡大は、短時間労働者の就業調整を防ぎ、労働参加を支援するとともに、先ほど申し上げましたように将来の低年金等を防ぐという意味で、所得や年金を確保していくために重要な施策であると考えております。

この十月から大企業で働く約二十五万人の短時間労働者を対象に適用拡大が始まっております。さらに、今回の法案は、処遇改善による人材確保の取組に意欲的な中小企業の皆様を後押しするため、中小企業等で働く約五十万人の短時間労働者の方々にも適用拡大の道を開くものでございます。

中小企業におきましては、現在、人手不足で悩まれている方々も多いという状況でございますが、その短時間労働者への被用者保険の適用が企業の魅力アップさせ、人材獲得に有利になると、こういうような面もあるだろうというふうを考えているところでございます。

また、更なる適用拡大につきましては、この十月の施行から三年以内に検討することが法律で定められておりまして、働きたい方が働きやすい環境を整備する観点から、適用拡大の施行状況、個人の就業実態や企業に与える影響などを見ながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○島村大君 ありがとうございます。

この中小企業による短時間労働者の方々が厚生年金に、週に三十時間未満だと、今現在、残念ながら加入ができません。今副大臣からお話ありましたように、やはり今働いている方々が短時間労働者の方々もこの厚生年金に加入をしたいという方々が大変多いことは、これも私も実感をさせていただいております。

私事ですが、私の診療室もこの短時間労働者の方々が厚生年金に入りたいという方がいらっしゃるんですが、残念ながら、産休に入りまして、どうしてもなかなか保育所の問題で正社員に復帰できず、短時間労働で働いている者がいました。その者が、私も確認はせずにそのまま厚生年金に入っていたんですけど、以前、社会保険事務所から、うちの診療室のスタッフの全部そのうち勤務時間とか調べまして、残念ながら二名が三十時間以下だと。ですから、逆に、厚生年金に入れちゃなくて、残念ながら入っているものを駄目ですと却下されました。

そういう意味では、逆に、短時間労働者の方々が今までせっかくこの厚生年金に入っていたのが、三十時間以内で、うちも大企業じゃございませんので、小企業でございますので、今回のこの法案が通りますと、労使が合意の下に、二十時間以上であれば今回また厚生年金に入れることになっておりますので、うちのスタッフも首を長くして待っておりますので、是非ともこれは、私も現場の感覚を持っています。また、本当に今人材が不足しておりますので、この厚生年金に入れるか入れないかというのが非常にやはり労働者から見れば一つの大きな指標になりますので、是非ともそこは進めさせていただきたいと思っております。

そして、時間もあれなんで、最後にGPIFについて聞かせていただきたいと思っております。

年金の給付にしましては、保険料と税のほか、積立金が充てられております。公的年金制度の信頼を高めていくためには、年金積立金を適切に運用し、長期的に収益を上げていくことが重要

であるということ、これも誰でも理解できるところでございます。そこで、次に、年金積立金を運用するGPIFについてお伺いさせていただきます。と思っています。

年金積立金の運用状況については、先日、十一月の二十五日に発表されました、平成二十八年七月から九月初期のGPIFの運用状況が二・四兆円プラスであったことが公表されました。その後、更にそれを上回る収益が出ているのではないかとという一部の報道もございました。このようなニュースは、確かに喜ばしいことでありますが、短期的な損失を取り上げて不安をおおることが不適切であると同時に、短期の成果のみで積立金の運用全体を評価するべきではないと私は考えております。これらの運用実績の数字、あくまでも株式等の資産の時価での評価損益であつて、実際に市場で売買された損益ではないということを理解していただきたいと思っております。

そこで、GPIFは長期投資家であり、長期にわたり資産を保有し続けることで利子や配当収入を安定的に確保することも重要だと思っております。大事なことは、こうした長期投資の利点を生かした上で長期的な状況がどうか、年金財政上、利回りを確保できているかどうかという点であります。

そこで、長期的に見て年金積立金の運用状況がどのようになっているか、年金財政にどのような影響を及ぼしているのか、あわせて、このような重要な年金積立金の運用を行うGPIFについて、今回の改正によってこの組織ガバナンス改革をどのように行うかについてお伺いをさせていただきます。と思います。

○大臣政務官(馬場成志君) 御指摘いただきましたように、年金積立金の運用状況は長期的な観点から評価すべきものであると思っております。

年金積立金の運用につきましては、平成十三年度の自主運用開始以来、本年九月までの累積収益が約四十三兆円となっております。年金財政上は必要

なっております。

また、GPIFについては、積立金運用への国民の信頼を高めるとともに、運用の多様化や高度化が進む中で、リスクを適切に管理しつつ、機動的な対応を可能とするためにガバナンスを強化することが重要な課題となっております。そのため、今回の法案では、合議制を導入することとに、意思決定や監督と業務執行を分離することとしており、是非とも御趣旨を御理解いただいて早期に成立させていただきましますようお願いを申し上げます。

○島村大君 ありがとうございます。

やはりこのガバナンスをしっかりと改革をしていただいて、国民から安心、安全な年金だということをしつかりと政府も進めていただきたいと思っております。

そして、この年金制度はやはり世代間の分かち合いであり、どの国も経験したことがないペースで進む少子高齢化に対して、しっかりと各世代が支え合いながら制度を維持して次の世代へ引き継いでいくことが大変重要であると思っております。本日の審議のとおり、今回の改正に関しましては決して唐突に出てきたものではなく、平成二十一年の財政検証でもデフレ下でマクロ経済スライドが発動されないことが今回の年金問題になっております。ですから、将来の年金水準が低下するということは、この問題に関しましては唐突ではなく、以前から出てきた問題であるということ。是非とも皆様方に御理解していただき、この法案に関しましてはやはりやらなければならぬ改革だと我々も思っておりますので、是非ともこの審議を、参議院では審議をしつかりさせていただきます。是非ともよろしく申し上げます。

あと一分ぐらいございますが、これから我々自民党の若いホープ二人が質問させていただきますので、各論は引継ぎさせていただきますので、私はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○小川克巳君 おはようございます。自由民主党の小川克巳でございます。

時間が限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。

年金制度については、これまでのものもろの経過から国民の信頼を相当程度に失っていると感じています。今回の改革案の一つの柱が低年金者や無年金者の救済並びに将来世代に対する年金制度の担保ということでもあるのなら、その趣旨を明確かつ端的に国民に示し、早急に信頼を回復することが求められていると思っております。

また、制度に対する信頼性を得られていないことが保険料の未納や保険料逃れの増加の一因となっていることは間違いのないところだと考えております。

つきましては、今回の年金改革法案の絶対的な意義をどのようにお考えか、もう既に何度もお答えになられたことと思いますが、改めて、明確かつ端的に御説明を大臣の方からお願いいたします。

○国務大臣(塩崎恭久君) ありがとうございます。

先ほど島村委員にもお答えをいたしました、そのエッセンスを改めて申し上げますと、今回の年金改革法案は、一つは中小企業の短時間労働者の被用者保険の適用拡大、それから国民年金の産前産後期間の保険料の免除、そして年金額改定ルールの見直しなど、幾つかの改革を御一緒に御議論いただくというものでございます。

今回の改革によって、中小企業で働く約五十万人の短時間労働者が労使合意に基づいて厚生年金に加入できるようになる、そして、これによって将来の年金が増加をし、また、より長く働いた場合には収入を増やすこともできるというふうに考えております。

また、約二十万人の第一号被保険者の産前産後期間四か月分の国民年金保険料が免除をされるとともに、その期間の基礎年金が保障をされる、そして、その費用として、保険料を月額百円引き上

げさせていただきます。

さらに、マクロ経済スライドについては、前年度より年金額を下げないという名目下限措置を維持しながら、未調整分の先送りを防ぐことで、現在二十歳の方が六十五歳になって受け取る基礎年金は夫婦で月額二千円程度改善をするというふうに見込まれるわけでございます。

さらに、仮に将来、名目賃金も実質賃金も低下をするような不測の経済状態になった場合に、賃金に合わせた年金額の改定を行うことによって、若い世代の方々の基礎年金水準の低下を防止するということができると考えているところでございます。

以上のように、本法案は、将来世代の給付水準を確保するものでございます。こうした改革によって若い世代の年金制度への信頼が高まるということ、安心して今の高齢者の年金を支えていただけるようになるのではないかと、年金制度の持続可能性も高まると考えているところでございます。

○小川克巳君 ありがとうございます。

年金の成立に関しましては、無年金者、低年金者、多くの方が待つておられるというふうに思います。是非早急な決断をいただきたいというふうにも私思っております。

続きまして、保険料逃れや未納者の実態とその対策についてお尋ねをいたします。

これらにつきましては、実効性のある対策が既に実施されていることというふうにご覧いただいております。よろしくお願いたします。

○副大臣(橋本岳君) 今お尋ねいただきました保険料の収納対策、あるいは適用対策という面もございしますが、これらは、年金受給権の確保に加え、公的年金制度に対する信頼確保の観点から、大変重要な課題であると考えております。

国民年金の保険料の収納対策につきましては、コンビニエンスストアでの納付を可能にする、あるいはクレジットカードでの納付など、納めやす

い環境を整備すること、また、それとともに、一定以上所得のある未納者に対しては、強制徴収の強化などの取組を講じているところでございします。また、経済的に保険料の納付が困難な方に対しては、免除あるいは納付猶予について個別に勧奨をしているところでございます。

こうした取組の結果、平成二十七年の国民年金保険料の納付率は六三・四％と四年連続で上昇し、また、納められる最後の保険料である平成二十五年度の最終納付率は七年ぶりに七〇％台に回復しているところでございまして、より一層こうしたことは進めていきたいと考えているところでございます。

また、今、国民年金についてのお答えをさせていただきましたが、併せて厚生年金につきましてもちよつと補足をさせていただきますと、これは実は、厚生年金については納付率が既に約九九％という高い水準となっております。ただし、未加入という問題がございますので、この対策につきましては、平成二十七年から国税庁の協力を得て、法人情報の提供を受けて未加入の可能性の高い事業所を把握し、これを加入指導に活用しているところでございまして、この結果、平成二十七年は約九・三万事業所を適用し、年金機構が発足をした平成二十二年と比べて約十九倍の加入実績を上げておりまして、今年度に入っても八月末までの五か月間で約五万件の事業所を既に適用したところでございまして、こうした取組をしつかり実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小川克巳君 ありがとうございます。

衆議院予算委員会と井坂議員から、過去十年に新ルールを適用したときには、十年間で五・二％減るとの試算結果が算出されております。

いづれにせよ、年金制度は世代間分ち合いの仕組みである、そういったことで理解をしていただければ、国民の大勢の理解が得られる説明が必要と考えます。改めて、国民の記憶に強く残ったであろうカットという文言を消し

去って余りあるしつかりとした説明をお願いいたします。

○副大臣(橋本岳君) 年金は、将来年金を受給する現在の若い人たちが、現役世代の方々が現在年金を受給している高齢世代の方々に対して仕送りをを行う助け合いの仕組み、まあ賦課方式ということでございますが、これであるとともに、保険料や税など限られた財源を長期にわたり適切に配分をする仕組みでございまして、これを世代間の分ち合いの仕組みと、こういうことで御説明をしているところでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、現在の年金額改定ルールでは、仮に現在の若い人たちの賃金下がった場合、経済状態が悪い、賃金下がったことによって仕送りという状況になってしまつた、そうした場合には、現在年金を受けているその高齢世代の年金水準は、現在の若い人たちの将来受け取るはずの年金額の一部を財源として、先に、要するに、現在の高齢者の方々がその財源を使つてしまつたということになってしまつて維持をされるという状況が続きます。一方で、現在の若い人たちにとつてみれば、賃金も下がりが、そして将来受け取る年金水準も低くなるという言わば二重の苦しみとなる可能性があったわけでございします。これが現行ルールであつたらこうなっているという話でございます。

今回の法案では、そのマクロ経済スライドによる調整をできるだけ先送りをしないキャリオーバーの仕組みを導入するという、また、仮に現在の若い人たちの賃金下がるといふような経済状態が起きた場合は、現在の年金額も若い人たちの賃金の変化に合わせて改定することで、若い人たちが将来受給する基礎年金の水準が低下することを防止するものでございまして……(発言する者あり) よろしいですか、答弁中でございます。

○委員長(羽生田俊君) お続けください。

○副大臣(橋本岳君) はい。

ただし、そのときには高齢者の方々の要はその年金の額も減るということとなりますが、そのこ

とを分かち合い、つらいことも分かち合っていた
だきたいという御説明をしているということでご
ざいます。

つまり、本法案による改正を行わないままの状
態が仮に続いたということにすれば、今後、マク
ロ経済スライドの調整期間が延びるおそれがある
ということ、将来の基礎年金の水準がより低下
をするということにつながりかねないということ
でございまして、今回の見直しはそれを未然に防
ぐためのものというふうに御理解をいただければ
有り難いと思っております。

したがって、現状を放置する場合と比べ世
代間の公平性が確保され、若い世代の方々も安心
をして今の高齢者の年金を支えていただくこと
につながるのではないかと、こういうふうに考えて
いるところでございます。

○小川克巳君 今回の改定は重要な改定だとい
うふうに思っております。そういう意味で、もつと
自信を持つてはつきりと説明された方が、こうい
うことがあるために必要なんだと、絶対に必要
なことなんだというふうなことで御説明いただ
ければいいのかなというふうにちょっと思っ
たりします。ありがたいと思いました。

続きまして、短時間労働者への被用者保険適用
拡大についてお尋ねをいたします。

先ほど来御説明がありましたが、従業員数五百
人以下の民間企業等においても、労使合意に基づ
いて適用拡大が可能になりました。その結果、五
十万人が新たに被用者保険の潜在的な適用対象者
となるわけですが、一方で事業主側の保険料負担
が増加するという点でもあります。せっかく適
用拡大の要件を緩和しても、企業側の理解がな
ければ先には進まないということになります。そ
こで今回の短時間労働者への被用者保険適用拡大
の周知について、今後どのように行っていく予定
でしょうか、特に労働者への周知の在り方につ
いて政府の見解をお願いいたします。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 一般の労使合意を前
提といたします中小企業への適用拡大の実施で

ございますけれども、本年十月から大企業につ
きましては既に適用拡大を実施しております。この実
施と同様に、事業所に対するお知らせ、それから
QアンドAの作成などを検討しているところで
ございます。

それから、今御指摘ございました労働者の方
々に対しても、同じく、本年十月からの大企業
への適用拡大のときと同様に、リーフレットの作
成でございまして、あるいはホームページなど
による様々な周知、広報、これを検討している
ところでございます。

いずれにいたしましても、中小企業における適
用拡大が円滑に進みますように、事業主、労働者
双方に対して周知、広報を努めてまいりたいと考
えております。

○小川克巳君 ありがたいでございます。今後の頑
張りを更に期待しております。

さて、参考までに各都道府県の本年の最低賃金
を見てみたところ、最低賃金が最も高いのは東京
都の九百三十二円でした。サンプルとしては千円
というふうなことがよく出ておりますが、実態に
合っていないということもあります。この場合
は、適用拡大の要件である月額八万八千円をクリ
アするには、およそ九十四時間働くことでクリア
することになります。しかし、最低賃金の最も低
い宮崎県や沖縄県では七百十四円であり、この場
合、要件の八万八千円を上回るにはおよそ百二十
三時間働かなければなりません。ちなみに、大臣
の出身の愛媛県の最低賃金は七百十七円、私の熊
本では七百十五円となっており、宮崎県や沖縄県
と大差ありません。

このように、最低賃金の最も高い地域と最も低
い地域では、八万八千円の要件を満たすために必
要な労働時間の差が三十時間近くあるというふう
なことになります。こうした賃金水準の格差を踏
まえての各地域の被用者保険の適用状況をどの
ように認識されているのか、その点について見解を
お願いいたします。

○政府参考人(鈴木俊彦君) まず、前提といたし

まして、公的年金、社会保険でございますので、
そういった適用の要件につきましては保険集団と
しての同質性を保つ、こういった観点から法律に
基づいて全国一律のものにする必要があるという
ことは御理解を賜りたいと思っております。

その上で、現在の適用要件でございますけれど
も、週二十時間以上という労働時間の要件のほ
かに、月額八・八万円以上という賃金の要件もご
ざいます。したがって、先生から御指摘いただ
きましたとおり、賃金水準に地域差がございます
ので、地域によって賃金の要件に該当するため
働く必要のある労働時間が異なってくる、こう
いった状況にあることは私どもも承知をしてい
るところでございます。

そこで、本年十月からの適用拡大の実施に先立
ちまして、都道府県の労働局に配置をされてお
ります地方労働市場情報官による情報収集でござ
いますとか、あるいは各地の企業にもヒアリングを
行いまして全国的な状況を調査を進めているとこ
ろでございます。

また、この秋の最低賃金の見直しによりまし
て、月額八・八万円という賃金の要件により該
当しやすくなったとも考えております。こうした
最低賃金の動向を今後とも踏まえるとともに、今
般の適用拡大の施行状況につきましては、私ど
も、統計調査を利用して数値を把握する、それか
ら企業のヒアリングを実施するといった様々な手
法を活用いたしまして実態把握に努めていき
たい、こういうふうな考えております。

また、その際、適用拡大に伴ういろいろなメ
リット、それから中小企業の事業主を始めとい
たします積極的な事業主に対するキャリアアップ助
成金の拡充による支援、こういったことも含めて
適用拡大が円滑に進むように努めてまいりたいと
考えております。

○小川克巳君 今後、不公平感が出てくる可能性
のあるところもあるかと思っております。是非善処を
お願いしたいというふうに思っております。

次に、国民年金第一号被保険者の産前産後期間

の保険料免除についてお伺いをいたします。

今回の法案では、国民年金第一号被保険者の産
前産後四か月間の保険料を免除することとし、免
除期間に係る年金給付は満額の基礎年金を保障す
ることとしています。国民年金に既にある保険料
免除の制度としては、保険料を納めることが経済
的に難しいときのための制度があり、申請すべ
ば、前年の所得の程度に応じて保険料の四分の
一、半額、四分の三又は全額の免除を受けること
ができます。先月の年金機能強化法改正により年
金の受給資格が十年に短縮されましたが、この制
度を使って申請して保険料が免除されれば、その
期間は年金の受給資格期間に算入されます。した
がって、保険料を納めることが経済的に難しいよ
うな方は、国民年金保険料を未納のままにしてお
くのではなく、市役所、町村役場の国民年金担当
窓口で免除の申請をしていただくことが非常に重
要と考えます。

しかし、既存の保険料免除制度により保険料を
免除された方の免除期間の年金給付は、将来満額
の基礎年金を受給できるわけではありません。基
礎年金には国庫負担が二分の一入っているため、
その国庫負担分の二分の一は受給できますが、あ
との保険料財源分の給付はそれぞれの免除の割合
に応じて支給されることとなり、したがって、免
除期間に係る将来の年金給付は八分の七、四分の
三、八分の五又は二分の一ということになります。

制度の趣旨とも関係するかと思いますが、確認
のために伺いをさせていただきます。既存の国
民年金の保険料免除制度では保険料免除の割合に
応じて将来の年金給付が変わってくるのに対し
て、今回の法案での産前産後期間の保険料免除は
将来の年金給付を満額保障することとなってい
る、その理由は何なのか、御説明をお願いいた
します。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 今御指摘いただき
ました産前産後期間の保険料免除でございます
けれども、これは厚生年金では既に平成二十四年に成

立いました年金機能強化法で実施をされているところでございますが、国民年金についてこの同法の附則で検討課題とされていた、こういった経緯がございます。

これを受けて、社会保障審議会の年金部会で検討を進めてまいりまして、二十七年の一月にまとめられました年金部会における議論の整理におきまして考え方が整理をされております。

具体的には、被用者保険におきまして産前産後休業中の保険料免除につきましては、将来の制度の支え手の育成を支援する、こういった側面に着目して導入されたものであるということ、それから、産前産後期間におきまして母体保護の必要性ということになりますと、これは第一号被保険者、国民年金の方も、第二号被保険者、厚生年金の方も共通しているということで考えることができること、こういった整理がされて、就労状況の様々な第一号被保険者につきましても出産前の六週間及び出産後の八週間は稼働活動に従事できない期間ということで考えることができる、したがって、次世代育成支援の観点から配慮措置を設けることは妥当なものと考えられるというふうにされたところでございます。同時に、ただいま御指摘ございました給付につきましても、厚生年金と同様に免除期間分の基礎年金を満額保障することが望ましいというふうな整理されたところでございます。

こういったものを踏まえまして、今般、国民年金の第一号被保険者につきまして、産前産後期間に対応いたします四か月分の保険料を免除する、それとともに、免除期間は満額の基礎年金を保障するということがございました。あわせて、それに関する費用につきましては、国民年金制度全体で支える、こういった観点から、国民年金保険料を月額百円程度引き上げることとしたわけでございます。

いずれにいたしましても、今回の措置は年金の保障機能を強化する、こういったことと同時に、次世代育成支援にも資する重要な施策であるとい

うふうに考えております。

○小川克巳君　ありがとうございます。

今のお話でもありました、その財源を賄うために百円の引上げということ、まあ百円程度ということになっていますが、引上げをするということと賄うということとされています。この百円程度で財源は十分なのかという点についてお尋ねをいたします。あわせて、今回の保険料免除の対象者数についてもお答えいただければ有り難いと思います。よろしくお願いします。

○政府参考人(鈴木俊彦君)　この国民年金の第一号被保険者の産前産後期間の保険料免除でございますけれども、まずは、この国民健康保険の出産育児給付の支給件数、これが約二十万人分でございます。これを念頭に置きまして、四か月分の国民年金の保険料の額を基に所要額約百億円というふうな算出をいたしております。これを国民年金全体で支えるために国民年金の基礎年金拠出金の算定対象者の総数、これで賄うことといたしますと、一人一月当たり百円程度国民年金保険料を引き上げさせていただくことが必要だということでございます。

これで十分かどうかという御指摘でございますけれども、このただいまの百億円、それから百円というその費用の積算に当たりましては、これまでの国民健康保険におきまして出産育児給付の支給件数、これは全体的には低下しているトレンドにございます、それから今般の財政検証における国民年金の基礎年金拠出金算定対象者数の見込み、こういったものも十分踏まえまして、こういった将来の動向を踏まえた上で本件の積算をやっております。将来的に財源が足りなくなるといった心配はないものというふうな考えております。

○小川克巳君　介護保険がスタートしたときに、三千五百円ぐらいからスタートしたんですけれども、これがもういつの間にかどんどんどんどん給与明細を見るたびに上がっていくというふうなところで、ややその百円ということが、またこれも同じように上がっていくんじゃないかという不安

感といえますか、そういったものも多分あるのかなという気はしますが、十分であろうという見通しですので、信頼をしたいと思います。

続きまして、改定ルールにつきましてお尋ねをいたします。

将来世代の過重な負担を回避するため、平成十六年制度改正により保険料水準の上限が固定されており、この収入の範囲内で給付を賄わなければなりません。したがって、少子高齢化が進む中で世代間の給付と負担のバランスをいかに図っていくかが大きな課題となります。

今回の法案は、年金額の改定ルールを見直し、将来世代の給付水準を改善させるものであります。現在、年金で暮らす高齢者の方々の暮らしが決して楽ではないことは誰もが承知しており、もちろん高齢者の方々の生活に配慮することが必要なのですが、その一方で、今回の見直しを実施しなければ、将来世代、我々の孫の世代の負担は過重なものになってしまうことが想定されます。今回の改定ルールの見直しについて、現在の高齢者の方々の理解を得られるようその趣旨を丁寧に説明していくことが必要と考えますが、政府の認識をお伺いします。

○政府参考人(鈴木俊彦君)　丁寧な御説明をしていくというのが誠に必要だと思っております。そこで、今回の年金額改定ルールを見直しでございますけれども、その背景といたしまして、平成十六年の改正以降、現役世代の賃金の低下に合わせた年金額の改定が行われてこなかった、このために、現在の高齢者の所得代替率が約一割上昇しました。その一方で、将来の基礎年金の給付水準が約一割下がった、こういった事態を背景としているわけでございます。

こうした点は、平成二十一年の財政検証でも明らかにされておまして、当時の社会保障審議会の年金部会でも指摘をされております。また、先ほどもございましたけれども、平成二十四年二月に閣議決定をされました社会保障・税一体改革大綱におきましても、「世代間公平の確保及び年金

財政の安定化の観点から、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討する。」と記載されたところでございます。こうしたことは平成二十六年の財政検証でも再確認をされたところでございまして、こうしたところり、明らかにした政策課題がございますので、これに対して必要な見直しを行うということが責任ある対応であろうというふうに考えてございます。

このために、マクロ経済スライドの調整期間の長期化を防いで将来世代への基礎年金の給付水準を確保するために、一つはマクロ経済スライドの未調整分を先送りせずにできる限り早期に調整をする、そして、賃金に合わせた年金額の改定によりまして支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする、こうした年金額の改定ルールを見直しを行うこととしたところでございます。

この年金額改定ルールを見直しに当たりましては、先ほど来御答弁申し上げましたように、低年金の方にも十分配慮する措置、これを併せ講じるということでございます。また、平成三十一年十月までに福祉的な給付がスタートした後の平成三十三年度から、賃金が下がった際の賃金に合わせた改定の見直しを実施するというところでございます。この見直しは配慮の措置につきまして高齢者の方々に御理解をいただくことは誠に重要でございますので、引き続きしっかりと説明に努めてまいりたいと考えております。

○小川克巳君　ありがとうございます。どうぞよろしく願っています。

年金の給付と負担について世代間格差が指摘されている中で、現役世代、特に若年世代の公的年金制度に対する信頼を高めることが求められています。その実現のためには、若年世代にも今回の見直しのメリットを周知する必要があります。

今回の改定ルールを見直しにより、現在二十歳の方が六十五歳になったときに受給する年金額は夫婦で月額二千円程度改善すると説明をされてい

ます。この夫婦とは、夫が国民年金第二号被保険者、妻が国民年金第三号被保険者のモデル世帯であるという理解でよろしいかということ、また、単身世帯である場合にはどの程度の年金額の改善が見込まれるのか、法案による改善の効果を分かりやすく説明していただきたいと思います。

○政府参考人(鈴木俊彦君) ただいま先生から御指摘いただきましたように、このマクロ経済スライドのキャリーオーバー制度を導入することによりまして、平成二十六年財政検証のケースEの前提で申し上げますと、現行制度と比べましてマクロ経済スライドの給付水準の調整終了期間が一年短縮をいたします。あわせて、現在二十歳の方が六十五歳になります二〇六〇年度、このときに夫婦の基礎年金月額が二千円上昇するというところでございます。

そこで、この夫婦というのはモデル世帯かどうかという御指摘がございました。これはまさに御指摘のとおりでございます。いわゆるモデル世帯、具体的には、夫又は妻が厚生年金に加入して男子の平均的な賃金で四十年間就業しまして、その配偶者の方が四十年間にわたり専業主婦等の国民年金の第三号被保険者である、そういった世帯の試算でございます。

一方で、では単身世帯の場合はどうかという御指摘がございましたけれども、単身世帯の場合には二〇六〇年度の基礎年金は月額一千円上昇するものというふうに見込んでおります。

○小川克巳君 ありがとうございます。

続きまして、マクロ経済スライドは平成十六年の制度改正によって導入されました。これまで、発動されたのは平成二十七年の一回だけ。将来世代の給付水準を確保する観点から、マクロ経済スライドによる調整が先送りされないようにすることが重要であり、平成二十五年の社会保障制度改革国民会議報告書、社会保障制度改革プログラム法においても検討課題とされておりました。そういう意味でも、今回の法案はこの課題に対し一定の答えを出したと考えております。

今回の改正は、マクロ経済スライドによる調整が不十分であったときに未調整分を翌年以降にキャリーオーバーすることとしており、法律上は特別調整率という言葉で表されています。そこでお尋ねいたします。

マクロ経済スライドの調整期間の年金額は、現在どのような算出式で改定されるのか、また、法案による改正後はどのような算出式で改定されるのか、その変更について分かりやすく御説明ください。

○政府参考人(鈴木俊彦君) この現在のマクロ経済スライドの仕組みでございますけれども、これは平均余命の伸長、伸びや被保険者数の減少といった今後の人口構造の変化を踏まえまして、賃金、物価がプラスの場合に限りまして、こうしたものの伸びの抑制を図るという形で年金額、この水準に反映をさせる、こういう仕組みでございます。

そこで、具体的には、例えば、賃金とか物価の改定率が二%であった、その場合にマクロ経済スライドの調整率が〇・九%だったといたしますと、このマクロ経済スライドの調整によりまして、年金額の改定率は二%から〇・九%を差し引いた一・一%となる、こういう仕組みでございます。

その上で、今回の法案にキャリーオーバーの仕組みを盛り込んでおりますけれども、これは、マクロ経済スライドによる調整をできるだけ先送りしないで、これによって、今の現役世代の方々が将来受給する基礎年金の水準が低下することを防ぐと、こういう趣旨のものでございます。

こうした、こういう趣旨の申し上げますと、例えば先ほどのように、賃金、物価の改定率が二%であった、そしてマクロ経済スライドの調整率が〇・九%であったと、同じ仮定を置きます。そして、前年度からの未調整分がしかしながら〇・五%あったということになりますと、その年度の年金額の改定率は二%から〇・九%と未調整分の〇・五%を差し引きまして〇・六%の改定になります。

る、そういう仕組みでございます。

同じように、今度は賃金、物価の改定率が一%、それからマクロ経済スライドの調整率は変わらざ〇・九%であった、そして未調整分も前年度から〇・五%持ち越したという場合でございますけれども、この場合は前年度から年金改定率が据置きとなりまして、結果、繰り越した〇・五%のうちの未調整分〇・四%がキャリーオーバーされる。ちよつといろいろ申し上げましたけれども、こういった仕組みでございます。

それで、いずれにいたしましても、この前提で今申し上げましたマクロ経済スライドの調整率でございますが、今〇・九%という例示で申し上げますが、これは平成二十七年の数字でございます。平成二十八年度は、このマクロ経済スライド発動されませんでしたけれども、仮にこの調整率を算定してみますと〇・七%でございます。このように、この調整率というものは平均余命の伸長とかあるいは被保険者数の減少を踏まえて毎年変わりますものである、こういう前提で御理解を賜ればと思います。

○小川克巳君 経済が上向けばそこら辺の問題はないというふうなことで説明されております。是非、政府一丸となって、経済の上向き、上昇を支えていっていただければというふうに思っております。

続きまして、GPIFの運用関係についてお尋ねをいたします。

まずは、年金積立金が年金財政に果たす役割についてお尋ねをいたします。

GPIFが運用する年金積立金は、国民から徴収された保険料の一部であるとともに、将来の年金給付の貴重な財源となるものであり、GPIFが安定的な運用に努めなければならないことは言うまでもありません。他方、年金給付の財源全体を見ると、その年に現役世代が納める保険料と国庫負担でほとんど賄われており、積立金から得られる財源は一割程度とされております。

短期的な株価の変動のみを捉えて、株価の下落

が直ちに年金の減額に影響するかのごとく指摘されることもありますが、あくまで年金積立金は年金財政上の補完的な役割であることについて十分な説明を行っていく必要があると考えます。

そこで、年金積立金の位置付けについてお伺いします。年金財政において積立金が現状で果たしている役割と、今後の積立金の活用方針について御説明ください。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 現在の年金制度の財政の仕組みでございますけれども、御案内のように、これは将来の保険料水準を固定いたしました上で、全体として固定された財源の範囲内で積立金とその運用収益を給付に充てていく、こういったことも含めて長期的な給付と負担の均衡を図る仕組みでございます。その上で、御案内のように、五年に一度、法律に基づいて財政検証を行いまして年金財政の健全性を検証し、一定の積立金を保有しながら財政均衡を保つことができるように取り組んでいるところでございます。

こうした仕組みの中で、御指摘ございました積立金とその運用収入でございますが、これは主に将来の受給者の年金給付に充てることによりまして、今後、少子高齢化が更に進行いたします中で、先ほど来出てまいりましたマクロ経済スライドの調整によりまして給付水準の調整を緩和し、将来において一定の給付水準の確保に資する、こういった役割を果たすものでございまして、したがって、そのために長期的視点に立つた積立金の運用を行っているというところでございます。

○小川克巳君 株式比率を高めた平成二十六年度の十月のポートフォリオ変更後は、株式市場の短期的な変動による収益の増減に注目が集まりやすくなりました。しかし、利子・配当収入であるインカムゲインにも着目する必要があると考えます。インカムゲインは市場変動の影響を受けにくく、保有しているだけで常にプラスの一定収益が着実に見込めるため、年金積立金の安全な運用を考える上でも重要ではないかと思っております。そこで、年金積立金におけるインカムゲインの

累積収益額に占める割合及びその位置付けについてどのようにお考えか、見解をお伺いします。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 年金積立金の運用でございませうけれども、これは基本ポートフォリオを定めまして、これを長期にわたって維持することによりまして運用収益を獲得していき、こういうことでございまして、ただいま御指摘ありましたように、運用資産を保有しているだけで一定の安定収益が見込まれる利子・配当収入といいたすいゆるインカムゲイン、これは大変に重要なものだというふうに考えております。

そこで、GPIFが設立をされました平成十八年度から平成二十七年までのインカムゲインの累積額を見てまいりますと、約二十一・一兆円となっております。この額は、その間の累積運用収益額に占める割合が六五・九％に達しているという状況でございます。

○小川克巳君 平成二十六年十月のポートフォリオ変更については、債券に比して価格の振れ幅が大きい株式比率を上げたことに注目が集まっております、世界経済の影響を比較的受けやすい様式について、その下落幅が大きく報じられることも多いと思えます。しかし、長期間続いたデフレからの脱却を図り、緩やかな物価上昇基調に移行しつつある現下の経済状況に対応するためには、金利上昇という債券価格の下落リスクを回避する手段としてポートフォリオを変更した意義は大きいと考えています。

もちろん、比較的安全資産とされる債券であっても価格下落のリスクは存在し、それゆえに債券以外の資産に分散して投資することにメリットがあると考えますが、この点について改めて政府の御認識をお伺いします。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 運用におきまして、株式や債券といえます各資産はそれぞれ資産としての特性とリスクがございまして、比較的安全な資産であるとしてまいりました国内債券でございませうけれども、現在、御案内のように、歴史的な低金利の状況にございまして、今後デフレから

脱却して物価が上昇していく、こういった局面を想定をいたしますと、今後金利上昇によりまして保有債券の価格下落のリスクを抱えていることになる、こういうふうなことを考えております。実際に今年度の第二・四半期におきましては、金利上昇による損失が約六千七百億円を計上したところでございます。

したがって、年金積立金の運用のような長期投資に当たってでございますけれども、これは単一の資産で運用するよりも複数の資産を適切に組み合わせた分散投資を行う、こういうことによりまして全体としてのリスクを抑えながら年金財政上必要な利回りをしっかりと確保していく、これは大事だろーと思っております。

そういうことで、一昨年十月の基本ポートフォリオの変更でございますけど、以上のような想定の下で、国内債券に偏っておりました従来の基本ポートフォリオから株式などへの分散投資をより進めまして、長期的に見て年金財政上必要な積立金を下回ってしまうというリスクを少なくする、そうした考えで行われたものでありまして、適切な見直しだったというふうに考えてございます。

○小川克巳君 ありがとうございます。次に、運用に関するもう一つの改正事項である短期資金の活用についてお尋ねをいたします。

年金財政を大きな財布として見たとき、収入面では毎月保険料収入が得られる一方、支出面では、偶数月の年金支給となっており、奇数月においては短期的に余裕資金が生まれる財政構造となっております。安全な運用が大前提ですが、この奇数月の短期の余裕資金を有効活用しない手はないと考えます。これまで短期の余裕資金は国庫短期証券等による限定的な活用に限られていたが、今回の法案により、既に機関投資家等と一般的となっているコール市場の活用が可能となります。

コール市場の活用には充てられる短期の余裕資金の具体例と規模、また現状の国庫短期証券等による短期運用と比較したコール市場活用の優位性に

ついてお伺いをいたします。

○政府参考人(鈴木俊彦君) GPIFが保有したております短期資金でございませうけれども、これは具体的には、例えば運用資産の時価変動あるいは満期償還などによりまして、実際の資産構成割合は、基本ポートフォリオから大きく乖離するようなことがあった場合には、基本ポートフォリオを維持するために資金の回収とか配分をいたします。これはリバランスというふうに申しております。それから、もう一つは年金給付に充てるために運用資産を年金の特別会計に移動する、こういったことのために一定の短期資金を保有しているという状況でございます。この短期資金の規模でございますけれども、これは市場動向等によりまして変動いたしますが、平成二十七年末時点では約一兆四千億円というふうになっております。

この短期資金でございませうが、現在、国庫短期証券あるいは譲渡性預金などによって運用いたしております。これは短期金融市場の動向などによりまして、こういった運用資産あるいはどういった方法が最適かということとは変わってくるわけでございます。したがって、様々な運用資産や方法でより安定的、効率的に運用していく、こういうことが必要でございます。

そこで、今回の改正案では、短期資金につきまして、金融機関の間の取引でありまして安全性が高いコール市場での運用を新たに可能にするように追加しているところでございます。

○小川克巳君 ありがとうございます。私の用意した質問に関しては以上でございますが、いずれにしても、年金制度、これまで何度かの改定をされて、非常にややこしい構造だったものが少しずつシンプルになってきているかなというふうには思います。

ただ、いずれにしても、私自身、ずっと勤務先の厚生年金に加入してまいりましたが、今回国民年金に移行するというところで、手続そのものをよく認識していないというふうなこともあった

り、あるいはホームページを確認しても求められる情報はなかなかすっきりと出てこないというふうなことがあります。最後に、こういった案内でも一度御相談にお出かけくださいというふうな言葉で大体締めくくられておりまして、足を運べないのかというのが率直な感想でございます。

ですので、私みたいな不精な人間もおりますし、あるいは、なかなか諸般の事情で役所に向けないというふうな人々も少なくはないというふうな思っております。是非国民が求める情報をどういったものかといったことをしっかりと把握していただいて、的確にその情報を提供するという体制が今後大事だろーというふうに思っています。是非その辺り、いかめしいホームページではなくて、もう少し情報をすんなりと受けられるようなホームページ、情報提供の体制を整えていただけると非常に有り難いというふうに思っております。

三分ほど早くまりましたけれども、これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○宮島喜文君 自由民主党の宮島喜文でございます。今日は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案でございませうが、各論について私の方からは少し御質問をさせていただきます。

初めに、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進でございます。従業員数五百人以上の適用事業所に勤務する週二十時間以上の短時間労働者につきましては、平成二十八年十月から厚生年金の被保険者とされました。今般、五百人以下の適用事業所の短時間労働者についても適用拡大を図るとされておりますけれども、社会保険審議会年金部会では、適用事業所に勤め適用要件を満たす被用者については、本来全員に被用者保険が適用されるべきであるとされる一方、滞納事業者も生むという懸念も示されているところでございます。

そこで、質問でございますが、伊原年金管理審議官に伺いたいと思います。

五百人以下の事業所に適用拡大しても未適用事業所が存在すると、この未適用事業所に勤務する従業員は、短時間労働者に限らず本来の加入者も厚生年金に加入できないことになるわけでございます。未適用事業所について、平成二十八年から、法人番号の適用に合わせて国税庁から法人番号を加えた情報を受け、日本年金機構において厚生年金適用事業所とのひも付きを完了し、加入指導を加速するとされていきます。調査対象としている事業所は全国にどのくらいあると認識されているか、また、適用に向けて指導は具体的にどのようなにされているか、そして、その実績についてお聞かせ願います。

○政府参考人 伊原和人君 お答え申し上げます。

まず、調査対象としている事業所につきましては、平成二十六年十二月に提供を受けた国税庁の法人情報を活用しまして、平成二十七年九月末時点では、厚生年金の適用可能性のある事業所として約七十九万事業所であると把握しております。その後、日本年金機構において加入指導に取り組みほか、今御質問にありましたように、本年三月からは国税庁からの法人番号をいただくようになりまして、作業の効率化が進みました。おかげさまで、本年八月末時点では、七十九万事業所がありましたものが約四十九万事業所まで減少しております。他方、平成二十六年十二月以降に国税庁から情報提供を受けまして、新たにその後厚生年金の適用の可能性がある事業所として約七万件を把握しております。したがって、七十九万ありましたのが四十九万に減りましたが、新たに七万件出てきておりますので、全体としまして、今年八月末時点では、五十六万事業所あるというふうと考えております。

このような状況が現在の全国の状況でございますが、加入指導の実績でございます。次に、平成二十七年年度につきましては、九・三万事業所を適

用いたしました。これは平成二十二年度、これ年金機構が発足した年でございますが、これと比べて、約十九倍の加入実績となっております。今年度に入りまして、八月末までの五か月間で既に約五万件の事業所を適用いたしました。

まだ、しかしながら先ほど申し上げましたように、未適用の事業所がございますので、更に取組を加速していきたいと考えておりまして、今年春より、順次六十二万の事業所に対して調査票を送付し、実態調査を実施中でございます。その結果をまとめまして、年度内には具体的な対策を取り、更に、関係団体、関係省庁とも連携しながら、更に対応を進めてまいりたいと考えております。

○宮島喜文君 今のお話を聞きますと、かなりうまくいっているというのか、全体的にはうまくいっているのではないかと私は思うわけでございますが、更に加入指導を行い、厚生年金に加入する事業所が増えますと、それとともに滞納の事業所も実際増えてくるんじゃないかというふうに懸念を持っております。

現在、滞納事業所というのはどのくらいあると認識されているのか。又はその滞納事業所へ納付指導、さらに滞納処分というものを、これに対しては適切に行われているか、教えていただきたいと思っております。

○政府参考人(伊原和人君) お答え申し上げます。

まず、滞納事業所の前に適用事業所がどれだけあるかということでございますけれども、直近の実績では、平成二十七年年度末におきまして、約百九十七万五千事業所となっております。したがって、二十二年度末が百七十四万九千事業所であったので、約二十三万事業所、一三％、適用事業所は増えております。

このように適用事業所が増えている中で、滞納事業所がどうなっているかということでございますが、直近の実績では、平成二十七年年度末におきまして、滞納事業所数は十三万六千事業所となっております。これは、平成二十二年度末の十六万

二千事業所に比べまして二万六千事業所、約一六％減少しております。あわせて、納付率につきましても、平成二十七年年度末は九八・八％でございまして、平成二十七年年度末の九七・八％に比べまして一％上昇しております。

このように、厚生年金に加入する事業所が増えているのですが、他方、それに伴って滞納事業所が増えるのではないかと御懸念につきましては、現時点においてはそのようなことはないというふうに考えております。

また、もう一つ、あわせて、滞納事業所に對してしっかりと対応しているかという御指摘がございまして、まず保険料の納付が滞り、結果として滞納となった事業所に対しては、まず滞納の解消に向けた分割納付などの納付指導、あるいは催告を行っております。しかし、こうした取組にしても納付意欲が認められず、滞納の解消が見込めない事業所に対しては、国税徴収の例によつて、財産調査や差押えといった強制的な処分を行っております。

ちなみに、差押えの実施状況を見ますと、平成二十二年度が一万三千七百七十七事業所であったのに対して、平成二十七年年度は二万四千三百事業所と、約一万事業所、七七％増加しております。いずれにつきましても、こうした未加入対策、さらに滞納事業所に対する納付指導、滞納処分につきましても、引き続きしっかりと対応していかなければいけないと考えております。

○宮島喜文君 ありがとうございます。

本当に、考えてみますと、滞納は誰もしたわけではないとは思いますが、その状況によつて、それぞれの事業所の状況によつて随分変わってくると思います。そうはいいまして、いわゆるきちんとな税ということの基本に立ちますと、その指導を強めていかなければいけないという面がありまして、今後ともお願いしたいと思うところでございます。

五百人以下の事業所につきましては労使の合意に基づき適用拡大を可能としておりますが、あ

る民間調査によりますと、週二十時間以上の短時間労働者で被用者保険の適用を希望している方は約三〇％という結果も出ております。今回の法案で適用となる従業員約五十万人とされておりますと、十五万人ぐらいたる適用になってくるんじゃないかと思うところでございます。

本年十月より適用拡大されていきます五百人以上の事業所につきましては短時間労働者の適用については労使の合意の条件がございせんが、五百人以下については労使の合意が条件となっております。十五万人が適用を希望しているところでございます。今回の法律改正で被用者保険の加入者の拡大を図ることを目的にしていますので、短時間労働者が希望し、しっかりと労使交渉が合意を得るには、事業主側の理解が非常に肝要だと思っております。

そこで、橋本副大臣に伺います。政府はキャリアアップ助成金等の活用により積極的に事業主を支援するとしていますが、厚生労働省は、今回の適用拡大で新規適用数をどのくらいとして推計しているか、また、適用拡大促進に向けての取組について、先ほどちょっとお話しただきましたけど、もう一度御説明願います。

○副大臣(橋本岳君) 短時間労働者の方の就業調整を防ぎ、労働参加を支援するとともに、将来の所得や年金を確保していただくためには、被用者保険の適用拡大を着実に進めていくことが重要であると考えております。また、御指摘のとおり、事業主の方の御理解、もちろんそれから働いている方の御理解も併せてですが、両方共に御理解をいただくことが肝要だろうという御指摘はまさにそのとおりだろうというふうに思っております。

まず、その新規適用者数の見通しでございますが、この十月から大企業で働く約二十五万人の短

時間労働者を対象に被用者保険が適用されておりまして、さらに、今回提出している法案は中小企業などで働く約五十万人の方の短時間労働者についても適用拡大の道を開くものでございますが、どの程度が実際に対象になるのかというのは、ちょっと現時点では、そのままだに労使の合意というのがどのようになるか等々もあるわけで、予測が難しいところはございます。

ただ、現在、厚生年金の適用対象外の事業所が労使合意の上で適用事業所になる現行の任意包括適用制度の対象者の割合が、適用対象外の事業所で週三十時間以上働く方の約五％であること、また、独立行政法人労働政策研究・研修機構、JILPTと申しますが、この調査において、週二十時間以上等の短時間労働者が被用者保険適用を希望する割合が約三〇％であったこと、もしかしたら委員と同じこれは調査かもしれません、さつきお話しさせていただいたことかもしれません。こうしたことを踏まえれば、労使合意であるこの仕組みの利用の割合は五％から三〇％というさっきの二つの数字の割合の間のことかということになるのではないかと、このようなふうに考えているところでございます。

適用拡大を進めるに当たりまして御理解をいかに広げるかということでございますが、短時間労働者の方に対しては、将来の年金額が増え、医療保険の給付も充実をするというメリットや対象者の範囲について、リーフレット等を活用して着実に周知、広報を行ってまいります。また、事業主の方に對しては、キャリアアップ助成金の拡充を図り、労働者本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じ人材確保支援することとしております。また、もちろん助成金の拡充につきましてもちゃんとお伝えをしていくことも大事であるかと、このように考えております。

更なる適用拡大につきましては、この十月の施行から三年以内に検討することが法律で定められております。働きたい方が働きやすい環境を整備する観点から、適用拡大の施行状況、個人の就労

実態や企業に与える影響などを見ながら引き続き取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○宮島喜文君　ありがとうございます。
私は、一人でも多くの方に入っていただけのような制度をつくるということに関しては非常に大切だと思っておりますので、今後とも取組をいただけたらと思っております。

今回の適用拡大については、国や市町村、被保険者の数にかかわらず一律に適用となるわけでございます。職員数が五百人以下の都道府県というのは存在しないとは思いますが、職員数が五百人以下の市町村は相当数あるのではないかと思います。特に、定員職員として雇用できず短時間労働者として雇用している市町村も多いのではないかと思います。小さな市町村ほど財政力指数は小さいと思われるので、私、それこそ長野県の小さな村の出身でございますので適用拡大については賛成しているところでございますが、これには加入促進に向けて市町村への支援が必要だろうというふうにも思っております。

そこで、鈴木年金局長さんにお伺いしたいんですが、職員数五百人以下の市町村は全体の市町村のうち何割ぐらいあるか、そして今後適用される短時間労働者数の見込みはどのくらいに見えているかということ、さらに予算措置等市町村の負担分について厚生労働省としての取組はどうなっているか御説明をいただきたいんですが、お願いします。

○政府参考人（鈴木俊彦君）　これ、まず職員数五百人以下の市町村でございますけれども、平成二十五年度の総務省の地方公共団体定員管理調査というのがございます。これによりまして、指定都市を除きます全市町村数千七百二十二のうち常勤の職員数が五百人以下の市町村数、これが千九百九十八でございます。割合にして約七割でございます。それから、今回の適用拡大の改正によりまして地方公共団体自体はその規模を問わず一律に強制適用となるわけでございますけれども、今般の

措置によりましては約七千人の短時間労働者の方々が厚生年金の被保険者になるというふうに見込んでございます。

そこで、この改正によりまして、御指摘のように、市町村が負担する保険料、これが増えるわけでございます。この増加分につきましては、平成二十九年度の地方財政計画におきまして所要の額をきちんと見込めるように、これは関係部局に今要望を提出いたしております、調整を進めていくところでございます。

○宮島喜文君　ありがとうございます。

本当に、市町村は市町村なりの悩みを持っているところでございますし、日本の地方自治といえどもどうしても交付税に頼っているという現状があるわけでございます。そういう中で、地方創生の面からしても大切な一つとして考えられることとございますので、是非進めていただけたらと思うところでございます。

では次に、国民年金第一号被保険者の産前産後の期間の保険料の免除でございます。

これにつきましては、先ほど小川議員の方から質問が随分ございましたが、私は、平成二十四年に成立いたしました年金機能強化法により、二号被保険者について平成二十六年四月から産前産後の休業中の保険料が免除されていきますが、その年金機能強化法の附則で国民年金の第一号被保険者についても産前産後休業中の国民年金の保険料の納付義務を免除する措置について検討が行われるものとされたことから今回の改正に至ってきたものと考えているところでございます。

ここで鈴木年金局長さんにお伺いしたいんですが、免除期間の基礎年金を満額保障するとして国民年金の保険料を月額百円程度引き上げるとしてございますが、次世代育成支援のために被保険者が折半してこの国民年金の被保険者全体で対応が得られるように丁寧な説明していくことが必要かと考えております。

今回、一号被保険者の保険料の出産予定日の前

月から四か月分を免除し、その免除期間の基礎年金を満額保障するとした理由でございますが、これについても一度、先ほどよりちょっと詳しく御説明いただきたいと思います。

○政府参考人（鈴木俊彦君）　今般の国民年金一号被保険者の産前産後期間の保険料免除とその期間の給付の保障でございますけれども、これはいわゆる機能強化法の附則で、国民年金のこの部分につきまして検討課題とされておりました。これを受けまして社会保障審議会の年金部会で検討を進めてまいりまして、平成二十七年一月に議論の整理ということで一定の考え方をまとめたわけでございます。

その中では二点整理をされておりまして、一点は、この被用者保険においてなぜ産前産後休業中の保険料免除、これを実施をしたのかという点、これはまさに先生今御指摘をされましたように、将来の制度の支え手の育成を支援する、こういう側面に着目して導入されたものであるということ、この点においては国民年金の第一号被保険者の産前産後期間の免除の取扱いも同様であるということ。

それから、もう一点でございますけれども、そもそも産前産後期間にどうしてこういうような配慮措置を講ずるかということでございますが、これは、この期間におきます母体保護の必要性、これに着目して行われているわけでございまして、当然、この観点から申しますと、厚生年金の二号被保険者も国民年金の一号被保険者も変わりなく共通でございます。したがって、国民年金においても同様の措置をとる必要があるだろう、こういうような考え方の整理が行われたわけでございまして、これを踏まえまして、次世代育成支援の観点から今般の配慮措置を設ける。

その際、先ほど御答弁申し上げましたけれども、費用が伴いますので、その負担をどうするかという問題がございます。これは二つございまして、一つは、同じく厚生年金で既にとられている措置、これに伴います費用は厚生年金全体で賄う

というような形で今実施をいたしております。国民年金につきましても、次世代育成支援という趣旨でございまして、これに伴います費用は国民年金全体で支える、これが適切であろう、厚生年金との公平も図られるということでございまして、そういった観点から、国民年金の保険料を月額百円程度引き上げさせていただきましてこの次世代育成支援の措置に充ててまいりたいと、こういったような考え方の整理で今般実施を御提案を申し上げたわけでございます。

こうした趣旨、考え方ににつきまして御理解が得られるように、更に私ども丁寧によく御説明をしてみたいというふうに考えております。

○宮島喜文君 ありがとうございます。

次世代育成支援、非常に大きな課題だと思えますので、こういう制度がきちんと早く整備できるということは私はいいいことだと思うところでございます。また、年金の、やはり百円という月額ではございますが、分かち合いということも基本にあるんだらうというふうに理解いたしました。

では次に、国民年金の納付率についてちょっとお伺いしたいと思います。

国民年金の納付率につきましては、地方分権推進委員会の第三次勧告を踏まえた平成十二年の地方事務官の廃止により、地方事務官が行っていた事務、これを国の直接執行事務としたわけでございます。また、平成十四年度から、市町村が行っていた収納事務でございしますが、これも国が行うということになり、納付率が低下している状況というふうにずっと聞いていたところでございします。

ここ数年、改善傾向があつて、平成二十五年度の最終納付率が平成二十七年末では七〇％に改善されているというのを聞いています。また、厚生労働省が発表しています平成二十七年年度の国民保険料の全額免除者の割合、全国平均で三五％となっておりますが、都道府県別に見ますと二四％のポイントの乖離があるわけでございます。

ここで伊原年金管理審議官に伺いたいんですが、厚生労働省の発表資料によりますと、国民年金の新法が施行後、昭和六十一年以後、国民年金保険料の総納付月数は年次を追うことに減少する傾向があるわけでございます。これは被保険者全体の減少ということもありまして、全額免除者の増加もあると思います。また、納付率の低下ということもあるかと思つているところでございします。この傾向に対してどうお考えか、御見解を伺いたいということ、そして、無年金者をつくらないための免除制度の広報について取組を御回答いただきたいと思ひます。

○政府参考人(伊原和人君) お答え申し上げます。

まず、納付月数が年次を追うことに減つていくことについての見解という御質問でございましたが、先生御指摘のとおり、国民年金の保険料の納付月数は年々減少しております。これは大きく三つの要因があると考えております。

一つは、産業構造の変化によりまして、第一号被保険者から第二号被保険者への移行が進んでおります。その結果、第一号被保険者の数そのものが減少しております。ちなみに、昭和六十一年には千九百五十一万人でございましたが、平成二十七年には千六百八十八万人と、約一五％減少しております。

それから、あわせまして、昭和六十一年からこれまでの間の動きとしまして、学生納付特例や納付猶予といった新たな制度がつけられました。あるいは低所得者の方への免除勧奨といった取組も進みまして、全額免除者の数が増加しております。ちなみに、昭和六十一年には二百二十六万人でございましたが、平成二十七年には五百七十六万人と、一五五％増加しております。

あわせまして、これも御指摘いただきましたけれども、納付率、これが低下しております。最大の要因としましては、市町村が行っていた保険料収納事務を国に移管したというようなことが背景にあったものと思ひます。

こうした三つの要因が複合的に影響し合ひまして、納付月数が今減つてきているということがあらうかと思ひます。

それからもう一つの御質問でございしますが、無年金者をつくらないために、納付率を上げたり、あるいは免除のちゃんとした広報をすべきではないかという御質問でございしますが、まさに大事な課題だと思つております。

納付率を上げるためには、コンビニエンスストアでの納付など納めやすい環境を整備していくということが大事でございしますし、あわせまして、一定以上所得のある未納者に対しては強制徴収をちゃんとしっかりとやっていくという取組も必要だと考えております。

さらに、経済的に保険料納付することが困難な方には保険料の免除や猶予制度を活用していただくという観点から、日本年金機構のホームページ、政府広報などでしっかりと周知していく、広報していく、さらには、個別に該当するような方にはお知らせを送付して手続を勧奨するというようなことを進めているところでございます。

さらに、新たな取組としまして、今年の七月からは納付猶予制度の対象を三十歳未満から五十歳未満に拡大いたしまして更に進めております。今後とも、免除制度や納付猶予制度の、あるいは免除等期間につきましては、十年間、後から追納することも可能です。こうしたことについての周知、広報に努めてまいりたいと考えております。

○宮島喜文君 ありがとうございます。

非常に一号から二号に移っているんだという傾向は分かりました。また、これから、無年金者をつくらないようにするためというのはこれ非常に大きなことだと思うんですね。国民の皆さん、本当に幸せに暮らすということは当然そうなんです

が、基本的なことをしていかなければ非常に大きな問題に最後なるわけでございします。いろいろな仕組みを進めていただけたらと思ひます。

では次に、年金積立金管理運用独立行政法人、GPIFの組織の見直しについてというのがござ

います。これについて御質問させていただきま

す。GPIFは、国民の皆さんから預かった大切な年金保険料をいかに運用していくか、GPIFに課せられた運用の責任というのは極めて重いと考

えているところでございます。現在のGPIFは独立制の機関であり、理事長に権限や責任が集中しているわけでございします。裏を返せば、責任所在の明確さという点では一定の意義があつたと言

えます。厚生労働大臣、塩崎大臣にお伺いしたいと思ひますが、この法案において、経営委員長を始めとする経営委員会のメンバーの選任についても厚生労働大臣が任命権者となり、引き続き国民年金保険料を預かる世界最大規模の運用機関の最終責任者としての厚生労働大臣の責任は非常に重いと

思ひます。そこで、これに対する大臣の決意をお伺いしたいと思ひます。大臣、よろしくお願ひし

ます。○国務大臣(塩崎恭久君) 今御指摘いただきましたように、年金積立金の運用というのは最終的には厚生労働大臣が責任を持つて行、そういう公的年金の事業でございします。そういうことから、本法案により新設をいたします経営委員の任命を含めて、GPIFの運用に関しても厚生労働大臣がその最終的な責任を負うということになるわけ

でございます。

私といたしましては、将来世代のために、国民からお預かりをした年金保険料、これを原資とする年金積立金を安全かつ効率的に運用をして、年金財政上必要な利回りを長期的に確保していくことが私に課せられた最大の使命、責任であると

考えております。この御審議をいただいております法案では、国民から一層信頼される組織体制の確立、年金積立金の安全、効率的な運用のためにGPIFのガバナンス強化などを図ることを提案をしております。でございます。今回の法案の趣旨を御理解をいただいて、法案を早期に成立をし、国民のこの積

立金の運用に關しての信頼感というものを取り戻してきたいというふうに思います。

○宮島喜文君　ありがとうございます。

大臣のきちんとした明快な決意をお聞きしましたが、この法案で、GPIFは独任制から合議制への転換を図ることになります。それが、そもそも独任制と合議制ではそれぞれのメリット、デメリットがあるのではないかと思います。例えば、意思決定の迅速性の観点からは独任制の方が利点があると思われ、株式市場や金融市場の動向を逐次フォローする現場では、特に意思決定は迅速性が欠くことはできないものと考えているところではないかと。

そこで、鈴木年金局長さんにお伺いをします。実際の運用につきまして、国内債券の一部の自家運用を除き、信託銀行、投資顧問会社などの運用受託機関を通じて国内外の債券、株式で運用されていますが、改正後は、合議制の経営委員会の下で執行部から運用機関への指示が迅速に行われるのか、また現場での事務手続はどのように進めるのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(鈴木俊彦君)　今般の改正案におきましては、GPIFにつきまして外部有識者によります合議制の導入と、それから意思決定、監督と執行の分離、これを行ひまして、全体としてガバナンス強化を図つてまいりたいというふうに考えております。

その中で、この合議制の経営委員会でございますけれども、これは基本ポートフォリオなどの法人の重要な方針を審議、決定をしていただくところでございます。一方で、理事長以下の執行部は、この経営委員会が定めた重要な方針に従つて運用受託機関への資金の配分、あるいは回収、情報収集、こういったような日々の業務執行を行うわけでございまして、言わばその経営委員会と執行部の両者の適切な役割分担の下で積立金の運用管理を進めていくことになるわけでございます。

そこで、具体的には、例えば運用の現場でGPIF

IFの職員が行つておりますことといひますと、運用受託機関に対しまして金額や時期を明示して資金を配分したり、あるいは回収を指示するというような業務、それから適切な運用管理が受託機関において行われているのか、現在の運用環境をどう判断しているのかなど、こういった必要な情報収集を行う、これがGPIFの職員が現場で行つていられる業務でございます。

これらの業務といひますのは執行部の判断で行われまして、経営委員会がこうした業務に直接に関与するということではございません。こうした場合に、経営委員会は、自らが定めた方針に従つてきちんと業務執行が行われているのかどうか、こういったことを例えば常勤の監査委員などを通じて把握をいたしまして、必要があれば執行部から報告を求めるなど、こういった適切な措置をとつていく、全体としてこういう立て付けになつていられるわけでございまして。

したがいまして、今般の合議制の導入によりまして日々の業務執行の迅速性が損なわれるというものではございませんで、外部の有識者によります適切な監督の下で執行部が機動的な業務執行を行う、こういった体制が可能になるものと考えております。

○宮島喜文君　現在の運用委員会のメンバーは、経済、金融の有資格者と、資格要件となつております。今回の法案では、設置されるこの経営委員会のメンバーですが、これに加えて資産運用、経営管理に關する有識者や実務経験者も候補者となるわけでございまして。

そこで、もう一度鈴木年金局長さんに伺ひますが、現行では、先ほどもお話がありました、理事長を含む執行部が基本ポートフォリオ等重要な方針に關する最終決定となつております。改正後の合議制では、経営委員会が主たる業務ということになるわけでございまして、資産運用の実務経験者を経営委員に登用すれば、年金積立金の運用益の安定確保をする上で極めて有用、有意義だと考えられる一方、これまでの運用経験が利益相反の懸

念につながることもありはしないかというふうな気もするわけでございまして。

これまで以上に利益相反を防止するような仕組みが必要と考えますが、本法案における対応をどのように考えているか、お聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(鈴木俊彦君)　現在、GPIFを取り巻く市場運用環境でございまして、これも、様々な運用商品が出てまいりまして、あるいは新たなリスク管理手法がどんどん開発されていくということで、高度化、複雑化が大変に進んでおります。こうした状況に適切に対応していくということになりますと、この経営委員、これは法人の重要な方針を決定したり執行部の業務執行を監督する立場でございまして、こうした経営委員の方々には、学識経験者のみならず実務に精通した方にも担つていただくことが必要だと、こういうふうに考えております。

その一方で、まさにこの積立金の運用につきましては、法律の規定に基づきまして専ら被保険者の利益のために行われるということでございます。この経営委員の任命に当たりまして、御指摘のような利益相反を防止する、こういった観点が大変重要だろうというふうに思つております。

そこで、今回の改正案では、経営委員につきまして三点ございまして。一点は、取引上密接な利害關係を有する金融事業者の役員はそもそも経営委員になることができない。そして、二点目といたしまして、自己あるいは第三者の利益を図る目的をもつてGPIFに契約を結ばせることは禁止をする。三点目といたしまして、いわゆる慎重な専門家としての注意義務あるいは忠実義務といひました受託者責任、こういったものを課す。こういった三点につきまして法律上明確に規定をするということにいたしております。こうしたことを通じて利益相反が生じないように配慮した仕組みとしております。

いずれにいたしましても、国民の疑念を招くこ

とがないようにしっかりとした制度の構築と運用に努めてまいりたいと思ひます。

○宮島喜文君　やはり国民の信頼を得るためには、ガバナンスの改革とともに、この情報公開を含む運用の透明性というものも確保していくということが重要となると私考しているところでございまして。

では、橋本副大臣に伺ひますが、先ほどもお話しございましたが、平成十三年度から市場運用を開始いたしました、単年度では運用損が生じている年度もございまして、平成二十八年度の第二・四半期の運用状況では四十二兆円強の累積収益額となつていられるところでございまして、今年からGPIFが保有する株式の銘柄や時価総額についても全面公開して、その運用に關する情報を公開するという観点で進められていると聞きますけれども、一方、運用に關する意思決定の戦略性ということから考えますと、市場の関係者にその手法といか手のうちをさらすという、こういうリスクも当然出てくるわけでございまして、その懸念についてどう考えているかお聞きしたいと思ひます。

○副大臣(橋本岳君)　御指摘のとおり、GPIFは国民から預かつた保険料を原資として将来の年金給付のために長期運用を行つておるわけでございまして、その運用業務の透明性を確保することは極めて重要と、このように考えております。ですので、GPIFでは、運用状況についてホームページやYouTube、ツイッターなど様々な媒体で定期的に公表すること、運用委員会の議事録や議事要旨、資料の公表、GPIFの保有する全銘柄の公表といった様々な取組をそれぞれ進めていられるところでございまして。

一方で、これも御指摘のとおりですが、法人の具体的な投資行動や投資戦略に關する情報については、その開示によつて他の市場参加者に利用され、かえつて被保険者の利益を損ねるおそれもあるということがあります。このため、これらの情報については、開示に当たつて慎重な配慮も必

要になるというふうに考えております。

ですから、例えば今年から取組を開始した保有銘柄の情報については、毎年度末の保有状況を一定期間経過後に公表を行うとともに、市場に与える影響を検証しつつこれを段階的に実施をしていくなどの配慮を行っているところでございまして、議事要旨と議事録の公表等についても、議事要旨については確認取次第公表しますが、議事録そのものについては一定期間を置く、こういうような配慮をしながら公表していると、こういうことでございます。

引き続きまして、被保険者の利益を損ねることのないよう十分に配慮しながら、年金積立金の運用について適切な情報開示に努めてまいり所存でございます。

○宮島喜文君 ありがとうございます。

時間もございませんで、次に、日本年金機構の国庫納付規定の整備について伺いたいと思います。

日本年金機構は、平成二十二年一月に社会保険庁の廃止に伴い、機構法に基づいて設立された特殊法人で、固定資産については、設立の際、年金特別会計で保有していた土地、建物などの固定資産は国から出資されたものと理解しております。馬場政務官にお伺いしたいんですが、いわゆる昨年の会計検査院からの指摘を踏まえ、今回、機構法に不要財産に係る国庫納付規定を設けることとしたと承知しておるわけでございますが、この背景、改正の目的について端的に御答弁いただきたいと思っております。

○大臣政務官(馬場成志君) 日本年金機構は、旧社会保険庁から業務運営に必要な財産を継承して設立された組織であります。日本年金機構法が成立した平成十九年六月の段階では、不要財産が生じたとしてもそれを国庫納付することまでは想定しておらず、不要財産の国庫納付に関する規定を設けておりませんでした。その後、平成十九年十二月に独立行政法人整理合理化計画が閣議決定され、独立行政法人については保有する合理的

理由が認められない財産は国庫納付する方針が示され、平成二十二年五月に独立行政法人通則法が改正されましたけれども、不要財産に関する国庫納付規定が整備されました。

さらに、平成二十七年十月には、会計検査院から、日本年金機構においては長期間入居者のいない宿舎を始め保有する合理的な理由が認められない財産については見直すとともに、厚生労働省においては日本年金機構が不要財産を国庫納付できるための必要な制度を整備するよう指摘されました。こういった経緯を踏まえて今回の法律改正に至ったものであります。

以上でございます。

○宮島喜文君 ありがとうございます。

宿舎で八宿舎が会計検査院から指摘を受けているわけでございますが、そのほかはまだ百九十九ぐらいの宿舎があると聞いております。これを今後どうしていくかということに関して一言お聞きしたいんですが。

○大臣政務官(馬場成志君) 日本年金機構の職員は、閣議決定に基づき、キャリアにおいて全国異動が義務付けられております。年金機構が保有する宿舎は、こうした地元を離れて一時的に転居を命じられた広域異動者に限り利用できるものであつて、福利厚生目的で提供されるものではないことには留意する必要があるというふうに思っています。

会計検査院から不要財産として指摘された八宿舎については法案が成立すればいつでも国庫納付ができる状態ではありますが、それ以外の宿舎についても、家賃補助や民間の借り上げなど様々な住居対策がある中で、経済的に見て最も合理的な方法は何かという観点でその存続の要否を判断すべきだと考えております。

現在、年金機構は平成三十年度までをめぐりに組織の集約等を進めており、地域ごとに必要な人員数などを踏まえ、広域異動者数を見込み、宿舎利用のニーズを見極めることといたしております。今後、こうした宿舎利用のニーズ等を踏まえつ

つ、外部有識者の意見を伺いながら、百九十九ある個々の宿舎ごとにコスト比較を実施し、その取扱いを明らかにさせる考えであります。

○宮島喜文君 ありがとうございます。

最後に大臣にお伺いします。この八宿舎については不要ならもう返すということになりますので、今後とも進めていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○委員長(羽生田俊君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開会

○委員長(羽生田俊君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、木村義雄君が委員を辞任され、その補欠としてこやり隆史君が選任されました。

○委員長(羽生田俊君) 休憩前に引き続き、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石橋通宏君 民進党 新緑風会の石橋通宏でございます。

民進党のトップバッターで今日質問させていただきますが、初めに一言申し上げておきたいと思っております。

このような大切な法案、それが、大変残念なことに、衆議院では、野党側が審議のために必要だと要求した資料が提出をされず、挙げ句の果て、委員長職権で何度も委員会が立てられ、たった二十時間ちよつとの議論で十分な中身の質疑ができずに、強行的な採決がこれまた委員長職権で行われてしまつて参議院に送られてきた。甚だ残念で

すし、強く抗議をしておきたいと思っております。先ほど島村委員が言われました。僕らも全く同感です。議論をするためには、我々の審議に必要な資料、データ、これが必要です。それないうちに議論せよと。いや、このことが私は非常に審議を妨害してしまつたのだと思つております。

これ通告していませんが、大臣に一言お伺いしておきます。安倍総理が最後に言い放たれました。私が述べたことを理解しないなら、何時間やつても一緒だと。これが、議会に法案審議をお願いされている立場の総理の発言でしょうか。このことも含めて、大臣、この参議院での審議に臨むに当たって、まさかよもや同じような考えでこの審議、臨まれているんじゃないと思つてますが、このことを一点確認しておきたいと思つてます。

○国務大臣(塩崎恭久君) まず第一に、年金というのは国民生活にとつて大変重要な問題であるということとは私も全く異存のないところでございまして、しっかりと御議論いただきたいというふうに思つております。

総理が今御指摘をなさつたような発言をしたのは、三割カットを提案している法案ではないということを申し上げたにもかかわらず、それにきちつと御反応をいただけなかったということだろうというふうに思つておりますので、この参議院におきましてはしっかりと冷静で中身のある議論を是非お願いをしたいというふうに思つております。

国会の運営につきましては私どもが云々することではないので、皆様方に御審議をお願いをしている立場でございますので、是非しっかりと御審議をいただければ大変有り難いというふうに思つております。

○石橋通宏君 繰り返して申し上げますが、こちら側がまさにその真摯な審議、議論のために必要だと、だからきちんと出してほしいと要求した資料を出さないままに、理解しない方が悪い、これは余りに傲慢な態度じゃないでしょうか。

我々はこの後しっかりと、今日、私のこの質疑でも資料の要求、求めたいと思つてます。是非、

しっかりと審議をするためにも、与党の皆さんにも、一体この法案がどういう効果を及ぼすのか、それを理解した上で真摯な議論をする、そういうことだと思いたすので、これは是非そのためにも資料の要求、後ほどさせていただきますので、お応えをいただきたいと思います。

それでは、質疑に入ります。今日、私トップバッターですので、まず、基本的なことと考へ方、余りに平行線の水掛け論的なことが多いので、ちょっと前提のところを大臣と確認をさせていただきます。

これ、現行の年金制度、基本的に二〇〇四年の年金制度改革、これで財政の基本を決めたわけですね。要は、財政は固めると。保険料を固定する、国庫補助も固定する、それで積立金、これで長期的に運用バランスを図る。この今の前提条件の下で長期的にバランスを図る、世代間のバランスを図る、この年金財政の安定ということ、では、まさに公的年金制度が高齢退職者の方々の老後の安定、安心を守る機能、役割を果たし続けることができるのかどうか、そのことはやはりしっかりと区分をして、両方確保できるのかどうかという議論をしなければならぬ、このことは大臣も認識は共有いただけるんでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 基本的には私も、絶えず年金でどのような生活をしていただけるようになるのかということは考えていかなければいけない問題だと思っております。

一体改革の議論をした際にも、同時に今回の、随分議論になりましたが、これはもう既にお通しをいただいた年金受給資格期間の短縮というのは、やはり無年金の中で生活をなさなければいけな人々をどうやって減らすのかということもあり、年金生活者支援給付金の創設も、同時に今おっしゃったような暮らしをどうしていただけるようになるのかという年金の役割に関連してこの支援給付金というのが提案をされているわけでございますし、医療、介護の保険料の負担の軽減なども同時に議論しましたが、そういった社会保障

全体の中で年金がどういう役割を果たすべきなのかということとはしっかりと議論をしていかなければいけない問題だと思っております。

○石橋通宏君 大臣、しっかりとした認識合わせをしたいので、聞かせていただいたことを是非しっかりと整理しながらお答えをいただきたいと思います。それがこれ聞いていただいている国民の皆さんにも、この法案、どういう意味を持つのかお分かりいただけるんだと思うんです。

ちょっと角度を変えますが、今回の年金法案によって長期的な世代間のバランスを図ること、このことがイコール将来先々にわたって高齢者の暮らしを安心、安定的に守るということと同義ではない、自動的にそれが保障されるものではないと、そこは確認いただけるんですね。

○国務大臣(塩崎恭久君) 制度の持続可能性と、それから給付の十分性といましようか、そういうものを、これはやはりバランスは取らなさいいけないというふうに思っております。これは海外のOECDなどのレポートでも指摘をされているとおりで、先進国でこれ共通の課題としてあるんだらうと思えます。

とりわけ、我が国は少子高齢化が進む中で、二〇五〇年には一人の若い世代、これ一・二人で一人の高齢者を支えるということになるわけでありまして、厳しい制約の中でこの制度の持続可能性というのと給付の十分性、これができるだけ高いレベルでバランスをどうやってたさせられるのかということこそをこれ引き続き財政検証を踏まえて検討をして、必要な対応は絶えず行っているかなければならないというふうな考え方をしております。今回の法律自体もそのような考え方の中から出てきた法律だということでございます。

○石橋通宏君 繰り返し申し上げますが、質問に的確に簡潔にお答えをいただければと思います。答弁書、関係ない部分をお読みになると話が अच्छ行ったりこち行ったりします。質問ししっかりと答えをいただけると、聞いていただいている皆さんにもお分かりをいただけたらと思います。

ので、重ねてお願いをさせていただきます。

今、大臣、先ほど給付の十分性と財政のバランス、これ二つのことをおっしゃいましたので、これは認識は合ったと思います。財政のバランス、今の制度の下で人口を固めて、制度の下でバランスを図るということ、じゃ、果たしてそれが十分性を担保できるのかということを別々に切り離して大臣も認識をいただいている、そういうことだと思えます。まさにその議論をしないといけないですね。

だから、この法案で財政バランスを図る、財政バランスを図る。でも、本当にそれで将来にわたってきちんと高齢者の安心を守っていただける十分性が確保できるのかと。まさに、そのためにちゃんとしたデータ、資料をいろんなケースに基づいて出してほしいということをお願いをさせていただいているわけです。このことは今確認をいただけたと思えます。

その上で、そうすると今回の、まさに年金のバランスを取ると、そういうふうにおっしゃってこれを提案されている。このバランスを取る、二段階にわたって調整を強化をしていく、年金の改定額の、強化のルールのところを中心にお話をしますが、これによって長期的なバランスを確保をする。ということ、結果としてです。将来にわたって、今と比較をすればとりわけ高齢基礎年金部分は実質的に確実に切り下がっていくことになりま。このことは、大臣、確認していただけますね。

○国務大臣(塩崎恭久君) まず第一に、バランスの使い方でございますが、言葉の、私が申し上げたのは、制度の持続性をどう保っていくかという問題と、それから今、石橋委員がおっしゃっている給付の十分性というのと、つまりどのぐらい生活を支えるのかという問題、この二つを高いレベルでバランスを取っていくということをお願いしている意味でバランスという言葉は私を使っているもので、財政バランスだけのことを言っている問題ではなくて、むしろ、大きな問題として制度

の持続性と、それからそのことによって、じゃ、給付を受ける方がどういう暮らしになるのかというその給付の十分性、この二つの間でバランスを取らなければいけない。つまり、持続はするけれども給付の十分性が保たないというようなことも良くないし、また逆も真なりと、こういうことだろうというふうに思っています。

現在の、御案内のように、例えば夫婦世帯で基礎年金額が基礎的消費支出を上回っているけれども、単身世帯では逆に基礎的消費支出が基礎年金額を上回る状態にあるという現実の問題は、これ、スタートしたときから実際、単身の基礎年金の場合にはそういうことでありましたが、二〇一四年の財政検証のケースEというのがしばしば取り上げられて、我々も取り上げておりますけれども、この中では、マクロ経済スライド調整終了後の二〇四三年の基礎年金額は、二〇一四年度価格に物価で割り戻した額はおおむね横ばいということを見込んでいます。一方、将来の基礎的消費支出を正確に予測するというのはなかなか難しいわけでありまして、将来の両者の関係を今の時点ですべてにどうなるかということの言い切ることはなかなか難しいわけですが、一方で、単身の世帯の暮らしの厳しさということが大それたことと踏まえていくということが大事だと思っております。で、私どもとしても、この財政検証をする中で注意深くこういった実態は見ていかなければいけない、そのときの見えるべきものは制度の維持という問題と給付の十分性というものをどうバランスをしていくのかということだというふうに思っております。

○石橋通宏君 大臣がしっかりとお分かりになつて答弁をしているのかどうか甚だ疑問ですが、相対に矛盾したことを言われているのはお分かりでしょうか。制度のバランスもこの法案で確保をしているんだと、しかし、将来のことを先々言うのはなかなか厳しい。将来のことをなかなか分らないのに、どうやって十分性まで確保をしているという

ことがお分かりになるのでしょうか。まさにそれを証明していただくために、我々はしっかりと様々なケースを想定して将来推計を出してほしいということをお願いしているのに、それは出せない、でも十分性は確保できている、これでは全く論理が分かりません。

ちよつと質問を変えていきます。

二〇〇四年の年金制度改革で、先ほど言いましたように、現在の制度が決まっている、固定されているわけですね。なぜ大臣、それでは、二〇〇四年のこの年金制度改革で、デフレ下でマクロ経済スライドを発動しない制度にしたんでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 平成十六年、二〇〇四年でしようか、このときの法改正においてマクロ経済スライドを導入したわけでありましたが、これは、平均余命の延び、あるいは支え手である被保険者数の減少というような中長期的な人口構造の変化を年金水準に反映させようというものであるわけでありまして、現在の受給者に配慮をし、これによって名目年金額を下げることはしないという仕組み、いわゆる名目下限というものを併せて導入したところでございます。

○石橋通宏君 なぜそのときに、デフレのときにはマクロ経済スライドを発動しないということになったのですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) さつき申し上げたとおり、この名目下限というのは受給者に配慮をして下げないということを決めたわけでありまして、これはこれまでの議論の中でも、民主党政権下を含めて、このマクロ経済スライドをデフレ、インフレに関係なくフル発動するべきだという方も意見としてはあるわけですが、私もひとつとしては、この名目下限というものを設けたというのは、まさにデフレ下でマクロ経済スライドが発動しないこの制度を導入をしたという理由でございます。

○石橋通宏君 じゃ、ちよつと角度を変えます。なぜそのときにキャリアオーバー、今回導入するものをそのときに導入しなかったんですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 一つは、デフレがこのように長く続くということを想定をしていなかったというところが一つあったと思います。あの当時はそんなふうになるということは考えていなかったというところが大きな前提としてありますけれども、もう一つは、特例水準もあつて年金額が名目で下げるという考え方が当時はなかなかなかったというところだというふうに思います。

○石橋通宏君 今、大臣、大事な答弁をされていたんですが、想定していなかった、これだけ長期にデフレが続くなんて想定していなかった、賃金の下がる事態がそんなに多数発生するとは想定していなかった、そういうことなんじゃないでしようか。だから、デフレのときには名目下限やらない、キャリアオーバーもやらない、そういう制度にしたわけですね。それやっちゃうと年金生活者の安定が守れないから、まさにだからやらないということにしたわけですね。このこと、大事なことですか。

それで、仮に経済がうまくいって、当初想定したとおり、特例水準もすぐ解消してマクロ経済スライドが発動されれば、今この時点で、二〇一六年時点で今の年金の水準というのは一割程度下がっていたはずだ、それでよろしいですね。それだけ確認してください。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 前提としては先生のおっしゃったとおりだと思います。当初予定どおり年金マクロ経済スライド、これ発動されていけば、今の高齢者の年金生活者の皆さんの年金水準は約一割切り下がったというんです。それが切り下がらなかったで今回こういう法案を出されてきたということですね。

資料の一にも、これはもう皆さんも重々お分かりのとおりです。今この時点でも多くの高齢者の方々、生活が年金だけで立ち行かない、無年金の方もおられる、それによって残念ながら生活保護、様々な生活苦で苦しんでおられる。いや、現

時点で一割年金が切り下がっていたら、今の高齢者の皆さん、特にぎりぎり頑張っておられる皆さん、どうなったんでしょうか。もつと多くの方々がより厳しい生活の状況に追いやられていたのではないでしようか。

大臣、そういう蓋然性あると思いますが、どうでしようか。

○国務大臣(塩崎恭久君) これは衆議院でも随分御説明を申し上げてまいりましたので、今までは物価も下がって賃金の方が下がった場合には物価の下げ幅で止めていた、それから、物価が上がって賃金も下がったときにはそのまま据え置くというふうなことをやっていたのを今回は下げるというふうになります。それは、今まで現役の人たちの賃金が下がった際の言ってみれば負担能力をきちつと反映した給付にするということをしたかったがゆえに、給付水準はそのままであったとしてもそれが結局将来の世代の年金の引下げにつながるということがあつて、今回下げるということのは、まさに将来の世代の年金を確保するということとのバランスでやろうという、これはもうそういう恒等式になっているわけでありまして、そのことを言っているわけでございますので、今おっしゃっていたように、特例水準もない場合、そしてデフレが続いていた場合に、今の年金の受取額がそれをやらなかったよりも下がっていたであろうという意味においてはそれとおりだということに思います。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 大変申し訳ありません、先ほどの答弁でちよつと補足をさせていたいただきます。

正確に申し上げますと、この十六年財政再計算のとおりマクロ経済スライドが発動していたといふと、十六年当時は所得代替率五九・三%、御案内のように、でございましたけれども、これが二十八年度においては五二・九%になるといふことで、一割というのはちよつと大き過ぎるわけでございます。約七%ということでございます。

○石橋通宏君 大臣、是非、何度も言わせないでいただきたいと思いますが、これ、先ほど大臣が十分性の話もされた、だから本当にマクロ経済スライドがフル発動される、また今回の法案、そのときに本当に十分性が担保されるのか、そのことを是非しっかりと議論したいのでこれ一つ一つ確認しているんです。

もし、二〇〇四年制度改革が、先ほど想定外のことたくさん起こった、いや、想定どおりにマクロ経済スライドがここまで順調に発動されていけば、今、年金局長から七%程度、約一割、七%四捨五入して約一割、ありますが、それだけやっぱり年金水準は下がっていたわけですね。とすれば、今でさえ、今でさえこれだけ多くの方々が生活が苦しい状況に追いやられた。大臣、恐らく二〇〇四年の時点で、まさか今の時点で十数年後にこれだけの多くの高齢者の方々が生活保護受給状態に行かざるを得ない状態になる、これも想定されていなかったのではないでしようか。これを想定して十分性の議論、二〇〇四年にやられたんでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) このマクロ経済スライドを導入した際に、その時点で将来の生活保護がどういう推移になっていくのかということについて明示的に推計をしていたわけではないんだらうというふうに思います。その点では御指摘のとおりでございます。

○石橋通宏君 大事なことは、今、我々この新たな法案について審議しているわけですが、いろいろな前提を置いてシミュレーションしないといけないと思うんです。だから、二〇〇四年の時点でこの今の制度設計されたわけですね。でも、大臣御自身が今お認めになりました、その当時想定していなかったことがいろいろ起きたと。机の上の数字上のシミュレーションとしてはやられたわけですね。当時も再計算されて、それによって数字上は立てたわけですね。だから、入口を固めればどういふ推計になるか、数字上は立てた。でも、その

前提じゃない、いろんなことが起きたわけです。だから、崩れちゃったわけですね。大臣、そのことはお認めになると思います。そのことをまさに我々は今指摘をさせていただいているわけです。そのときに想定しないことがたくさん起きて、今この状況にある。高齢者の方々が残念ながら想定以上に生活保護、やむを得ず行かざるを得なくなりました。高齢者の中の所得分布が残念ながら今貧困状態にある方が増えてしまった。本当に、じゃ、このままの制度設計で続けていってまさに十分性が確保できるのか。むしろ、そこに立ち返って今しっかりと将来推計データ出していただいて議論をしないと、二〇〇四年の、その想定しなかったことがたくさん起きる前の大前提で、そこを決め決めでそこに固執をして、財政の部分だけ考えてバランスを取るためにこの法案をやる、それではやっぱり高齢者の安心は守れないのではないのでしょうかと申し上げているんです。

大臣、そのことは、認識は合っているでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 想定をなかったことが起きたということについて御指摘をいただいたておりますけれども、デフレ下におけるマクロ経済スライド並びに今回の賃金スライド、この新しい制度を導入すべしということを申し上げているには、やはり問題として、例えば平成二十一年にもう既に財政検証でこの問題、つまり所得代替率がデフレによって下がるだろうといったことを踏まえた上で、民主党政権下でも、一体改革の中でデフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討するということを入れておられるわけでありまして、そのように、宿題として、デフレが長引く中で年金の制度の在り方について答えを出すというのが今回の私どもが提案をしているものであるわけでありまして。

その際に、低所得者あるいは低年金の高齢者の方々、これに対する対策については、基礎年金の水準が今回の法案でもってこれ以上低下をするというのを防止をするという、今のですから年金の受取額だけではなくて将来の受取額についても

当然我々は考えなきゃいけないのでありますが、その上で、今申し上げたように、社会保障・税の一体改革で、既にさつき申し上げたような受給資格期間の短縮と、それから年金生活者支援給付金の創設や、社会保険の中でも医療、介護の保険料の負担というところで支出の側の問題についても検討をしておるということになっていて、五年に一遍の財政検証があるのはそのためにあるわけで、予想を外れていないかどうかということを確認をするという中で、今回でも財政検証の中で、例えばケースEの中で御覧をいただいているとおり、代替率は確かに終了時点で三割ぐらい下がるわけでありましてけれども、給付の水準については物価で割り戻してみれば大体横ばいというところを確認をしまして、また五〇%の代替率についても維持ができるということを確認をしているわけでありまして。

しかし同時に、様々な問題については検討しなければいけないという御指摘を今いただいているわけでありまして、我々も当然そういうことも考慮しながら、次の財政検証に向けて検討をどういうふうにするべきなのかということを深めていかなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

○石橋通宏君 今いろいろと長々と聞いていない部分も含めてまた答弁をいただきましたけれども、例えば今、大臣、将来的に代替率は三割程度下がる、給付は横ばいという、こういうこともおっしゃるわけですが、給付は横ばいという、これも誰がそれをどう確認したんですか。ケースEで非常に楽観的なデータだけに基づいた、それはそれでいいけれども、恐らくあり得ない前提かなとみんな悲観するわけです。だから、なかなか信用できないわけですが。

そういうことを政府内だけで確認しましたと言われても、我々、この議論で出していたかなかったら確認できないわけですから、資料を出してください。ケースEだけじゃない、もつ

と最悪のケースもある。そして、二十六年財政検証では最悪のケースですら賃金は一度も下がらない前提になっている。いや、そんなことあり得るのか。そういうことだから、ちゃんとした議論ができないと繰り返し申し上げているわけです。今、ちょっとせっかくなのでそこに行つたので、賃金・物価スライド、今回の法案、二段階なんです。恐らくまだまだ多くの方がこの点、理解をされていらないのではないかと。どうしてもマクロ経済スライドのところばかり注目されて、キャリアオーバー、キャリアオーバー。いや、でも今回、やっぱり二段階なので、賃金・物価スライドのところもまず強化をして、仮に賃金下がっても今までは年金額下げなかった、でもこれからはそれに合わせて下げるようにすると、これがまずあつて、その上でマクロ経済スライドのキャリアオーバーで確実に調整を掛けるということ、このことを恐らく、まあここにおられる方々は皆さん理解されているんでしょうが、これをお聞きの方々の皆さん、どこまで理解されているのかです。そして、まさに我々がすごく心配しているのは、その賃金・物価スライドによる強化策の方で、政府は、いや、これは百年間発動されないんだというふうにおっしゃる。百年間一度も発動されないという根拠、何なんですか、大臣。

○国務大臣(塩崎恭久君) これ、何度も申し上げますけれども、この二十六年度の財政検証では、最初の十年間はこの内閣府の試算に準拠をしまして、それから以降は、おおむね百年後までは、内閣府試算を参考にしながらも、経済・金融の専門家による客観的な議論を経て設定をされたというものでございます。

そもそも、今のお話で百年間の話がありましたけれども、長期的に賃金が上昇しないという仮定は、生産性が向上せずに技術革新による恩恵を全く働いた人たちが享受できないというようなことを意味するわけでありまして、もしずっと賃金が上昇しないということであれば、そういうことであれば、年金の財政の問題以前にこの日本の経済

そのものが、あるいは社会そのものが危機に瀕するというようなことになっていることを意味するのであつて、そういうような経済状況に陥らないように全力を挙げて対応していくことが私どもの政府としての務めではないかというふうに考えているところでございます。

○石橋通宏君 大臣、当たり前でしょう。いつの政権も、賃金が上がると、経済が上昇する、そのために全力を尽くすなんて当たり前のことではないですか。じゃ、二〇〇四年、年金制度改革、自公政権でやつたとき、一生懸命にやる決意なかつたんですか、あつたでしょう。そのときには、絶対に経済成長させます、同じことをおっしゃられたはずですよ。これ、年金局長、もし答えられたら教えてください。じゃ、二〇〇四年の年金制度改革以降、賃金が物価の上昇を下回つたケース、何回あつたでしょうか。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 物価変動率と賃金変動率の差で申しますと、前回の十六年改正以降でございましてけれども、物価変動率が賃金変動率が下回つたケースにつきましては七回ございまして、七回もあつたんです。七回もあるんです。七回です。物価上昇率を賃金上昇率が下回つたケース。そして、同時に、賃金変動率がマイナスに落ち込んでしまつたケース、これも同じですね。

つまり、それだけ、これ安倍政権になつてからも起こっているんですからね。これはお認めになると思います。もちろん、それを想定されて政権スタートされたわけではないと思いますが、そうなのではないんですか。これからの努力をされることは間違いないと思います。でも、結局、これまでもなつたわけですから、百年間絶対に起こらない想定でシミュレーションを立てる。これ、余りに現実離れじゃないでしょうか、大臣。

ですので、ここでお願ひです。是非、これまでの二十年、四十年、いろいろパターン出していただいていいと思いますが、日本のこれまでの景気変動、物価、賃金上下落の状況、それを踏まえて、今後同じようなトレンドがもし繰り返された

とき、景気循環、賃金循環、そのときに一体この法案の賃金・物価スライドの導入がどういう効果をもたらすのか、それをシミュレーション資料として出していただきたいと思いますが、大臣、約束していただけますか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先ほども同様のことを申し上げましたが、今回の額改定ルールの見直しは、賃金が物価より低下するという不測の事態であって、過去にそういう例があるじゃないかという御指摘を今ありました。物価や賃金がマイナスとなる場合、今後、じゃ百年間賃金がマイナスとなることをお尋ねをいただきますが、そういうことがないということは私どもとしては断言をしているわけではございません。

その上で、今回の額の改定ルールの見直しは、賃金が物価よりも低下するという望ましくない経済状況となった場合でも所得代替率が上昇しないように備え、そして将来世代の年金水準をしっかりと確保していくことをするためのものとして今回法改正をお願いをしているわけであります。

そもそも、繰り返して申し上げますが、政府として物価、賃金共にプラスとなる経済を当然想定をして、その実現に向けて全力で取り組んでいるわけでございますので、御指摘のように、過去二十年間という今お話がありました、二十年間のように、物価や賃金が下落することが多かった状況を将来の前提として試算を行うという考え方は取っていないということでございますので、試算を行う考えはございません。

なお、仮に議員御指摘のような試算を行う場合には、前提条件の置き方次第で結果が変わるわけでありまして、一概にこの年金額改定ルール見直しの効果は申し上げられないわけでありまして、足下の給付水準が上昇すれば将来の給付水準は低下するという、先ほど申し上げた、言ってみればシーソーのように下れば将来が上がるというところで今回将来世代のことを申し上げているわ

けであります。この構造は何も変わらないわけです、既にお示しした政府の試算と同様だということに思っております。

また、今回の改定ルールが早期に適用された場合の方が将来の年金額の上昇幅は大きく、早期にこの改定ルールを導入した方が将来世代の年金額の確保につながるものというふうにも考えるから、今提案を、これはマクロ経済スライドの在り方でありまして、皆さん方の政権の時代の一体改革の中で、マクロ経済スライドのデフレ下での在り方についてというのは同じ発想で、将来世代のことをきちっと考えるという当時の民主党政権の考え方に基づくものだということに思っております。

○石橋通宏君 推計は出す気がないのと言え、答弁終わったはずなのに、その十倍ぐらい時間掛けて関係ない、聞いていないことを。だから、こういうことをやられるから審議できないと申し上げているんです。

これ、委員長、是非、与野党、理事会で協議してください、要求しましたので。これ、是非、これが国民生活、高齢者の年金にどう影響を及ぼすのか、それ真摯に議論できないんです。是非、理事会で協議してください。

○委員長(羽生田俊君) 後ほど協議いたします。○石橋通宏君 これ重要なところですよ。二階建てなので、まず一階の部分はどういう影響を及ぼすのか。実態的に、これ皆さんも分かると思えます。この十年、二十年、何度も何度もあったことがやっぱり起こる想定でシミュレーション出さないと、実際の影響は分からないと思えます。

その上で、二階の部分、キャリアオーバーについて確認をしたいと思いますが、これ、年金局長、このキャリアオーバーの調整が進まなければずうとずうと積み上がっていく、これ論理上ですが、そういうことでよろしいですね。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 御指摘のように、このキャリアオーバーにつきましても、積み残した

分を好況時に解消するという仕組みでございますので、そういう解消の機会がずっとない、あるいは解消が不十分だということになりますと、積み残しはずっと続くというのは御指摘のとおりでございます。

○石橋通宏君 経済情勢次第では、つまりキャリアオーバー分がたまってしまった、調整が利かずに。そうしたら、あるとき何らかの経済危機なり想定外の事態が起こって、物価が五%も六%も上昇するようなことがあった。でも、そのときに、たまっていった分全部吐き出さなきゃいけないので、物価は五、六%上昇する、でも年金は一気に調整が利いて引き上がらない、こういうことも起こり得るということですね、年金局長。

○政府参考人(鈴木俊彦君) これはあくまで具体的な経済の動きがどのようになるかでありまして、今の先生の御指摘について、論理的な可能性として申し上げれば、先生がおっしゃったような前提の下ではそういうことが起きる論理的な可能性はございます。

○石橋通宏君 これも、まあ過去、バブル崩壊以降の日本の経済状況なりを考えれば、特に二〇〇四年制度改革以降の状況を考えれば、キャリアオーバー分がずっとたまっていくケースというのは想定し得るんです。同時に、何らかの外的要因でも何でもあり得ると思えますが、いきなり変な状況になつて物価がほんとに上昇しないというおそれ、これ全くないとは想定できません。

これ、大臣、どうなんでしょう。引下げの下限、何らかの天井を決めるとかセーフガード措置を設けるとか、何らかの状況を考えないと、本当にそういう状況が起こったときに、一気に高齢者の生活、実質的に切り下がって生活が立ち行かなくなる、そういうことがあり得るんじゃないでしょうか。これ議論をしなくてもいいんでしょいうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 経済情勢としていろいろなことが起こり得るということはそのとおりだと思います。しかし、冒頭申し上げたように、この

マクロ経済スライドには名目下限措置というのを、先ほど申し上げたように、受給者を守るという意味において導入を、あえて入れているわけで、フル発動するというのを前提にしているわけではなく、スタートを切っているこのマクロ経済スライドであります。しかし同時に、これは民主党政権時代にも岡田当時の副総理がおっしゃっていますけれども、マクロ経済スライドを発動しないというのはやはり困ったものだというのをはつきりおっしゃって、何らかの改革をしなればいけないということを言っているわけです。

ただ、今、石橋委員御指摘のように、大きなショックがあるときにそのまま年金にその影響が来てしまうということは、今の名目下限措置によつて取りあえず名目的に前年よりも下げることはしないわけですから、そういうことは起きないというセーフティネットはあるわけでありまして、今おっしゃっているような形での、いきなり年金が外的ショックと同じだけ下がるというふうなことはないかと思えます。

○石橋通宏君 年金局長、今の大臣の答弁で大丈夫なんじゃないか。

名目下限のことを今言っているのではなくて、当然、名目下限のところまでしか調整は利かないです。ただ、物価が著しく上昇した際にキャリアオーバー分が一気に名目下限の部分まで調整をされ得る、そうしたら実質的に年金生活者の購買力は一気に引き下がっていくわけですね。先ほどの例で、例えばそういう条件になったら五、六%一気に引き下がってしまうわけですね。もちろんそれ以上には調整利きませんよ。またそこで残ったキャリアオーバー分はその次の、翌年以降にまたキャリアオーバーされるわけです。調整が利くまですつとキャリアオーバー分は残るといのは先ほど年金局長が答弁されたとおりです。

こういうことが起こるので、このキャリアオーバーは本当に下限とかセーフガード措置とか考えなくて、高齢者の皆さんの、年金生活者の皆さん

の安定を守れるんではないかということをお聞きしているわけですが、そこをちょっと改めて議論しないといけないと思います。

最後に一つ、これ、もう年金局長で結構です。もし今例えばケースEで、年金のマクロ経済スライド調整期間少しだけ早まると、さつきは一年とおっしゃいましたけれども、そのときまでにキャリーオーバー分の積み残しが解消されなかったらどうなるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 終了措置とキャリーオーバーの関係でございますけれども、終了措置はあくまで財政検証上の仕掛けで決まります。先生御案内と思いますが、おおむね百年後、財政期間の最後の頃に積立金が給付費一年分残す、そのためにどのような調整をすればよいかというところであります。これは、Eに限らず、AからHまで全部それに共通することでございますけれども、仮に積み残し分がございましたら、基本的にその給付調整措置が終わった場合にはそこで終了になるということでございます。

○石橋通宏君 ということは、今予定されている調整期間の終了時で何事があっても調整を終了するということですね。済みません、ちょっと確認です。

○委員長(羽生田俊君) お時間ですので、簡潔にお願いします。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 具体的には五年に一度の財政検証でローリングさせていきますので、今の時点でフィックスして、先生が御案内のような質問をされるということではないと思います。したがって、結論を申し上げますと、五年に一度の財政検証でローリングさせていただきますので、その都度スライド期間というのは見直されますから、先生の御指摘のような事態が生じれば、それはまたスライドの調整期間は変わってくるということだと思います。

○石橋通宏君 これで終わりますが、今日やり取りいろいろさせていただきましたが、やはり余りに基本的な認識、データ、資料、それに基

づく議論というのがまだまだ足りないということを改めて痛感をいたしました。その意味で、これからしっかりとまたこの委員会で議論続けさせていただくということも含めて、質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございます。

○牧山ひろえ君 民進党・新緑風会の牧山ひろえです。よろしく願いいたします。

政府提出の公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案、これにつきまして質問させていただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

年金は高齢者世帯収入の七割を占めています。そして、六割の高齢者が年金収入だけで生活をしているわけです。年金は老後の生活にとって柱となるわけですが、今回の法案はこの年金に頼って生活している高齢者にとっては死活問題となる大きな影響を与える内容が含まれています。

この法案については、世論調査を見ても、国民の理解は進んでおりません。衆議院での審議時間も短く、そして採決を急ぐ理由も不明確です。にもかかわらず、政府・与党は衆議院において採決を強行してしまいました。それは確かに、衆議院の厚生労働委員会が安倍総理は何と言ったかと申しますと、私が述べたことを全く御理解いただいていないようであれば、審議を何時間やっても同じです。というふうな発言されたのは御存じだと思いますけれども、このように、自分の言い分だけが正しいといういつもの態度というのはやはり許せないと思いますし、強行採決と合わせて国民の軽視、そして年金への国民の不安を理解しない不誠実な対応としか言いようがないと思います。熟慮の府である参議院では、国民に伝わるしつかりとした議論を行いたいと思ひますし、また政府・与党にも同様のしつかりとした審議対応、答弁をお願いしたいと思ひます。

まず、年金積立金管理運用独立行政法人、すなわちGPIFの組織等の見直しについて御質問させていただきます。と思ひます。

今回の法案につきまして、GPIFに新たに経営委員会が設置され、基本ポートフォリオ等重要な方針について合議制で意思決定を行うこととなります。この仕組みは、特殊法人であるNHKの経営体制や執行体制を参考にしたものと思われま

すけれども、GPIFの場合は独立行政法人としての形態は維持されています。今回の法案は大掛かりなガバナンス改革であることから、あえて独立行政法人の形態を維持する必要はなかったのではないかと思ひます。民主党政権下で閣議決定しました独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針、これにありますように、新たな根拠法に基づく特殊法人とする選択肢もあったのではないかと思ひます。

なぜ、独立行政法人のままこの大掛かりなガバナンス改革を立案したんでしょうか。そして、独立法人の形態を維持した理由、そして経緯について御説明いただきたいと思います。

○大臣政務官(馬場成志君) お答えします。GPIFの更なるガバナンスの強化を図るため、これまで制度的には執行の責任者である理事長が一人で意思決定を行っていた仕組みを改めて、外部の有識者から成る合議制の経営委員会を導入し、重要方針はこの経営委員会が決定すること、また意思決定や監督と執行を分離すること、また執行部の責任と権限を明確化すること、ことなどを盛り込んでおるわけですが、一方で、主務大臣による中期目標の指示、それに基

づく中期計画の作成や業務の実施など、業務運営の基本的事項に関しては変更がないということ、引き続き独立行政法人として継続することが適当であると判断したことから、関係省庁との協議も踏まえて、独立行政法人の形態のままとしたものであります。

○牧山ひろえ君 本当にいまい説得力がないと思ひますけれども、ほかの独立行政法人は独立制が基本であり、現状、合議制で意思決定を行う独立行政法人の例は見当たりません。独立行政法人の制度の趣旨と矛盾しているのではないでしょ

うか。独立行政法人とすることのメリットも、今お話しさせていただいたことでは説得力がないと思ひます。

GPIFは、合同のカバナンス改革によってNHKの経営委員会に似ている組織を持つこととなります。特殊法人であるNHKの経営委員会の委員は国会同意人事であり、そして両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することとなっております。それに対してGPIFは、独立行政法人としての形態が維持されているため、経営委員会の委員は国会の関与はなく、厚生労働大臣の任命となっているんです。

NHK予算や受給料をはるかにしのぐ、百三十兆円を超える巨額の年金積立金の運用は国民生活に直結する重大な関心事項であります。仮に大きな損失があった場合には、国民の負担にもつながりかねないことだと思ひます。

また、平成二十六年十月の基本ポートフォリオ、この変更につきましては、その決定プロセスに民主的な統制が働いていないとの批判もたくさんありました。経営委員会のメンバーの任命方法に関し、ほかの類似したガバナンス機能を有する特殊法人と比較した際の整合性が取れていないのではないのでしょうか。つまり、GPIFの経営委員の任命にも国会に関与させるべきだったのではないかと思ひます。

先ほど述べましたように、特殊法人にするという選択肢もあったはずなので、独立行政法人だからということの理由にするのではなくて、そうしなかった理由については是非大臣にお聞きしたいと思います。

○政府参考人(鈴木俊彦君) これは法制上の整理の問題もありますので、私から御答弁申し上げたいと思ひます。

先ほど政務官から御答弁を申し上げましたが、当然、私ども、この理事長独任制を合議制に変える、意思決定の方式を変えるに当たりまして、独立行政法人という法的スキームの中に収まるのか収まらないのかということの内閣法制局な

りあるいは所管の総務省とも十分に協議、調整を行つたところでございます。

その結果でありますけれども、独立行政法人の本質は、主務大臣による中期目標の指示、それからそれに基づく中期計画の作成業務の実施、これが独立行政法人の業務運営の基本的事項であつて本質であるという整理が行われてまして、この点については今回もこのGPIFは変わっていないわけでございます。したがって、これは政府全体、内閣法制局、総務省も含めまして、独立行政法人という法人スキームを維持したまま今回のガバナンス強化を行つて何ら問題がないということでございます。

それでした、先生、NHKと類似ということ而言及ございましたけれども、私も必ずしもこれNHKに倣つてということではございません。諸外国の公的年金のあるいは年金資金の運用機関を見ますと、理事長一人が物を決め実行するという、ある意味独任制を取つていふのは非常に珍しゅうございまして、それは様々な慎重な判断、透明性に基づく決定があつて、それに基づいて忠実に執行するスキーム、これが年金資金に求められているので、各国恐らく合議制、そして決定と執行の分離という形が取られているのだらうと、これに倣つたわけでございます。

一方で、NHKとの対比で申しますと、この年金資金の運用業務というのは、あくまで厚生労働大臣が最終責任を負います年金事業の運営の一環でございます。したがって、例えばNHKのような放送の行政からの独立性、中立性といった問題がこのGPIFの業務執行にはございませぬ。むしろそこは独立して行ふのではなくて、最終責任は厚生労働大臣があくまで負うのだ、その中で今回のGPIFのガバナンス強化をしてまいりましたので、したがって、経営委員の任命につきましても、基本的に厚生労働大臣が最終的に負うという形にいたしているわけでございます。

○牧山ひろえ君 経営委員だけではなく、理事長

の任命の権限も、新設される監査役の任命権限も厚生労働大臣にあるんですね。これでは到底政府からの独立が図られていふとは思えないんです。そもそも、安倍首相は、二〇一四年一月、スイスで開かれたダボス会議の演説で、GPIFは成長への投資に貢献すると述べておりまして、株価つり上げのために株式運用の拡大を宣言しました。アベノミクスの第三の矢として閣議決定した成長戦略でも、年金の運用変更を柱の一つに据えたんですね。このことから分かるように、年金運用の政治的中立性が保たれていないと思うんです。年金の積立金運用は、専ら被保険者の利用のために、株価対策、成長戦略に利用しないという原則があるはずなのに、それがいがしるにされているということなんです。

経営委員会の設置は、今回の組織改革の肝となるものです。ですので、GPIFの経営委員会委員の人事につきましては、国民生活に直結するといふその重要性と政府からの中立性を確保するためにも、国会の関与を規定することが私は必要だと思ひます。

この合議制機関であります経営委員会の構成員は、十名のうち、提出者である労使代表の参画が各一名にとどまっています。提出者、被保険者の意思の確実な反映という観点から、五分の一という比率はやっぱり不十分ではないかと思うんですね。

資料でもお配りしましたけれども、ちょっとこれを御覧ください。各国の比較がありますけれども、労使の比率が五分の一というのは、ほかの国を見てくださ、比較してみても分かると思ひますけれども、極めて低い割合でアメリカとオランダがあります。韓国などは、合議制意思決定機関構成、約半分が労使の代表によって占められています。

大臣にここで伺ひたいんですけれども、この五分の一という人数の割合にした理由、そしてこの五分の一という割合で被保険者の意思を確実に反映できるという根拠をお示しいただければと

思ひます。

○副大臣(橋本岳君) なぜこういう構成にしたのかということにつきましてお答えを申し上げたいと思ひますが、今回の改正案におきましては、社会保障審議会年金部会の議論を踏まえ、経営委員に被保険者や事業主の提出者団体の推薦者を入れることを法律上明記しております。

この人数につきましては、確かに審議会でも様々な御議論はいただきました。その上で、委員長、理事長を含めて委員全員で十名以内という経営委員会の規模という点、それから、もちろん労使の代表にも入つていただくという上で、それ以外に、経済あるいは金融、資産運用、経営管理、そうした様々な専門を持った方を最小限の人数で適切に任命をする必要があること、また、現在の運用委員会でも被保険者や事業主の代表者がそれぞれ一名ずつ任命をされていること、そうしたことを勘案したために、最終的にそれぞれ一人ずつ、十人の中のお二人なので五分の一と、こういうことになったというところでございます。

こうした市場と運用の環境が高度化、複雑化する中で、経営委員会については、重要な方針を適切に決定し、執行部をしっかり監督をしていただく必要があります。そのためには、年金積立金の管理と運用に必要な専門性を確保することも大変重要であると考えておりますし、またその上で、被保険者あるいは事業者の方々の御意見もしっかりと踏まえて運用してまいりたいと、このように考えております。

○牧山ひろえ君 今いろんな方々の配分をお聞きしましたけれども、被保険者の意思を確実に反映できるという根拠をお示しいただきたかったのので、改めて御質問したいと思ひます。お答えください。

○副大臣(橋本岳君) その議論の中心につきまして、今しっかり踏まえてというふうに申し上げましたけれども、その議論の中でどのようなことが行われたのかというのは、議論の後で議事のまづは概要についてお示しをする、また議事録につ

きましては一定期間を置いてお示しをする、公表するということにしております。そうしたことを通じてきちんと透明性を確保し、ちゃんとそれが反映されているかどうかということを検証していただけるようにしたいというふうに思つております。

○牧山ひろえ君 大臣、いかがでしょうか、今の御答弁聞いて。

○国務大臣(塩崎恭久君) いろいろな国がいろいろなやり方でもつてこのメンバーを選んでいるわけでありまして、今、橋本副大臣の方から御答弁申し上げたように、十名以内の中で被保険者や事業主の代表者は各一名任命されている現状の運用委員会などのことも考慮に入れた上で、経済や金融、資産運用、経営管理などの言つてみれば専門家、運用関係を含めた専門家を最小限の人数で任命すべしという中で選ばれてきた、この人数が決まってきたということでございますので、私どもとしてはこのように形で進めるべしということ御提案申し上げているわけでありまして。

○牧山ひろえ君 私は、お二人の答弁は不十分だと思ひますし、しっかりと被保険者の意思を確実に反映できるという根拠を示されていふ。いろんな専門家の方がいればいいという、そういうふうにししか聞こえなかったんですけれども、やはり、法律上の要請である専ら被保険者の利益のためという趣旨を実現するために、経営委員会の構成員には提出者の代表を複数入れて、そして過半数を労使が占めることを基本とすべきだと思ひます。

今回の改正では、監査委員三人で構成される監査委員会の設置が規定され、監査委員のうち少なくとも一人以上は常勤とするのが義務づけられています。監査委員は役員の不正行為等を理事長として経営委員会として厚生労働大臣に報告する重要な監査、監視役であり、ガバナンス改革の中でも中核となる部分と言へると思ひます。ですが、監査委員は経営委員会の一員として厚生労働大臣に任命されることになっているんですね。こ

れでは、やはり経営委員会からの独立性が十分に担保されているとはいえないと思います。監査業務がなれ合いとなったり、あるいはお手盛りとなったりする可能性があるかもしれませんし、内部監査が機能しないおそれがあるのではないかと心配します。

経営委員会委員と監査委員を兼ねることとした理由、そして監査委員の独立性を担保するための方策について、大臣、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(塩崎恭久君) まず、理事長以下の執行部の業務執行に対する監督機能をより強化するために、今回、これまでの理事長が一体的に行っていた意思決定、執行と監督に分離するというところで、意思決定は経営委員会で行い、そして執行部が執行をする、こういうことでございまして、外部の有識者などで構成をされる合議制の経営委員会、これが重要な方針の決定と執行部の監督とということをやっているわけではございません。

今、監査の話がございましたが、まず、執行部への監督がより実効性の高いものとなるように、監査や日常的な業務の監視を行う監査委員会の監査委員、これは三名でございませうけれども、経営委員会の構成員として監査等の結果を生かした監督を行うということとしております。この監査の対象は執行部の業務執行が中心でありますけれども、同時に経営委員会の運営も含まれております。

そのため、監査は監査委員会が経営委員会から独立した立場、権限で実施をすること、そして監査委員は互選ではなくて、厚生労働大臣が他の経営委員と区別をして直接任命をすることとしており、また、そのうちの一人が常勤ということになっております。法令上、そういうことで明確にし、それから、監査の客観性をこれをもって確保をしているわけではございません。

こういうような仕組みは、今、牧山先生の方から違和感が少しおありだということではございますが、会社法においても、委員会等設置会社、こう

いう場合には、執行部の業務執行に対する取締役の監督機能を高めていこうとする、最近では、例えば監査等委員会設置会社あるいは指名委員会等設置会社、こういった委員会等設置会社においては、業務監査を行う監査等委員会やそれから監査委員会、これを、経営の基本方針などの決定や監督を行う取締役、特に社外取締役が中心となつて構成をするというところで、監査結果を生かしながら執行部への監督がより実効性の高いものとなるようにしているわけではございまして、ちょうど今回の監査役もそれから経営委員も外部取締役と同様の位置付けでございまして。

厚生労働省としては、監査委員会による客観的かつ実効的な監査が行われるように、GPIFを適切に監督をしてまいらなければならないというふうに考えております。

○牧山ひろえ君 やはり監査する側とされる側が同じだと十分なチェック機能が働くわけがないと思いますし、監査委員会に求めらるのには監査対象からの独立性そして第三者性だと思ふんです。情報収集に関しては別個で権限を付与すればいいと思います。この制度設計については厳しく再考を求めたいと思います。よろしく願ひします。

GPIFの理事長の年間報酬は平成二十七年で三百三十万円と、ほかの独立行政法人と比較して、まず、ずば抜けて高い水準となつています。年金積立金の運用を安全かつ効率的に行うためには民間から優秀かつ実績のある専門家を招聘するということは必要であり、やっぱり相応の報酬が必要となることは一定の理解はできます。

ですが、GPIFの人事費を含めた業務・経営経費は、国民の年金保険料による積立金の運用収益額が原資となつております。業績連動の特別手当などがあるとしても、平成二十七年や平成二十八年度第一・四半期のように巨額の運用損を出しても高額の報酬が維持されるのは、年金を納める側からすれば、やはり国民感情として納得がいかない部分があるのではないかと思ふんですね。ちなみに、GPIF理事長の場合、業績に連動

している報酬は賞与の〇・〇六分分にしかすぎません。理事長を始めとするGPIFの役員につきましては、業績連動の割合を増やすなど、実績と国民感情に沿つた報酬基準とすることも検討するべきだと考えております。

具体的には、例えば二〇一五年度のような多額の損失を出した場合などは、役員次の報酬改定などでその運用実績を反映して報酬が減額されるような仕組みになつていふんでしょか。今の理事長は本年からの就任であることは承知しておりますので、あくまで報酬の仕組みについて御質問をしていふつもりです。大臣、お答えください。

○政府参考人(鈴木俊彦君) GPIFの理事長の給与、ただいま御指摘ございましたけれども、これは平成二十五年十二月の独立行政法人改革等に関する基本的な方針の中で、まさにGPIFがきちんとした業務ができるように高度で専門的な人材確保をしなければならぬ、そのために給与水準の弾力化を検討しなければならぬということ、具体的には、GPIFにおきまして、第三者的な観点も入れまして市場の報酬水準を勘案して、二十六年十二月に体系を見直したということでございます。

また、この役員給与規程自体、先ほどもございましたけれども、GPIF、独立行政法人でございまして、厚生労働省の独法評価委員会にも御審議をいただいたというふうなことから見て、特段問題がないというふうなことで回答をいただいているところでございます。

その中で、業績連動という考え方は当然あつてしかるべきだとは思ひますけれども、それが短期の運用の成績に必ずしも連動していいのかどうかという問題はあろうかと思ひます。

従来から申し上げておりますように、私ども、年金資金というのは長期的な観点で運用を評価していかねばならないということではございまして、例えば、仮にGPIFの中期計画の目標が達成されないような場合、その場合に、当然それを理事長の報酬に反映させるといふことはあつて

しかるべきだろと思つておりますけれども、四半期ごとのマーケットに左右される運用の成績を直ちに業績に反映させるということについては、必ずしもそういう必要はないのではないかとはいふに思つております。

○牧山ひろえ君 今、短期とか長期とか、そういうお話がありましたけれども、それは後ほど議論させていたしたいと思います。

やっぱり実績あるいは成果に反映させないと国民が納得しないと思ひます。今回の改正では、GPIF自らが株式に対して直接投資を行う、いわゆる株式のインハウス運用やオルタナティブ資産への直接投資の解禁等は見送りとなりました。解禁もあつたかと思ひますけれども、今回見送りとした理由について御説明いただければと思ひます、大臣。

○国務大臣(塩崎恭久君) 御指摘のように、GPIFの運用の見直しの中で、このガバナンス改革に合わせて御議論を様々いただきました。その中に今御指摘のような意見ももちろんあつたというふう聞いておりますが、株式のインハウス運用、まあ独自運用、それからオルタナティブ投資、これも直接投資ということなんです、様々な意見がございまして、インハウス運用につきましては、労使を含めて今回の改正案では株式のインハウス運用まで踏み込まないという意見が多かつたというふう聞いております。それから、オルタナティブ投資、直接投資については、やはり予期せぬ事態が生じてGPIFや国の責任が問われる懸念などがかなり提示をされたというふう聞いておりまして、今回の改正案には盛り込まなかつたということではございまして。

なお、この運用の在り方については、今回の御審議いただいている法案の附則、この中で、施行の状況、国民の意識、スチュワードシップ責任をめぐる動向などを勘案をし、GPIFの運用が市場や民間活動に与える影響を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは施行後三年を目途に必要な措置を講ずるといふふうになっておりま

して、取りあえず今の御提議をされている形で進めていつて三年後に見直しをすると、こういう形になっております。

○牧山ひろえ君 解禁した場合については、公的資金による企業支配との疑念を生じさせない、また投機的な運用は行わないというGPIF運用の基本原則に反する危険があると思います。今回の改正にも施行後三年をめどとした検討規定が盛り込まれていますけれども、これらの懸念が完全に払拭されなければ、解禁には極めて慎重に対処すべきだと考えております。

GPIFの二〇一五年の運用収益額は五兆三千九十八億円のマイナス、そして二〇一六年の四月から六月期の運用収益額は五兆二千三百四十二億円のマイナスとなっております。五四半期で十兆円以上のマイナスを計上しているわけです。GPIFは、二〇一四年十月三十一日に株式の運用比率を五割に引き上げる基本ポートフォリオの変更を実施しています。GPIFの、その後、七四半期分の運用収益は二兆九百六十二億円の赤字です。ポートフォリオの変更が損失拡大の原因となっていることは間違いないと思うんですが、年金積立金の運用は長期的な観点で考えるべきものであり、短期的な結果をもつて判断すべきではない、運用状況は長期的に判断してほしいと政府やGPIFは繰り返し繰り返し言っておられるんですね。さつきもお聞きしましたけれども、短期的ではない、長期的に判断とはどの程度の期間や結果を意味しているんでしょうか。このままですと、これ以上に大きな損失が出たり、あるいは長期的な運用のマイナスが続いても短期の結果で一喜一憂するのと責任逃れされるのではないかと懸念を多くの方が持っていると思います。

大臣にお伺いしたいと思います。その辺りを明確にお願いします。

○国務大臣(塩崎恭久君) まず第一に、四半期ごとの数字を御指摘をいただきましたけれども、そういう意味では、先ほど四一六の数値を言ってい

ただきましたけれども、七一九は二・四兆円のプラスというふうになっております。したがって、私どもは、短期的なことでは一喜一憂をするんではなくて、やはり年金というのは長い目で見て年金財政に必要な運用収益を得られるかどうかということが最も大事なことであって、どういう資産に投資をすることがこの年金に必要な財政として成り立つ利回りを確保できるのかということが大事なのであります。

将来の給付のためには、長期的な視点に立つて年金運用は行われています。運用状況についても長期的な視点に立つて評価をしていくことが重要であり、先ほど来おっしゃっているマイナスが出たということも、これは評価損のことであって実損損ということでもないということも、多くは、大半は、ということも御理解を賜ればと思います。

長期的な視点という場合の長期、これは具体的にどういう期間だということではありますが、一律にももちろん決まるものではないわけでありましてけれども、政府としては、自主運用を開始した平成十三年以降の十五年間であったり、GPIFが設立された平成十八年度以降の十年間というような運用状況などを一つの目安としてお示しをしてきているところでございます。

また、日常的な運用の評価、これに關しましては、GPIFにおいて、毎年度の運用状況などの詳細を記述をした業務概況書で年金財政上必要な利回りとの比較とか年間を通じたリスク管理の状況などの詳細な分析、これを明らかにしているわけでございます。それから、厚生労働省において行う独立行政法人評価の中で毎年度の運用管理の状況について総合的な評価を行っておるところでございます。

○牧山ひろえ君 長期について今十五年間という一つの目安をお示しいただきましたけれども、これだけの大きな損失を出しておいて十五年間たつたら何とかなるかもしれないという、そういう御答弁はやっぱり国民から理解し難いと思います

し、最初からそういうお話はされたんでしようか。

結果に対する責任がやっぱり不明確だから、国民から年金に対しての不信が募っていくと思うんですね。年金積立金は規模が大きいため、運用結果が国民にもたらす心理的な影響はやっぱり大きいと思うんです。特に、現在のポートフォリオですと、株式が五割を占め激しく上下する、そういう運用結果が年金制度への国民の信頼を大きく揺るがすと思うんです。現在のハイリスクなポートフォリオを安心、確実な運用に見直すとともに、運用の評価について後出しではない基準をあらかじめ明確にしておくべきだと思います。

今回の改正で、GPIFは、厚生労働省令で定める期間ごとに、年金積立金の運用の実績、そして、そのほか厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを公表しなければならぬというふうになされています。これによりまして、一定期間ごとの情報公開が法律上も担保されることとなります。

一方で、年度の運用状況は例年七月上旬に公表されてきましたが、二〇一五年度は保有銘柄の開示等を理由に公表日が遅れました。公表の遅れについては、損失が大きいため参議院選挙後にしたとの臆測も飛び交って、年金制度に対する国民の信頼を大きく揺るがしました。このことから、公表のタイミングも重要だということが分かります。

私は、基本方針として、公的年金については、情報開示の充実とともに迅速性が求められると思います。特に、運用資産の構成、時価評価した場合の損益等は、判明次第、速報として即公開する、公表するというふうに定めるべきだと思うんです。作業に時間の掛かるような、例えば詳細な運用パフォーマンスの分析ですとか、市場に影響を与えるような所有銘柄情報などは後から公表しても差し支えないはずだと思うんですけれども、このような運用結果についての公表時期についてどのようにお考えでしょうか、明確に御答弁いた

だきたいと思えます、大臣。

○国務大臣(塩崎恭久君) その前に、先ほど結果の責任という言葉がありました。結果というのは、最終的に年金の財政にとって必要な運用利回りが確保できない、したがって約束したとおりの年金支払ができないというようなケースに結果というものが伴ってくるようなケースというふうなふうに思っています。実現損であるならばいざ知らず、評価損でありますから、だからいいということ言っているわけではもちろんございませんが、そういうことで、やはり大事なことは、長期でどういう運用をしていくのか、そのときの経済情勢で何にその時々投資をすべきかということとは絶えず見ていかなければいけないと思います。

GPIFでは、業務の透明性を確保して国民の運用に対する信頼を高めるために、運用の状況、リスク管理の状況などについての詳細を年度ごとの業務概況書で公表しております。さらに、加えて、第一・四半期から第三・四半期については運用状況の概況というものを開示をしています。

そもそも年金積立金の運用は、先ほど来申し上げてきているとおり、短期的な動向に過度にとらわれるべきではない、長期的な観点から冷静に評価をしていくべきものだということに思っております。

現在の四半期ごとの開示では、市場の動向など最小限の分析とともに、運用状況を開示をしているわけですが、これに先立って評価損益等の数値だけでも速報で公表すべきではないかという御提案、今いただきましたが、まず一つには、十分な精査が行われていない誤った情報を開示するということリスクもあるということ、そして、不十分な情報の開示によって、逆に国民の運用に対する誤解を生む、懸念を生むといった可能性もあることでございますので、私どもとしてはそれらの理由で、今御提案をいただいたような速報としての公表については適当ではないと考えております。

○牧山ひろえ君 最初に大臣がおっしゃっていた

結果についてですけれども、ハイリスクなポートフォリオ、これやっぱ十分に検討する必要があるのではないかと。激しく上下する運用結果が国民にとってどういう思いをもたらすか、信頼を大きく揺るがすか、これはやっぱ考えなくてはいけないと思っています。

二〇一五年度の運用状況の公表のように、国民に疑念を抱かせるようなことを二度と起こさないということが重要だと思います、公表につきましては。公表の遅れというのは、やっぱ臆測ですとか不信を当然生みます。特に、この間の参議院選挙の後まで損失を公表しないということは、大きな信頼を失う原因だったと思います。

今後、GPIFの運用はますます高度化が進む可能性があります。投機的な運用を排除するためにも、年金の積立金運用が専ら被保険者の利益のために行われており、株価対策、そして成長戦略に利用されないかチェックするためにも、情報公開の重要性は今後ますます増してくると思います。ですので、株式市場等への影響にも留意しつつ、国民の信頼が得られるように、定期的かつ迅速に、詳細で分かりやすい情報公開を進めることが期待されると考えております。

今回の法案では、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進のため、五百人以下の企業も労使の合意に基づいて企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とするというふうにされています。今回の改正案では、労使合意に基づく選択適用が可能となります。ですが、実際にどれだけ適用拡大が進むかは不透明です。

被用者保険の適用拡大は、まず、短時間労働者の老後所得の確保を図るためにも有益だということ、そして被用者保険の更なる適用拡大を進めた場合、国民年金、基礎年金の財政が改善し、所得代替率は上昇します。千二百万人ベースで適用拡大を進めた場合、所得代替率は四から七%と大幅に上昇すると試算されています。

これだけ有益な被用者保険の適用拡大ですけれども、今回の措置の対象となるのが約五十万人な

んです。短時間労働に従事する者で現行の労働時間要件である三時間を満たさない者のうち二十時間未満で働く者は、一号被保険者の場合は四八・五%、そして三号被保険者の場合は三五・八%ということになっております。また、短時間労働者の収入分布を見ますと、今回の適用拡大の賃金要件であります月額八・八万円未満の賃金水準の短時間労働者が過半数を超えています。

こうしたことに鑑み、引き続き被用者保険の適用拡大を更に進めることについて検討が必要だと思えますけれども、当局として、この件についてどのようなロードマップをお持ちなのか、そしてそのスピード感についても併せてお聞かせいただければと思います、大臣。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今、牧山委員の方からこの適用拡大がいかに大事な問題かということをお指摘をいただきました。そのとおりだと思っております。

社会保障制度改革プログラム法の今後の公的年金制度の検討課題の四つの中の一つがやはり被用者保険の適用拡大ということでありまして、私どもとしては、この重要性を認識しながら今回提案をさせていただいております。短時間労働者の就業調整を防いで労働参加を支援する、そして同時に、所得や年金を確保していくために被用者保険の適用拡大を着実にやはり進めていくということが大前提だということに我々も思っています。

この十月から既に約二十五万人と言われる大企業で働く短時間労働者を対象にいたしました被用者保険の適用が拡大をされておりまして、さらに、今回提出している法案によって、中小企業などで働く約五十万人の短時間労働者についても適用拡大の道を開くと、手挙げ方式というか、合意ができたところでお願いをするということだと思えます。

更なる適用拡大を進むべし、ロードマップを描くべしと、こういうことでございますが、この十月の施行から三年以内に検討することが法律で定められているところがございます、働きたい方

が働きやすい環境を整備をする観点から、適用拡大の施行状況、個人の就労実態、そして企業に与える影響などを見ながら、しっかりと取り組んでまいりたいというふうな思っております。

○牧山ひろえ君 適用拡大によって何よりも加入者の保障は充実すると思います。ですので、事業主負担に配慮しつつ、被用者年金の適用を大幅に拡大して、最終的には全ての雇用労働者に社会保険を適用することを目指していただきたい。具体的なロードマップによって取り組むべきだと考えております。

家計の将来に対する不安はますます強まっております。金融広報中央委員会が行っている家計の金融行動に関する世論調査によりますと、世帯主年齢六十歳未満の世帯のうち約九割が老後の生活を心配しているという状況になっております。この不安を解消するためにも、将来世代が生計を維持できるような年金額を受け取れるようにする必要があります。そのためには年金制度の抜本改革が避けられないと思います。ですが、その場しのぎの年金カット法案で現行制度を温存することになる結果、抜本改革の先送り、そして将来世代へのツケ増大を招く危険が大きいことを御指摘申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思

います。

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。

質問が重なる部分もあるかと思いますが、会派として初めての質問でございますので、本法案に関する年金制度全般、また積立金の運用、そして年金額の額改定ルールの見直し、低所得者対策、厚生年金の適用拡大、産前産後の保険料の免除といった基本的なところについて質問させていただきます。

まず初めに、制度全般について、冒頭、大臣にお伺いしたいと思います。

年金制度は、言うまでもなく国民生活に深く関わる制度でございます。年金が老後の生活の中心的な役割を果たしていることはもちろんであります、それは高齢者だけではなく、全ての世

代、ひいては将来の世代に関わってくるものであります。

日本の年金制度は、若い世代が年金を受給する世代を支え仕送りをする賦課方式を取っております。つまり、どの世代も自分たちの親又は祖父母世代を支えて、反対に、どの世代も自分たちの子や孫の世代に支えられている、この世代間の支え合いを次世代にしっかりと引き継いでいくことが年金制度にとって非常に大切だと考えております。

そして、そのためには、国民の皆様が安心して信頼できる年金制度であることが必要でありまして、今般の改正では、その一助となる改正が多く入れ込まれており、信頼を高め、持続可能性を高めるものであると認識をしております。

これまで、特に衆議院の方の議論を読んだり聞いたりしておりますと、不安をおおるような、やや飛躍したような議論もされてきたというふうな認識しておりますので、この法案がどういった点で信頼を確保して安心を築き上げていくのか、参議院では丁寧に議論をしていくということが私は求められているんだというふうに思っております。

年金制度全般につきましてですが、長い歴史を持つお年ですが、その中でも二〇〇四年の抜本改正、この改正は大きな転換点となっております。私もこの二〇〇四年の年に初当選ということでもありますので、大変印象深いものと思っております。この改正を機に、将来世代の負担が多くなり過ぎないように保険料の上限を固定しまして、言わば入り口を保険料の上限を固定しまして、行うことといたしました。これによって年金制度の持続可能性が確保されたと思っております。

また、導入されたマクロ経済スライド、このマクロ経済スライドにつきましては、平成二十四年の二月の予算委員会で、先ほどの質疑の中でも一部紹介もありましたけれども、当時の岡田副総理も次のような認識を示して答弁されているわけ

二・四七％、累積収益で約四十二・六兆円となっております。これに對しまして、財政検証上想定しております水準は、平成十三年度から二十七年
度までの収益率でございますけれども、これは
○・二％でございますので、実績はこれをはるか
に上回っておりますので、年金財政上必要な収益を
十分確保している、こういう状況でございます。

○谷谷正明君　年金財政上必要な収益を確保して
いるということで、年金額には影響することもない
ということだと思います。

ば、給付の九割が保険料と国庫負担であって、積立金とその運用収益が財源として賄っていくという意味ではそれは給付の一割だということも私はしつかり併せて国民の皆さんに御理解をいただいた方がいいんだというふうに思っております。

積立金の運用につきましては、GPIFにおいて、平成二十六年十月に運用資産の構成割合である基本ポートフォリオを見直しまして、株式の割合を高くして国内債券の割合を低くしております。これは、株式などのような価格変動の大きい、言い換えるとりスクの大きい資産ではなく

て、一般的にリスクが小さいと言われている国債を中心に運用すべきといった考えもございいます。その一方で、先般公表されたGPIFの平成十八年度第二・四半期の運用状況では国内債券の収益はマイナスとなっておりまして、国内債券がリスクがないということでは決していないということだと思えます。

国内債券の運用にはどのようなリスクがあるのかということをもまず確認したいと思います。そして、平成二十六年十月の基本ポートフォリオの見直しはどのような考え方でどのようなプロセスで実施されてきたのか、この点について併せて答弁を願います。

○政府参考人（鈴木俊彦君）　まず、株式や債券と異なります各資産でございますけれども、それぞれ

資産としての特性やリスクがございますので、これは運用に当たって、単一の資産で運用するよりも複数の資産を適切に組み合わせたいわゆる分散投資を行うことによりまして、全体としてのリスクを抑えながら年金財政上必要な利回りをしっかりと確保していく、これが基本でございます。

そうした中で、ただいま御指摘ございました国内債券でございますが、現在、御案内のように歴史的な低金利の状況でございます。今後、デフレから脱却をいたしまして物価が上昇していく局面、これを想定いたしますと、やはり国内債券運用は金利上昇によりまして保有債券の価格が下落するなどのリスクを抱えていると考えざるを得ないところでございます。したがって、こうした認識の下に、ただいま御指摘のございました一昨年十月の基本ポートフォリオの変更もあるわけでございますが、国内債券に偏っておりまして従来の基本ポートフォリオから株式等への分散投資をより進めることによりまして、長期的に見て年金財政上必要な積立金を下回るリスクというものを少なくするために行われたのがこの基本ポートフォリオの見直しということでございます。

このプロセスでございますけれども、平成二十六年三月の社会保障審議会の専門委員会の報告あるいは同年六月の財政検証の結果を踏まえたものでございまして、GPIFにおきましては、労使の代表を含めました運用委員などによりまして、延べ十三回にわたる専門的な審議を経ましてこの変更が行われたものでございます。この間、その経緯や結論についても適切に公表されてきたものと承知をいたしております。

○谷合正明君　そこで、今回の改正法案の中身に入ってくるんですけれども、年金積立金の運用を担うGPIFにつきましては国民の関心も高く、この組織をより信頼性の高いものとしていくことが求められております。年金積立金の運用をしつかりとした専門家に任せつつ、資産運用の専門家に偏らず様々な分野の専門家の目でその業務内容がチェックされることが必要でありまして、ま

た、積立金の原資を考えれば、拠出者の意見も適切に反映される仕組みが必要であると考えております。GPIFの運用資産額百三十兆円というところで巨額でございますが、国民の皆様が安心してその運用を任せられるよう、その責務にふさわしいガバナンス体制を構築していく必要があると思います。

そこで、今回の改正案ではどのような改革を行うおとししているのか、その目的について伺います。

○大臣政務官(馬場成志君)　今回の法案は、GPIFの更なるガバナンスの強化を図るために、理事長が一人と申しますか、これまで制度的には執行の責任者である理事長が一人で意思決定を行っていた仕組みを改めて、外部の有識者から成る合議制の経営委員会を導入し、重要方針はこの経営委員会が決定すること、また意思決定や監督と執行を分離し、執行部の責任と権限を明確化することなどの改革を盛り込んでおるところであります。

この改革によって、運用に対する国民の信頼を高めるとともに、運用の多様化、高度化が進む中で適切にリスクを管理しつつ機動的な対応が可能になっていくと考えております。

○谷合正明君　年金積立金の運用に関しましては、将来世代の年金給付をしっかりと確保するためには、長期的な観点から安全かつ効率的に行っていく必要があると思いますので、しっかりとガバナンス体制を整えていただきたいというふうに思っております。

それでは次に、この国会で最も議論が多い年金額の改定ルールの見直しについて伺いたいと思います。この改正につきましては、今回の法改正の中でも複雑な部分でございますので、この議事録、また直接聞いてくださっている国民の皆様にも理解していただけるように質疑ができればと思っております。

この年金額の改定ルールの議論につきまして、冒頭でも申し上げたように、また大臣の方か

らも答弁があったとおり、累次の改正や財政検証の中で必要性が認識されて議論の俎上に上がったのだと認識しております。唐突に都合の良い改正を行っているわけではなく、持続可能性を確保するため、そして世代間の公平性を確保するためにこれは必要な措置と考えております。

そこで、マクロ経済スライドの改正、そして賃金下がったときに賃金に合わせて年金額を改定する仕組み、この二つにつきまして、いつ頃から認識されてきたのか、また、なぜ今日まで見直しが必要でなかったのか、この点について御説明を願いたいと思います。

○副大臣(橋本岳君)　これはもう午前中からる御質疑があったところでございますけれども、我が国の公的年金制度は、現役世代が負担する保険料や税によって高齢者世代を支えるという助け合いの仕組み、いわゆる賦課方式を基本としており、少子高齢化が進む中であっても制度がその機能を適切に果たしていくことができるように、現役世代の負担能力の範囲内の給付としていくことが必要でございます。

しかしながら、デフレの長期化が必ずしも見通せない中で、平成十六年に改正をしたわけでございますが、その際には、賃金が物価よりも下がる場合にこの考え方を徹底していなかったため、その後賃金下がった際に年金水準が維持をされております。その結果として、現役世代の賃金下がる中で、今の高齢者が受け取る年金の所得代替率が、基礎年金は上がる、一方で若者が将来受け取る年金は下がってしまう、このようなことになっております。

こうした状況につきまして、問題意識としては、平成二十一年の財政検証でも明らかにされ、当時の年金部会でも指摘をされております。また、平成二十四年二月に閣議決定された一体改革大綱においても、「世代間公平の確保及び年金財政の安定化の観点から、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討する。」、こう記載がございます。そしてまた、平

成二十六年の財政検証でも、こうした現象が起きている、これが将来の世代の年金の水準が下がるということにつながりかねない、こういうことが改めて確認をされた、このようなことでございます。

こうしたことを踏まえまして、平成二十六年八月からの年金部会における公開の場で議論、それからまた与党内でも御議論をいただいておりますが、そうしたものを経て、今回、年金額改定ルールの見直しを法案化した、このような経緯でございます。

こうした財政検証によって明らかにした政策課題について不断の見直しを行っていくことが責任ある態度であると、このように私たちとしては考えているところでございます。

○谷合正明君　私も、政治の責任として、高齢世代と若い世代の間で負担と給付のバランスが崩れないようにしっかりと調整していくと、そういうやっぱり政治の責任を貫いていかなきゃいけないんだというふうに思っているんです。

先ほど申し上げたとおり、今回の改定ルールは非常に複雑でございますが、それがゆえに、例えばキャッチーな数字が出てくると、キャッチーな数字というのはあれですけど、何と言ったらいですかね、どう言ったらいいかわからないですけど、三割削減だとか何か数字が出てくると独り歩きしてしまうと。確かに、具体的な数字があることは理解の促進につながるんですけども、他方で、その数字が誤解を招くものであったりすると、かえって不安が増幅するだけになってしまうと。

今回の法案に関しては様々な数字が飛び交っておりますが、衆議院の終盤でこの法案によって年金が三割カットされるといふような言い方がなされてきたと私は思っているんです。ただ、これ私は非常に違和感を覚えております。この法案によって年金が三割カットというのは、まずもって今回の法案は、この三割カットの多分根拠は、私が言う立場じゃないんですけれども、この法案のものと違うんですね。そして、三割カットとい

う、これは年金額の話と皆さん混同しちゃうわけですね。恐らく、これは所得代替率の減少をもって三割ということなんだと思うんですけど、これだけやってしまうと、やっぱり受給者だけでなく若い方の方にも、これはどういうことなんだというふうに思ってしまうわけでありまして。

ここで、大臣に今回の見直しによって年金額は三割カットされないということを改めて御説明いただいて、加えて、この見直しがないとどういった状況になるかというの、もう再三答弁いただいているんですけども、改めて大臣の方からこの見直しの正しい意義について御説明を願いたいと思います。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今、谷合委員から御指摘のあったとおり、平成二十六年の財政検証では、基礎年金部分の所得代替率が現在の三六・八から二五・六ないし二六・〇%まで低下をするという、この下がりや約三割低下するということは見通されたわけでありまして。これは、民主党政権が始まるちょっと前のその年に出てきた財政検証、二十一年の財政検証でも既に確認をされていたこととございまして、これを受けて、一体改革大綱やそれから三党合意ができたわけでありまして、この所得代替率が三割低下をするということ

をあたかも給付の水準が三割低下するかのようになされてしまっていますけれども、代替率は、あくまでもそのときそのときの現役で働いていらっしゃる方々の賃金と比べると年金はどのくらいなのかというところを測る一つの指標として、五〇%を下限とするということとやっているわけでありまして。実際には、今回の財政検証のケースEというのがございまして、マクロ経済スライド調整終了後の平成五十五年、この基礎年金額で割り戻した平成二十六年の価格でいきますと六・三万円ということ、平成二十六年の六・四万円と大体横ばいということとありますので、この所得代替率、そして年金額というのを衆議院の議論ですり替えられたような形で誤ったメッセージを送られてしまったように思われるというふうに

思っていますので、年金は、今言ったように、先を見通して平成五十五年でもおおむね横ばいということとありますので、代替率の低下幅と混同しないように国民の皆様方には御理解を賜れればと思うわけでありまして。

この今回の法案における年金額改定ルールの見直しにつきましては、平成二十六年までは本来よりも高い水準の年金が支給されていた中で、少子高齢化による人口の構造の変化を踏まえて年金水準を調整するマクロ経済スライドが発動されなかったということによって、そして、今の年金の所得代替率が一割上昇して、その分、今度マクロ経済スライドによる調整が長期化をいたしましたというところで、結果として、マクロ経済スライドが完了した時点で基礎年金の所得代替率が約一割低下したことを背景としたものでございます。

このため、マクロ経済スライドの調整期間の長期化を防いで将来世代の基礎年金の給付水準を確保するために、マクロ経済スライドの未調整分を先送りせずに、できる限り早期に調整をし、そして賃金に合わせた年金額の改定、これによって支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする見直しを行うこととしたものでございます。このような改定ルールの見直しを行うことが責任ある対応だと思っております。

また、今回の法案によりまず改正を行わないままの状態が続けば、今後将来の基礎年金の水準はより低下するおそれがありまして、今回の見直しはそれを未然に防ぐためのものであります。

したがって、今回の法改正なかりせば、年金収入を含めた低所得者の将来所得は更に引き下がることになってしまいうわけでございますので、低所得者の高齢者の生活を心配される方々であるならば、この法案に反対する理由はないのではないかとこのように思うところでございます。

○谷合正明君 ありがとうございます。よく分かりました。

(委員長退席、理事島村大君着席)

マクロ経済スライド調整期間の長期化を防いで

将来世代の給付水準を確保していくというのが、今回のマクロ経済スライドの改正と、賃金が下がったときに賃金に合わせて年金額を改定する仕組みが目的なんです。高齢世代と若い世代の決り何かせ世代間対立をおおるために我々はやっていくわけじゃなくて、お互いに、高齢者世代も若い世代も、また将来世代も、それぞれが支え合っていく、この基本認識をしっかりと立てていけば、私は、今回の改正というのは論理必然にこれはやっぱり必要だということになっていくんだと思っております。

そこで、大臣が最後言われました低所得者対策なんです。ここが恐らく論点の一つになっておりまして、年金の制度の持続可能性はこれで確保するんだと、一方で、実際にその年金で、特に基礎年金に頼って生活されている高齢者世帯の方の生活保障についてはどうなのかということなんです。今申し上げたとおり、様々な事情で現在も年金額が少ない方など低年金や低所得の方がいらっしゃるわけでありまして。確かに、基礎年金だけで生活の全てを賄うということは、これは難しい。現に苦しい方に対してしっかりと支えていくということも年金制度や社会保障の信頼につながっていきます。

そこで、政府は、低所得者、低年金者に対してどのような対策を講じていくつもりなのか、また、今、現に苦しい方々だけでなく、マクロ経済スライドによる調整が終了した後、恐らくこれは三十年後ぐらいでしようか、その後の世代についてもお答えいただきたい。三十年後ということと、今の三十代、四十代の方がちょうど年金受給になる頃なんです。ですから、今、年金受給されている方の低所得者対策どうするのかということ、将来どうしていくのか、そのために、今の三十代や四十代、現役世代に対してはどういうふうな心構えをしていけばいいか。特にここについては世代が近い副大臣に答弁していただきたいというふうに思っております。

○副大臣(橋本岳君) まず、現に今、無年金、低

年金あるいは低所得の高齢者の方への対策ということにつきまして御答弁を申し上げます。社会保障・税一体改革におきまして、まず年金の受給資格期間の短縮、これは二十五年を十年にしたいんだということ、先般法律を成立させていただきまして、これによりまして、無年金の人に対して少しでも年金を給付をしていくということ。それから、年金生活者支援給付金を、平成三十一年十月の予定ですが、創設をしていく。そして、医療、介護の保険料の負担の軽減などに取り組むこととしておるところでございます。

特に、年金生活者支援給付金は、保険料納付期間の長短によらず、受け取る年金額の約八%に相当するということになっておりまして、年金と相まって高齢者の方の生活を支えていくということにつながるというふうに考えております。

加えて、低所得の方へのきめ細かな支援として、生活困窮者自立支援制度において、高齢者も含め生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への相談、就労支援など包括的な支援を実施しております。年金のみならず社会保障制度全体で総合的に対策を講じていきたい、このように考えているところでございます。

また、マクロ経済スライドの終了後というお話がございました。これは財政検証のいずれのケースにおいても今から約三十年後以降でございまして、私や谷合委員が七十歳以上ぐらいになる、そんなあんな頃のことになるわけでございます。ですから、我々自らの問題としても考えなきゃいけない問題だということに思っております。

そのようなときですが、逆に言う三十年あるわけでございますから、今からきちんと備えていくということを考えていくことが大事なんだろうというふうに思っているわけでございます。政府としてやるということと申し上げれば、国民の皆様が所得確保をしていただくことができれば、国民の皆様に所得確保を進めていく、これは働き方改革等でもテーマに上がっているとおりでござい

ございますし、また、公的年金においては厚生年金の更なる適用拡大を進め、働き方に応じた所得保障の充実を図っていくということ。

また、公的年金と併せて、老後の所得確保を充実していくために個人型確定拠出年金、iDeCoという愛称をいただきました、これへの加入範囲の拡大等を進めていくということで、政府として老後の所得保障の重層化を図っていききたいと考えておりますし、また、併せて申し上げたいのは、要は財政検証というのは何のためにやっているのかということでありますが、もちろん、年金がどういふふうな今後保っているのかということについてケースを分けて試算をするという意味ももちろんあるわけでございますが、同時に、経済の状況によつて将来の年金の自分たちがどのくらい得られるのかということについてシミュレーションしたものだ。ですから、それを今の現役世代の方々にも御覧をいただいて、将来の設計みたいなものについてやっぱり考えていただく機会ということにもつながっていただけたらいいなと、このように思っているところでございます。

○谷合正明君 ありがとうございます。

今、答弁の中で、福祉的給付について前段の部分で答弁いただいたわけですが、事実関係の伺いをしたいと思えます。

この福祉的給付は施行期日が消費税率の引上げに連動しておりまして、現在、政府は平成三十一年の十月からスタートと言っております。

この施行期日が連動しているのは、言うまでもないですけど、福祉的給付の財源が恒久財源である消費税、財源となっているからであると認識しております。他方で、この福祉的給付は消費税引上げに当たっての緩和対策だという発言も議論の中で、いろんなところで見られていたわけでありまして、改めて、福祉的給付の概要、そして目的について政府の方から説明を願いたいと思えます。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 年金生活者支援給付金でございますけれども、これは御案内のよう

に、社会保障・税一体改革における社会保障の充実の一環として実施するものでございます。

これは、年金生活者支援給付金の支給に関する法律の目的規定にもございますように、所得の額が一定の基準を下回る基礎年金の受給者に対し、その生活を支援するために支給するものでございます。したがって、給付金の主たる目的は低所得者へのセーフティーネット機能の強化でございます。

〔理事島村大君退席、委員長着席〕

御指摘ございましたように、この給付金、消費税率を一〇％に引き上げる平成三十一年十月までに実施することとしておりまして、年金と相まちまして、今まで以上に高齢者の生活を支えていくものと考えております。

○谷合正明君 次に、厚生年金の適用拡大について伺います。

十月から一部スタートしておりますこの適用拡大でありますけれども、将来世代の年金について考えた場合に、やはり厚生年金を受給している場合とそうでない場合とでは大きく受給の厚さは変わってまいります。もちろん、国民年金制度が当初想定していたような自営業の方である場合、緩やかに引退して給与以外にも生活の糧があるのかもしれない。ただ、短時間労働を行う若者など、雇用されている場合はその働き方に見合った厚生年金を将来受け取ること働き方に合った年金制度となつて、ひいては制度の信頼も高まると考えます。

適用拡大は今後、働き方が多様化する中でとても大切な改正だと考えております。適用拡大によつて具体的にどのような将来の年金に影響があるのか、また今後、厚生年金の適用拡大をどのように進めるのか、その点について確認したいと思えます。

○副大臣(橋本岳君) 短時間労働者の就業調整を防ぎ労働参加を支援するとともに、将来のその方々の所得や年金を確保をしていくためには、被用者年金の適用拡大を着実に進めていくことが重

要であると考えております。

被用者保険に加入をしていただくと、基礎年金に加えて賃金や加入期間に応じて厚生年金が受給でき、将来の年金額が増えるということになります。具体的に申し上げますと、仮にアルバイトだとかそういったことで月収八・八万円の方がいたということになりますと、その方が厚生年金に四十年間加入し続けたという場合を考えますと、まず基礎年金が月額約六・五万円、これ満額ということになるわけですが、これに加えて、現在の価格で厚生年金月額が約一・九万円を終身で受け取ることができるようになります。これは合計すると八・四万円になるということです。したがって、それは今八・八万円の人という想定でしたが、報酬がより高ければより高い年金を受け取ることができるようになるという仕組みでございます。

また、障害の状態になった場合においても、少なくとも二十五年間加入した場合の老齢厚生年金と同等の障害厚生年金を受給でき、より手厚くなるといことがございます。こうしたメリットがあるわけでありまして。

さらに、かてて加えて言えば、今は将来の話をしましたが、保険料負担についても、当然ながら、厚生年金に加入していただければ半額は事業主の負担ということもあるわけでございます。また、やつぱりそういったことをきちんとお伝えをして周知をしていくということが大事なんだろうというふうにも思っているわけでございます。

更なる適用拡大についてということでございますが、この十月の施行から三年以内に検討することとが法律で定められておりまして、働きたい方が働きやすい環境を整備する観点から、適用拡大の施行状況、個人の就業実態や企業に与える影響などを見ながら、引き続きしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○谷合正明君 そこで、今日、国土交通省に来ていただいておりますけれども、私も週末、建設業の関係者のヒアリングをしました。やはり人手不足で、若い労働者を確保していくためにも、社会保

険に加入していくということは、小規模事業者であつたとしてもそれはもう求められているんだと。ただ、よく出される声として、もう皆さん聞いていらつしやると思うんですけど、公共工事や民間の工事でも社会保険に加入する必要な経費を適切かつ明確に確保して、これが下請事業者に至るまで確実に支払われるようにしてほしいんだと。

そこで、特に建設関係の下請事業者における厚生年金加入拡大、この推進に向けた現状と取組について、国交省に確認したいと思えます。

○政府参考人(木原亜紀生君) お答えいたします。

建設業における社会保険の加入促進につきましては、技能労働者の処遇向上などのため、平成二十九年年度に建設業許可業者の加入率を一〇〇％にすることなどを目標に掲げ、平成二十四年度より建設業界と一体となつて取り組んでいるところでございます。

具体的取組を挙げますと、国土交通省の直轄工事では、平成二十七年八月より、全ての工事で元請企業及び一次下請企業を社会保険に加入している企業に限定する措置をとっております。また、地方公共団体に対しても、発注する公共工事について、社会保険未加入企業の排除を進めるよう要請しているところでございます。加えて、五年に一度の建設業許可の更新や経営事項審査などの際には社会保険の加入状況を確認し、未加入企業に対して加入するよう指導を行っております。このほか、法定福利費の確保という観点から、標準見積書の活用促進による法定福利費の確保や小規模事業者の相談体制の充実などにも併せて取り組んでいるところでございます。

このような取組の結果、取組を開始する前の二十三年十月とそれから直近の数字であります二十七年十月の数字を比較しますと、企業別で社会保険の加入状況を見ますと、取組前に比べまして一ポイント増加の九五％の企業が社会保険に加入しております。また、労働者別に見ましても、

二十三年十月に五七％でありましたのが、一五ポイント増加し、二十七年十月では七二％の加入状況でございます。

このように、社会保険の加入率は着実に上昇しておりますが、平成二十九年度の目標達成に向けて、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○谷合正明君 九五％ということで、その数字は事実なんでしょうけれども、ただ、現場に行くと、そんな感覚がなかなかないものですから、特に一次下請、二次下請までしっかり、今言われたようなことが、特に必要な経費がしっかり確保されるように、そういったきめ細やかな対応をしていただきたいというふうに思っているわけであります。

それでは、産前産後の保険料免除について伺いたいと思います。

多様な働き方ということを考えた場合に、女性の活躍という観点も非常に大切でございます。少子高齢化が進む中で次世代育成は、社会全体はもちろんです、年金制度の支え手という意味でも重要であります。その意味で、我が党がこれまで強く主張してきた産前産後期間保険料免除という改正は非常に意義深いというふうに思っております。

この改正の概要と、どのくらいの方が対象になつていくのか、その見込みについて併せて説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(鈴木俊彦君) この国民年金一号被保険者の産前産後期間の保険料免除でございますけれども、これ、先ほど来お答えを申しておりますけれども、厚生年金で既に実施をされておりますが、平成二十四年に成立いたしました年金機能強化法、この附則で国民年金についてどうするかということが検討課題とされていたわけでございます。そのため、社会保障審議会の年金部会において検討を進めまして、国民年金の第一号被保険者の産前産後期間につきましても保険料を免除した上で、この免除期間につきましても満額の基礎年金を保障する、こういうことにいたしましたわけ

でございます。この対象者の数でございますけれども、年間約二十万人を見込んでおります。あわせて、これに係る費用でございますが、これも国民年金全体で支えるという観点から、国民年金保険料を月額百円程度引き上げさせていただくこととしたしております。

先生御指摘いただきましたように、今回のこの措置でございますが、年金の保障機能を強化するもの、同時に次世代育成支援にも資する誠に重要な施策であるというふうに考えております。

○谷合正明君 年間二十万人ということでございまして、国民年金の一号被保険者の方が対象になるわけでございませう。その保険料免除の手続については、当然これ、本人が自ら申請されないといけない、局手続が始まらないんだというふうに思っています。我が家も四人子供を出産して、こういう制度があれば本当によかったなと思うんですけれども、でもこれ、社会保険事務所というのはその対象者が、要するに一号被保険者が妊婦さんなのかどうかという情報は持っているわけではないわけでございます。どうやってこの対象者の方にきめ細やかにこの制度を周知徹底していくのかというところが非常に私、今分からないでいるわけでございませう。

また、納付しなかったけれども、その後、産前産後の四か月間、事後的に手続をした場合に一体どうなるのかと、そういったところももう少し当事者の方々に分かってやすい御説明をしていただきたいというふうに思っております。

是非、この三十一年四月の施行に向けた周知徹底について、厚生労働省としても対応を強化していただきたいと思いますけれども、考えをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(伊原和人君) お答え申し上げます。御指摘いただきましたように、今回の保険料免除措置につきましても、妊産婦の方々にしっかりと御理解いただいて免除の手続を取っていただくこ

とが何より大事なことでございまして、そうしたことからしますと、今回のこの免除措置について、平成三十一年四月からスタートすることになっておりますが、その際には、例えば市町村において母子健康手帳を妊産婦さんにお渡しします、その際にちゃんと周知をするというようなことも含めまして、何か具体的な具体策をしっかりと考えていきたいと思っております。市町村とも連携しながら周知、広報に努めてまいりたい、このように思っております。

○谷合正明君 それで、事後的に手続した場合に、ですから還付されるということではよろしいんですかね。

○政府参考人(伊原和人君) 御指摘のとおり、一度お払いされた場合でも後から手続していただければ還付されることになりました。

○谷合正明君 いずれにしても、そういうQ&Aをしっかりと整理していただきたいというふうに思います。年金資格期間短縮法案のときにもこの周知徹底が一つの大きなこの国会の論議になりましたけれども、まさに産前産後の保険料免除についても、ああ、こんな制度知らなかったということにならないようにしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

それでは、年金教育ということについて、この法案とは直接は関係ありませんけれども、最後一問だけ取り上げさせていただきますと思ひます。

今までの議論を踏まえても改めて実感するように、年金制度というのはある意味非常に、マクロ経済スライドであるとか賃金に合わせた改定だとか、ちょっと複雑でございます。他方で、この年金制度というのは全ての世代、全国民に深く関わっているわけでございまして、私は特にこの年金教育というのは極めて重要ではないかと常々思っているわけであります。特に、若い世代に対してこの年金の仕組みをしっかりと伝えていくということ、例えは、私もいろいろ現場でお伺いしたんですけれども、例えは社会保険労務士さんも、今各地

域の教育機関と連携して、学校教育の場で講師として授業を行う出前授業が行われております。平成三十三年には全国二百五十一件だったところ、平成三十六年度では四百五十五件と活動の規模も拡大してきております。こうした社会保険労務士さんによる社会保障教育、これは一例でございますけれども、私は非常に意義があることだと思っております。

改めて、本法案の意義を正しく国民の皆様にも理解していただくためにも、年金制度が世代間の仕送りであるという基本的な仕組みや役割について周知啓発を進めていくと、とりわけ、将来の世代を担う若い世代に対して社会保障の根幹を教えていくということが大事だと考えますけれども、我が国の年金教育の現状と、年金制度を含む社会保障教育の取組について政務官に伺いたいと思ひます。

○大臣政務官(馬場成志君) 若い世代への年金教育につきましては、例えは厚生労働省と日本年金機構が協力して、年金事務所と地域の高校、大学と連携した年金セミナーを昨年度は全国三千三百回以上実施するとともに、厚労省職員による大学等への出前講座などを実施しております。

こうした取組に加えて、厚生労働省のホームページで分かりやすい動画やリーフレット等を発信することなどによって年金制度の意義や役割について周知、広報を行っております。

また、御指摘のとおり、年金に限らず社会保障全般についての教育も重要でありまして、高校生向けに作成した参加型の授業に資するワークシートや映像教材を全国五千の全ての高校に配付するとともに、各地の教育委員会等の場においてこれらの教材の活用方法についての研修を累計千人以上に対して実施しております。

また、先日、年金エッセイということで表彰されたわけでありましたが、中には学校ぐるみで参加していただいているというところもございます。そういった取組をまた広げていきたいというふうに思ひます。

先ほど先生からも御紹介がありましたけれども、さらに、多くの都道府県社会保険労務士会においては独自に労働や社会保障に関する学校教育活動に取り組んでいただいていると承知しておりまして、これは大変意義のある取組だと考えており、感謝をしておるところであります。

厚生労働省としても、こうした社会保険の第一線で取り組んでいただいている関係団体等と連携して、引き続き将来の社会を担う若い世代に対する周知啓発にしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

○谷合正明君 スウェーデンの社会保障教育について中学校の教科書を邦訳した書籍がございまして、タイトルは「あなた自身の社会」となっております。その目次は、第一章が法律と権利、第二章があなたと他の人々、第三章があなた自身の経済、第四章がコミュニケーション、日本語で言うところの自治体です。第五章が私たちの社会保障となっておりまして、話の順序としては、児童生徒一人一人の権利の話から入って、他者との関係や家計のやりくりや消費行動、地域社会での様々な組織、機関が果たしている役割の話があって、その上で社会保障が児童生徒自身又は児童生徒の今後について果たす役割の話が出てくるという順番になっています。

単に教科書の中に盛り込まればよいというわけじゃありませんから、社会の成り立ちについてそれぞれの教育課程でどのように教えていくのかということ、この年金教育、社会保障教育というのはこれからもしっかりと整備していただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、改めて、この年金制度、世代間の支え合いでありまして、少子高齢化といった大きな課題に対してどちらかの世代にのみ負担を負わせるということではなくて、全世代で助け合って乗り越えていくべきであります。今回の改正は若者や女性を支えていくという改正も入っており、是非ともしっかりと審議を行い、成立を目指していきたいというふうに考えております。

す。

以上でございます。

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

まず冒頭、会期末のぎりぎりになりましたが、衆議院で審議時間が僅かなまま強行採決に至ったことに強く抗議するとともに、参議院で、延期された期間を見ても決して、重要議案審議する期間として足りていないのかといったら、私は極めて前例から見ても不十分だということでは明かだと思えます。その上で、議論が始まってみますと、与野党からやっぱり慎重な審議を求める声が相次いでおります。さらに、民進党の委員からは試算の提出ということでの要求もありました。私、本当に徹底審議して、徹底審議の上に、強行採決は絶対にあつてはならないということを強く申し上げておきたいと思えます。

それでは、質問に入りたいと思えます。

この年金の改革については、先ほど来議論ありますように、二〇〇四年、百年安心の年金改革ということで導入されたのが年金を自動的に引き下げるという仕組みでもあるマクロ経済スライドだと思っております。しかし、先ほど来もう紹介ありました、予想外のデフレ状態が続くという事態になりました。実際にこのマクロ経済スライドが発動されたのは二〇一五年が初めてということになったわけです。

今回の改正では、資料でお配りしております一枚目、予定どおりにマクロ経済スライドが実施できなくとも、残った部分について翌年度以降に繰越しができると、これがキャリアオーバーという新しい仕組みを導入するということだということなわけです。開始は、これはもう再来年から始まるわけですね、二〇一八年の四月からということになっています。

これ、新たに繰り越すこととなる将来の減額分、発生するのはどんなときになるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 今回の法案に盛り込んでおりますキャリアオーバーの仕組みでございます。

ますが、これは実施は再来年四月からでございます。

その上で、この仕組みは、マクロ経済スライドによる調整をできるだけ先送りせずに早期に終了させることによりまして、現役世代が将来受給する年金の給付水準が低下しないようにする、こういう仕組みでございます。今回の見直しにおきましても、現に年金を受給している方々に配慮いたしまして、このマクロ経済スライドによりましては、前年の名目額より下げることはしない配慮措置、いわゆる名目下限措置、これは維持することとしております。

そうした中で、御質問のキャリアオーバーが発生するのはどういふときかということでございますけれども、まず第一に、賃金とか物価の伸びがこのマクロ経済スライドの調整率を下回りまして、賃金、物価の上昇幅の範囲内でのみ調整を行う場合、これ積み残しが生じます。それからもう一つは、賃金、物価の伸びがマイナスになりました、マクロ経済スライドの調整自体が行われない場合、この二つでございます。

○倉林明子君 もう一回資料を見ていただきまして分かりますと、これ、今おっしゃったとおりだと思ふんですね。この説明で見ると、景気後退期なのに賃金上がっているというのが説明になっているんですけど、今おっしゃったように、賃金が下がったときもマクロ経済スライドを未調整分としてキャリアオーバーすることになるんだということだと思ふんです。つまり、調整額を下回る場合、それは賃金が上がるが、賃金下がった場合でも、未調整分ということで再来年からは繰越しが発生する可能性があるということだと思ふんですね。百年先の話じゃないんですよ。この改定で発生する、新たなルールが発動されるのは再来年から可能性はあるんだということだと思ふわけです。

それで、繰り越した減額分、これが賃金、物価が上がったときにまとめて減額することなんだと、それ先ほど来説明あったとおりでないと思ふんですが、これは実施は再来年四月からでございます。

す。つまり、じゃ、こういう事態はどんなときかと。私、直ちに想定できると思ふんです。それが、二〇一九年十月、消費税の増税ですよ。これ一〇%増税は必ずやると言っているわけですから、そのときに積み残した分があれば減額できるということになる仕掛けだと思ふわけですね。

この消費税の増税の影響、これ年金額に反映されるということでも考えますと二〇二一年というところになるわけ、そこまでにキャリアオーバーされた分、発生する未調整分があれば、マクロ経済スライドの減額分にプラスされるということになるわけですね。結果、私確認したいと思う、ゼロ改定というのがあり得るんじゃないでしょうか。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 今御指摘のように、年金額の改定に用います物価変動率がまず前提でございますけれども、これ、一月から十二月までの年平均の物価指数、これの対前年比でございます。そういたしますと、今先生御指摘になりましたように、二〇一九年十月に予定されておりました消費増税、これによる影響が年金額の改定に用いる物価変動率に影響いたしますのは、二〇一九年十月から十二月までの約三か月分、これが二〇二〇年度、その後の残り約九か月分が二〇二一年度というふうに影響してくると思えます。

そこで、お尋ねの二〇二一年度の年金額改定がどのようになるかということでございますけれども、この点につきましては、今後の物価、賃金の動向を踏まえまして、二〇二〇年度までの年金額改定でキャリアオーバーが果たして発生するかどうかといったことや、二〇二一年度の年金額改定に用います物価、賃金の変動率がどうなるか、こういうことにも影響されるわけでございます。現時点で一概に申し上げることは難しいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、極力マクロ経済スライドの未調整分を発生させないことが重要でございますので、賃金上昇を含みます経済の再生に全力で取り組んでいくということが重要であるというふうに考えております。

○倉林明子君 いや、そういう決意はいいんですけれども、可能性として、消費税増税、上げるということについては物価は上がるということになつていくと。賃金をそれ以上上げていくというような話も含めて今されたと思うんだけど、私、指摘したように、ゼロ改定になるような可能性というのは遠い話じゃない、目の前、極めて現実的な可能性だということを指摘したいと思うんですね。そうだったら、国民には、消費税増税で物価が大幅に上がる、だけど年金は全く上がらない。これ実質減額ということですから、苦しみが二重になると言つて私いいと思うんですね。本法案で、二〇二一年度からいわゆる賃金マイナススライドということで施行されることになるわけですね。二〇一九年度の消費税の増税、これ物価が上がるようになりますと、実質賃金をマイナスに押し下げる私効果があると思うんですね。その影響出てくるということになることを考えれば、二〇二二年から二〇二四年度になるんじゃないかと思ひます。

ということでは、賃金が下がらず横ばいという場合であつたとしても、消費税増税で物価が上がりますと、賃金指標、年金の目安になる賃金指標も下がるわけですから、年金も下がるということになるんじゃないでしょうか。局長。

○政府参考人(鈴木俊彦君) まず、この年金額の改定に用います賃金変動率、今先生、賃金がどういふふうになるかということでお話ございましたけれども、これに用います賃金変動率でございますけれども、これは、賃金を実質化するために用いていきます実質賃金、これが、四年前から二年前までの各年における実質賃金の対前年比の平均を三年間で平均をするという、こういう仕組みになつております。これを踏まえまして、二〇二一年度の年金額の改定に用います指標というのは、二〇一七年から一九九一年までの対前年比ということになります。

したがひまして、二〇一九年十月に予定されます消費増税による影響が、御指摘の実質賃金の低

下として二〇二一年度の年金額改定に用いる賃金変動率に影響するというのはどういふことかと申しますと、これは二〇一九年十月から十二月までの約三か月分でございます。これは三年間平均になりますので、この三か月分というのは三年間のうちの一部、八%でありまして、したがひまして、二〇二一年度の年金額改定に与える影響というものは限られたものになるだろうというふうに考えております。

その上で、先ほども申し上げましたけれども、実際に賃金変動率がどうなるかということについては一概に申し上げられませんが、現時点でどうなるかをあらかじめ申し上げることは難しいと思つております。

それから、なお、このマクロ経済スライドによりまして調整というのは、年金額の賃金、物価による改定率がプラスの場合にのみ発動されまして、かつ、名目下限措置もあるわけでございますので、同一年度におきまして、キャリアオーバーの調整分と賃金の低下時の賃金に合わせた改定というものが同一の年金に適用されることはないんだということでは改めて申し上げておきたいと思ひます。

○倉林明子君 いや、要は賃金にも影響出てくるでしょうと、消費税増税すれば、そういう賃金押し下げ効果になるわけで。私、今いろいろおっしゃったんだけど、先ほどもあつたように、この十年間振り返つてみれば、賃金指標というのは七回もマイナスになつていくわけですよ。現実的に、消費税増税もあつて、その後のマイナスという状況もあつた。それは十分に、この消費税の増税ということ踏まえれば、年金下がるということになると思ひますね。

二〇一八年、マクロ経済スライドのキャリアオーバーを開始する、二〇一九年度に消費税の増税を実施する、二〇二一年度には賃金スライドを開始すると、こういう仕組みを導入するということは、これまで不測の事態、予測しなかつた事態で予定どおり下げられなかつたというような仕掛

けがあつたわけですよ。それが今回、消費税増税があつても年金は下げられる、前もつてそういう仕組みをつくる、まさしく消費税の増税対策じゃないかと。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) こういう考え方もありなかつたと思つて、勉強になりましたが。

今回の法案は、本年六月に行われた消費税率引上げ延期の決定よりも前に、既に本年三月に国会に提出をいたしてあります。また、年金額改定ルールは施行期日は、この法案提出の時点では平成二十九年四月であつた消費税率引上げ後であつたことから、消費税増税対策という今の御指摘は全く当たらないということでございますので、御理解を賜ればというふうに思ひます。

○倉林明子君 結果としては、消費税の増税があつても年金が下げられるという仕組みになるんだということは指摘をしておきたいというふうに思ひます。

そこで、資料の二枚目を見ていただきたいんです。この年金額は、これ厚生労働省の資料です。年金額改定の推移ということで、青い実線、赤い点線が入つております。これ、赤い点線が本来水準、言わば将来との均衡を図るためにはここまで水準でないと将来も下がり過ぎちゃうんだと繰り返し御説明があつたラインですね。ところが、この青いラインは何かといへば、これは実際のラインなんです。これ、二十年振り返つてみて、年金は一回も上がつていないんですよ、下がりが続いているんですよ。これが実態なんですよ。ここに、下げ幅が足りなかつたからということで、今度の特例水準もやられたし、今回の改定という流れになつていくわけですよ。

私、高齢者にとつては、この改定は悪夢そのものだと思ひます。現在の高齢者の状況はどうなつていくかということですよ。大体本当に下げられるような水準なのかという議論がありました。国民年金のみの受給者の平均受給額は月五万円、厚生年金も女性の平均受給額というのは月十万円にすぎません。衆議院の厚生労働委員会でも、参考

人で藤田孝典さん、NPOの方ですけれども、生活保護基準相当かそれ以下で暮らしている高齢者は七百万人という試算を紹介されておりました。実際、高齢者世帯の生活保護受給率、六%です。パーミルじゃないんですよ、六%です。そのうち半数、年金を受給しているにもかかわらず貧困というのが実態になつております。

本法案の年金抑制の仕組み、これは月一万円であつて月二万円であるわけで、こうした年金にもひとしきのしかかつてくるわけで、高齢者の貧困、生活保護世帯の増加、これに拍車を掛けるんじゃないでしょうか。大臣に行くんですけれども、いいですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今、年金額のこれまでの推移と本来水準というのを示していただきましたが、今回政府から提案を申し上げている法案につきましては、若い人たちが将来受給する基礎年金の水準はこれ以上下がらないようにということをし、繰り返し衆議院でも述べてまいりましたし、今日も申し上げてまいりました。これを防ぐということですよ。

その上で、現に低所得者あるいは低年金者、こういった高齢者への対策については、社会保障・税一体改革においても、年金の受給資格期間の短縮、これはもう既にお通しをいただきました法案がございましたが、年金生活者支援給付金の創設、そして医療、介護の保険料の負担の軽減と、こういったことを組み合わせて手を打つていくわけでありまして、加えて、低所得の方へのきめ細かい支援として、生活困窮者自立支援制度とか生活保護についても配慮をしてくれているわけであります。年金のみならず、やはり社会保障全体で総合的に対策を講じていくということが大事なんだろうというふうに思ひます。

他方、これまでの生活保護の高齢者世帯の増加につきましても、立体的、多角的に実態を把握することが大事だと思つておられます。二十九年の次期生活扶助基準の検証に併せて制度全般についても見直しの検討を行つていくことと

しておりますので、この中で様々なデータを用いた実態把握や分析に取り組んでまいりたいと思っております。

○倉林明子君 そうなんですよ。様々な制度で社会保障全体でフォローするという言い方をおっしゃる。これは総理の総括質疑のときに取っていただきたいと思うんですね、この議論は。

今日は、年金でフォローすると言っている福祉給付金ですね、支援給付金の方が本場にフォローになるのかということでは、これは保険料納付月数に基づくことになると。こうなれば保険料納付十年、そうしたら年金月一万六千二百五十円、こういう人たちに対しては率になるので、上乗せして千二百五十円ですよ。これで福祉的給付金や、フォローしている言われたら本場がつくりくると思うんです。

年金カットで被害を受けるというのは、私、高齢者世帯だけじゃないということを強く強調したいと思うんです。現役世代で助け合いやと言われると、現に助け合っている若い人いっぱいいるわけで、年若い親と同居している、扶養しているという家族あります。さらに、親と別居しているも、介護費用援助しているという息子や娘というのは数多くいますよ。私、そういう現役世代にとってもこれはダブルパンチになるというふうに思います。大臣、どうですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今回の、賃金が低下した場合に賃金に合わせて年金額を改定するという見直しでございすけれども、言ってみれば不測の経済事態に対応するためのものでありまして、賃金、物価が上がっている場合には年金額が下がることはないということでありまして、経済政策自体が大変重要だということでもあります。

そもそも、年金制度は若い世代から今の受給者世代への社会的な仕送りということでありまして、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付を行う仕組みにしておくことが重要であって、仮に今回の改正を行わない場合には、先ほども申し上げたとおり、現役世代は賃金の低下と将来自

分が受け取る年金の額が低くなるという、こっちは二重の苦しみというものも、ダブルパンチも考えていただかなきゃいけないので、世代間の公平の観点からも今回の改正は必要だというふうに思います。

○倉林明子君 総理は、本法案は将来年金確保法案だと、何度も聞きました。私、問題は、どんな水準で確保するか、ここの説明というのは本場に十分だと思えますよ、下げるんですから。低い水準で確保するという話と違うのかと言いたいわけですよ。

そこで、確認したいと思います。本法案に盛り込まれた措置によって、二〇一四年財政検証で示した水準よりも年金が増えるということはあるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 今回の賃金に合わせてます年金額の改定を行うルールでございすけれども、これは将来の基礎年金の水準が二〇一四年の財政検証での見直しよりも低下することを防止するためのものではないかと、将来の基礎年金の水準を、同じ経済前提で考えれば、財政検証の見直し以上に上昇させるものではございません。

したがって、仮に名目でも実質でも賃金が下落するような事態が生じた場合に、本法案による改正を行わなかった場合の将来の基礎年金の水準と、改正を行った場合の将来の基礎年金の水準、これを比較すれば、改正を行った場合の水準の方が上回るということになるわけでございます。

○倉林明子君 政府の言う将来の年金の確保というところは、結局、マクロ経済スライドによる調整が長引いて、元々下げる予定の年金水準、これを予定よりもっと下がることを防ぐと。言わば下げ止め法案、私、命名したいと思えます。

今よりも低い水準になることは明らかなんです。資料三を見ていただきたいと思います。資料三。この調整期間が、それぞれ基礎年金、厚生年金入れているんですけれども、下げ止まり、下げ止めようと、この下げ止まりに差があるんです、差が。要は、長さも違えば、下がり率、下が

り方も違うんですね。基礎年金の方が長いこと掛かって下げ止め、幅も大きい下げ方になるんですね。

私、改めて聞きたいと思うんです。何で基礎年金の方が調整が長く掛かって、下げ率も大きくなるんでしょうか。局長。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 基礎年金につきましては、現在の改定ルールの下では、御指摘ありましたように、物価より賃金が低下した際に物価までしか年金額を下げない、こういうことになりましたので、賃金の低下幅よりも年金額の低下幅が小さくなります。その結果、足下の基礎年金の所得代替率が上昇するということになります。

一方で、報酬比例年金でございすけれども、これは賃金を基礎に算定されますので、将来の年金額も賃金と連動して低下をいたします。したがって、足下の所得代替率は横ばいで推移するということになります。

このため、基礎年金の方が報酬比例年金に比べてマクロ経済スライドの調整期間が相対的に長くなっている、こういう構造でございす。

○倉林明子君 結局、低い水準の基礎年金部分の方に下げ幅が大きくなるということ、期間も長くなるということ、比較的高い年金の厚生年金と比べると逆転現象がこれ起こってくるということになると思うんです。同世代間のこの逆転現象、格差の拡大ということについては社会保障審議会でも指摘があった事項だと思うんです。

年金制度改革というのであれば、この低年金、低い年金のところの問題をどう解決していくのか、こここそ抜本的に解決すべき課題として焦点を当てていくべきだということに思っています。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今回のスライドルールの見直しのうちで、マクロ経済スライドのキャリーオーバーにつきましては、名目下限措置を維持するという配慮を行いながら、また、賃金が低下した場合に賃金に合わせて年金額を改定する見

直しについては、不測の経済状態に対応して年最大六万円の福祉的給付をスタートさせた後に施行することになっております。特に、この福祉的給付は高齢者の中で生活が苦しい方にも配慮を行うものでありますので、世代内の所得格差の縮小につながるものと考えているところでございす。

○倉林明子君 続きは引き続きやらせていただきます。ありがとうございます。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。まず、年金の質問に入る前に、一点、是非大臣の御意見を一度聞きたいなというふうに思っております。これ前にもこの厚生労働委員会ですけれども、保育所落ちた日本死ねというのが今回何か流行語大賞になったというふうな聞いたわけなんですけれども、僕はこの言葉の一番問題はやっぱり死ねという言葉だと思っております。

やっぱり、特に子供たちの中でもないけどかそんなので遺書とか見ると、死ね、死ね、死ねというふうなことを言われて、苦にして自殺に追い込まれていっている子供たちも実際におられるわけでありまして、そんな中で、死ねという言葉というのは絶対に使つてはいけぬ言葉だと思っております。この死ねという言葉を使って、保育所落ちた日本死ね、そういう言葉が流行語大賞なんて、そんな賞に選ばれること自体が、私はもう本場におかしいんじゃないかと、こう思っています。

是非大臣にその辺の御意見をお聞きしたいなと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 一言で言えば、こういう言葉が流行語大賞に選ばれないような子育てに優しい社会に日本が一日も早くなるということだろうと思えます。

○東徹君 前にも何かそんな答弁だったような気がするんですけども、私は、やはり命あるものは死ねと言われて死んでしまつたら二度と生き返ることがないわけでありまして、死ねという言葉

業は絶対使わなければならないと大臣に言つてはし
かつたんですけれども、前も同じような答弁だつ
たのもうそれ以上は聞きませんが、私はそのよ
うに本当に思います。

では、年金の方の質問に入らせていただきたい
と思います。

今回の年金制度の改革、いろいろ年金制度その
ものが、やっぱり人口減少とか少子高齢化、そう
いったことで年金財政が大変厳しくなつていつて
いるという状況の中でこういった改革案が出てき
たというふうに理解はしております。

ただ、この改革案だけではやっぱり不十分だとい
うふうに思つておりまして、大臣も常に言つて
いるように、景気が回復していかないとやっぱり
これはもう絶対駄目だということも当然なんです
けれども、その中でやはり年金の未納者対策です
よね、ここもしっかりとやっていかなかつたら、
将来低年金者が増えていくというだけではなく
て、やっぱり生活保護者が増えていく、生活保護
になると医療給付も入ってきますから、相当な財
政的に将来また生活保護費というのが物すごく負
担になってくるということが予測できると思つて
います。

だから、この未納者対策について私はこの間か
ら、年金のときもそうなんですけれども、かなり
質問をさせていただいております。その国民年金
保険料のまず強制徴収についてお伺いをしたいと
思います。国民年金保険料の強制徴収について
ありますけれども、段階的にその範囲がこれ拡充
はされていっております。

具体的に申しますと、平成二十七年は所得四
百万円以上で未納月数が七か月以上というふう
にされておりました。平成二十八年度になります
と、所得三百五十万円以上で未納月数が七か月以
上というふうにされております。

ただ、保険料というのは、免除に該当する方は
保険料を払わなくていいですよということになつ
ているわけですから、所得が免除に該当するよう
な所得水準でない場合、その方にはそもそも法律

上は年金保険料のやっぱり納付義務というものが
あるわけでありまして。

なぜ納付義務がある全ての未納者に対して強制
徴収の手続を取らないのか、まずその点について
お伺いしたいと思います。

○政府参考人(伊原和人君) お答え申し上げます。

国民年金保険料の納付につきましては、御指摘
のとおり、義務とされております。しかしなが
ら、実際の運営に当たりましては、本来、保険料
を納めていない方、未納者の方の中には、所得が
低く免除等の対象となり得る者が多数含まれてお
りまして、一律に強制徴収を実施するということ
はなかなか難しいということが一つございます。
それから、法律上の位置付けでございますけれ
ども、国民年金につきましては、未納部分に対す
る給付は行われないという仕組みになっておりま
して、自主納付が基本とされております。した
がつて、厚生年金と異なり、法律上も必ず督促す
るという仕組みにはなっていないというようなこ
となどの理由から、全ての未納者に対して強制徴
収を行うということはしておりません。

しかし、負担能力のある方には御負担いただく
ことが基本でございますので、先ほど先生が御紹
介ありましたように、一定以上の所得がありなが
ら度重なる納付督促にも応じない方につきましては
は全員督促を行い、それでもなお未納の場合に
は、財産調査の上、差押えを実施しております。

○東徹君 未納者数につきましては、平成十七年
度は三百七十四万人、平成二十七年では二百六
万人と、一定減つてきているようなわけでありま
すけれども、先ほど言われましたように、やっぱ
り負担能力のある人、ここ判断がなかなか難し
いと思うんですよ。

だから、できるだけしっかりと強制徴収という
のはやっぱり行つていかないとけないというふう
に思うわけですが、その保険料未納者には、所得
の水準によつて、低所得のため免除の手
続をすれば免除となる人、免除には該当しない所

得水準にあるけれども強制徴収の対象にはならな
い人、強制徴収の対象になる人、こういう形で分
けることができるんだろうと思います。

強制徴収を効率的に行うためには未納者がどん
な状況にあるのかということをやつぱり知る
必要があるわけでありまして、現在、未納者がど
の程度いて、その中にそれぞれ、今言いました分
類なわけですが、どの程度の割合で存在して
いるのかということをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(伊原和人君) お答え申し上げます。

まず、国民年金保険料が過去二年間未納となつ
ている者につきましては、今先生から御紹介あり
ましたように、平成二十七年末で約二百六万人
となつております。これは、平成十七年度末の三
百七十四万人に比べて約四割減少しております
が、まだ二百万人強いらつしやいます。

その内訳についてのお尋ねでございますけれど
も、国民年金保険料は世帯構成などによつて免除
の適用が異なるものですから、正確な推計は難し
いです。ただ、平成二十六年の国民年金被保険者
の実態調査結果に基づきまして、滞納者の総所得金
額の分布を見ますと、一つ、まず最初に、所得が
低く免除等の対象となる可能性のある三百万円未
満に属する方は約九四%いらつしやいます。ここ
が一番大きな階層でございます。それから、本年
度、二十八年度に強制徴収の対象となる三百五十
万円以上の所得階層に属する方は約四%ござい
ます。さらに、免除の対象になる可能性はちよつ
と低いんですけども、本年度は原則として強制
徴収の対象とはならない、本年度はなりません
が、平成三十年度に向けて強制徴収の対象となる
ような方、三百万円以上から三百五十万円未満の
方がその階層だと考えておりますが、ここが二
%というふうになっております。

○東徹君 それでは、この未納者のうちになん
で、どれだけの人が督促状というものを
発行しているのか、その数や割合についてお伺い
したいと思ひます。

○政府参考人(伊原和人君) お答え申し上げます。

平成二十七年の督促状の発行件数は四万三千
七百五十七件であります。これは、国民年金保険
料過去二年間未納となつていらっしゃる二百六十
万人に対する割合は約二%と小さいんですが、先ほど御答
弁申し上げましたように、滞納者の総所得金額の
分布を見ますと、免除等の対象となる可能性のあ
る三百万円未満の方が九四%いらつしやいますの
で、保険料負担能力があり、強制徴収の対象とな
るようなことが想定される方はかなり限定的では
ないかと考えております。

そうした意味からしますと、督促状の対象者
は、平成二十七年、昨年度は、所得四百万円以
上かつ未納月数七か月以上の方を対象としており
ますが、そういう意味で見ますと、保険料の負担
能力があると想定される者のうち相当数が実際は
督促状の対象になつていないというふうな考へてお
ります。

○東徹君 じゃ、続いて、国民年金保険料の不納
欠損及び時効消滅額についてお伺いしたいと思ひ
ます。

平成十七年度が一兆四百四十二億円で、平成二
十七年度が六千四百三十二億円ということですが
けれども、四千億以上減つたように思つていただ
けれども、今も、毎年六千億以上の本来納める
べき年金保険料が時効によつて徴収できなくなつ
ているわけなんです。これ、やっぱりこういう
ことになつてくると、先ほど申しましたよう
に、将来無年金、低年金というだけでなくて、生
活保護が増加していくということになつていくわ
けですけれども、国民の税負担を増加させていく
結果になつてしまつております。

年金財政の面でも、未納者の増加というのは積
立金の減少を招くだけではなくて基礎年金拠出金
について厚生年金の負担額が増えることとなつ
て、現在の厚生年金加入者の負担が増えることに
つながっていくわけでありまして。平成二十七年

時効消滅額六千四百三十二億円に対して実際に強制徴収できた金額はこれ八十五億円なんです。このことについてまずどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今御指摘をいただいたように、時効消滅額などが平成十七年度の一兆円から今、二十七年に六千四百三十二億円と、こうなっているわけですが、この六千四百三十二億円のうち不納欠損となったのは約三十九億円、督促状を送付してもなお未納の者に對して財産調査を行いましたけれども、現に財産がないなどの理由によって差押えができず回収ができなかったものが今の約三十九億円でございます。

残りの回収できなかった額、約六千四百億円、これにつきましては、平成二十六年の国民年金被保険者実態調査結果による滞納者の総所得金額の分布を見ますと、一部免除を含め免除等を手続をすれば該当する可能性がある所得三百万円未満の方が約九四％と見込まれて、国民年金保険料は世帯構成等によって免除の適用が異なるということから、正確な統計は難しいわけでありまして、多くが免除対象となる低所得者の方でございます。こうした方々に差押えなど強制徴収を行うことは現実的には困難であるというふうに考えております。

○東徹君 免除対象者までは確かに難しいというふうに思っているんですけど、少なくとももう少し強制徴収もできるんじゃないのかなというふうに思っています。ただ、強制徴収に当たってなんでも、職員の数が非常に少ないんじゃないのかなと思うんですね。今、職員の数は七百名ということなんですけれども、日本年金機構の人事とかそういった事務的なところに携わるバックオフィスの職員は九百八十一人いるんですね。もう少しバランスを良くしていったらどうかというふうに思うんですけれども。

そしてまた強制徴収、これコストも当然やっぱり大事だというふうに考えていまして、保険料百円当たり三十円掛かるというふうなのが現状だ

そうです。今後どのようにして効率的な強制徴収を行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(塩崎恭久君) これ強制徴収以外の自主納付も含めた場合の全体の国民年金保険料徴収コスト、これ見ますと、百円当たり約三円というふうになっていきます。強制徴収につきましても、その実施によって自主納付につながるなど、全体の納付率向上の効果もありまして、強制徴収のみを取り出してコストを論じることにはなかなか限界があるというふうに思います。

その上で、御指摘の強制徴収百円当たりのコストにつきましては、そもそも国民年金保険料も少額債権でございます。一件当たりのコストを減少させることはなかなか限界があります。業務処理のシステム化など効率化を進めて、平成二十三年度において約九十円だったものを平成二十六年において約三十円まで減少させてきたわけでありまして、今後とも、現行の人員体制の範囲内で、平成三十年度に向けて順次強制徴収の対象範囲の拡大を図って、徴収コストの低減に努めてまいりたいと思います。

○東徹君 納付率は是非高めていかないとというふうに思っております。やっぱりちゃんと負担能力がある人からしっかりと取っていくという仕組みを是非確立をしていかなきゃならないというふうに思います。

次に、GPIFのことについて質問させていただきます。GPIFの管理運用の委託手数料についてお伺いしたいと思います。

平成二十七年時点でありまして、GPIFは百三十四兆七千四百七十五億円の資産を持つておられることになってございます。これに係る管理運用の委託手数料についてですが、アクティブ運用とパッシブ運用、二種類これあるわけですけれども、この二種類の運用についてでありますけれども、それぞれ幾ら掛かっているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(鈴木俊彦君) GPIFの平成二十七年の管理運用委託手数料、約三百八十三億円

でございます。その内訳でございますが、アクティブ運用の委託手数料は約三百四十四億円、パッシブ運用の委託手数料は約三十八億円でございます。

○東徹君 このパッシブ運用についてなんですけれども、パッシブ運用について、委託手数料がこれ三十八億円ということなんですけれども、GPIFの方でインハウスでこれ運用できるんじゃないのかなというふうに思うわけですね。そうすればこの三十八億円分が削減、浮いてくるというふうに思うんですが、その辺のことについて見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(鈴木俊彦君) このパッシブ運用の委託手数料でございますけれども、これは国内外の株式、債券運用におきますパッシブ運用全体の手数料の総額でございます。これ、先生から御紹介ありました百兆円を超える運用資産額に対する割合としては〇・〇〇四％という小さな割合でございます。

その中で、既にGPIFは、国内債券のインハウス運用を実施をいたしております。このインハウス運用におけるコスト削減効果でございますけれども、内外株式あるいは外国債券の場合には、人員の配置、システムの導入などの点でやはり国内債券運用に比べまして高価なコストがどうしても見込まれるわけでございます。それから、単一の運用者に巨額の資金を運用させること、これを避けることが必要でございますけれども、このインハウス部門と外部の運用者間で競争原理を働かせるためにはやはり全額をインハウス運用とするということは不適切である、こういったことから、やはりこのコスト削減効果自体については限定的にならざるを得ないのではないかというふう

に考えております。

なお、株式のインハウス運用でございますけれども、御案内のように、社会保障審議会の年金部会でも検討が行われましたが、その中では、比較的小規模の体制で実施可能な株式パッシブ運用、これをインハウスで運用する場合にもやはりGPIF

IFの体制整備が必要となります。そういったしますと、そのコストを考えた場合に果たして効率的にできるのかどうか十分な評価が必要ではないか、こういったような御意見もあったところでございます。

○東徹君 確かに、百三十四兆七千四百七十五億円からパッシブ運用の三十八億円、パーセントでいえば〇・〇〇四％なわけですから、ただ、三十八億円って大きな金額です。やっぱり考えたら、ここが削減できる方法を是非考えるべきだというふうに思います。

次に、アクティブ運用についてですけれども、委託手数料額が三百四十四億円ということなんですけれども、手数料、〇・一三五％ということでありまして、この手数料、海外の公的年金と比べてどのようなものなのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 現時点で私も厚生労働省、それからGPIFで把握している限りにおきましては、海外の公的年金を比較したデータの中で、運用コストでアクティブ運用とパッシブ運用を区別したものというのは実はございせん。したがって、アクティブ運用の委託手数料に絞って比較してお示しすることはなかなか困難であるわけでございます。

そうした中で、一つの御参考といたしまして、GPIFでは、運用委託手数料を含みます運用コスト、これ先ほど御紹介いたしましたけれども、アクティブ、パッシブの合計で、これ全体で〇・〇三％でございます。海外の公的年金平均が〇・二八％でございますので、これに比べますと極めて低い手数料水準となっているということと考えております。

○東徹君 できるだけ、手数料は安いことにしたいことなわけでありまして、是非引き続き検討していただければと思います。

次に、財政検証についてお伺いしたいと思います。財政検証は賃金上昇率とか経済成長率を前提と

して行われておるわけでありませうけれども、これらの経済前提というのは、全要素生産性、TFPというこの上昇率を基に算出がされているわけでありませうけれども、そのため、このTFP上昇率という経済前提となる数字でありますけれども、どのように設定するかということでその後の検証結果に大きな影響が与えられてくるわけなんです。

アベノミクスがうまくいった場合の五つのケースでは、ケースAが一・八％、それからケースEでは一・〇％というふうにご設定しておりますけれども、財政検証時のTFPの上昇率は、平成二十年度から平成二十四年度の五年間の平均で〇・四％にとどまっております。また、財政検証後に統計処理の仕方がこれまた変わっておりますので、同じ平成二十四年度のTFP上昇率が、財政検証のときには〇・五％だったものが今は〇・九％となっております。財政検証時の数値と単純な比較はできませんが、今の処理方法において、平成二十六年のTFP上昇率は〇・五％、平成二十七年は〇・四％と、こうなっております。

財政検証、八つのケースで一番低いケースHのTFP上昇率は〇・五％でありますから、現在の経済状態は将来積立金が枯渇してしまうケースHの状況にあるというふうにも言えると思うんですね。平成二十六年度の当時の年金部会でも、財政検証におけるTFP上昇率について多くの委員から高過ぎるというような疑問が示されておりましたが、なぜ財政検証では高いTFP上昇率を設定したのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 二十六年の財政検証におきます経済前提でございますけれども、これは御案内のように、平成三十五年度までは内閣府が行った中長期の経済財政に関する試算、これに準拠いたしております。そして、平成三十六年度以降は、この内閣府試算も参考にしながら、経済、金融の専門家により試算をしまして、中長期的な視点に立って、幅広い八つのケース、AからHのケースを設定したところでございます。

この特に長期の経済前提でございますけれども、長期的な経済状況を見通す上で、先生御指摘のとおり、この全要素生産性、TFPの上昇率、これが重要になります。これにつきましては、バブル期を含みます十年間、すなわち一九八三年から一九九三年の平均の一・八％という値から、それからいわゆる失われた二十年、この平均程度に相当する〇・五％、具体的には二〇一三年度の第三・四半期の実績でございますけれども、これまでも、こういった幅の中で過去の経済状況を踏まえて広く設定をしたところでございます。

御指摘のように、確かにこの経済前提を検討いたしました専門委員会の中では、TFPの一・八％を前提とするケースについては高いのではないかと御意見も一部にはございました。逆に、このTFP〇・五％のケースにつきましては、これは実質マイナスイナス成長が今後ともずっと続くという前提でありまして、これは低過ぎるのではないかと御意見もございました。

こういったような御意見様々ある中で、様々なケースを想定して幅広く設定をしたと、こういう経緯でございます。

○東徹君 もう時間でございますから、この財政検証については次回、今度木曜日ですかね、また質問させていただきますので、よろしく願います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(羽生田俊君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、石橋通宏君が委員を辞任され、その補欠として宮沢由佳君が選任されました。

を賜りましたように、衆議院の委員会でも、過去に当てはめた場合にどういうふうになるのかということ、私どもお求めに応じて一定の試算をお示しをしたところでございます。これは、過去の平成十七年以降に当てはめると、足下では三％今回の措置によって年金水準低下いたしますけれども、それによりまして将来の年金水準が七％上昇する、こういうような試算結果をお示したわけでございます。

今先生御指摘のこの法案に伴いましてどういうような効果が生ずるかという試算でございますが、これは、今申し上げました過去に当てはめた試算によって、この法案によりまして効果、この法案の構造というものは十分明らかになったというふうに考えてございます。

○福島みずほ君 いや、さっぱり分らないんですよ。年金が下がる、つまりこれ、さっき大臣が読み上げられましたけれども、この法案というのは何ぞやと。大臣は、賃金変動や物価変動の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整するともに、賃金が低下し、物価変動を下回る場合には、賃金変動に合わせて年金額を改定することとしております。減額することが前提になっている法案じゃないですか。

じゃ、厚生労働省、どれだけ減額するかというのを示してください。

○政府参考人(鈴木俊彦君) ただいま減額することが前提というふうな御指摘ございましたけれども、そうではございませんで、従来から御答弁申し上げておりますように、仮に賃金が名目でも実質でも下がるといったような、ある意味不測のという表現をいたしておりますけれども、そういうような経済状況がこれから今後生じた場合に、これ以上足下の水準の所得代替率の上昇と将来のそれによりまして所得代替率の低下を防ぐために用意した法案でございます。この法案によりまして直接の効果がいたしまして直ちに年金が減るというものではないでございます。

○福島みずほ君 いや、非常に分らないで質問

をしております。

今日、配付資料を配っておりますが、平成三十五年、二〇二三年までの経済前提というので、全て賃金の上昇ということとを前提に計算の資料を厚生労働省からいただいております。その前の配付資料ですが、平成三十六年、二〇二四年度以降の長期の前提、三十年後とかいう形ですが、その場合も全部これは賃金の上昇ということとを前提に資料をいただいております。

私に分らないのは、賃金の上昇という試算しか厚生労働省からもらっていないんですよ。これ、おかしいじゃないですか。

○政府参考人(鈴木俊彦君) ただいま先生に御配付いただきました資料は、平成二十六年の財政検証の前提になっている資料でございます。これ、財政検証と申しますのは、今更申し上げるまでもございませうけれども、百年間の長期の前提、したがってこれは長期の趨勢を示す前提でございます。したがって、これを仮に賃金マイナスイナスということになりますと、百年間ずっと賃金の下がり続けるという前提になりますので、そうした前提を置くこと自体は、年金以前の問題、日本国そのもの、経済そのものの問題になりますので、そうした前提を置くことは必ずしも適切でないというの御理解を賜れると思います。したがって、このお示しいただいた経済前提、特に賃金の動き、前提はそういった前提のものであるというふうにご理解を賜ればと思います。

○福島みずほ君 厚生労働省は、二〇二三年度まで賃金の上がり続ける、そして、二〇二四年度以降三十年間賃金の上昇し続けるということとを前提にされているわけですか。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 先ほど申し上げましたように、これは長期の趨勢として言わば平均的にこういうことになるということでございまして、これは毎年毎年必ずこの率が生現するという前提ではありません。長期の趨勢、長期的な財政の検証をするための前提ということでござい

○福島みずほ君 私は、年金カット法案、つまり、賃金下がれば残念だけれどもあなたたちの年金下がりますという法案を国会に提出しているのであれば、どれぐらい下がるかということを引きちつと示すべきだと思います。どういふときにどれぐらい賃金下がったとどれぐらい下がるのかということを引きちつと国民に説明しなくちゃいけないんじゃないですか。

ところが、厚生労働省から出ているのは、不思議に金でずつと賃金が上がっているという予測なんです。これ、おかしいじゃないですか。もし賃金はずつと相対的に、二〇二四年度以降も三十二年間賃金は上昇し続けるということであればこの法案要らないと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(鈴木俊彦君) この法案の効果なり構造をお示しするという意味では、将来、どのように賃金が上がったり下がったりののか、いつの時点でどのぐらいの幅かというものは大変に見込むのは難しい、政府としてこれをお示しするのは困難でございます。その上で、さらに、これは総理あるいは大臣からも御答弁申し上げていますように、そもそもそういったような経済状況を招来させないように経済運営をしつかりしていかなくさいいけないと、こういうこともございます。

その上で、したがいまして、これ過去に起きた出来事に当てはめたらどうなるかという、この御要請が衆議院でもございましたので、それに基づきまして、去る十月十七日に提出を申し上げました試算でございます。それは、具体的に言いますと、仮にこれが平成十七年度からずつと適用されていたといたしますと、この累積の影響で足下の基礎年金については三%低下していたと見込まれるけれども、それによりまして将来の基礎年金の水準というものは七%程度上昇するというところで、結果、試算をお示したわけでございます。

したがいまして、これによりまして具体的なこの法案の数字上の効果、それからこの法案の構造というものは御理解賜れるのではないかとはいふうに考えております。

○福島みずほ君 物価と賃金の上昇のみを前提として、減額の試算をしないにもかかわらず、なぜ本法案を提出できるのか分かりません。経済再生がうまくいかず、賃金変動が物価変動を下回るような経済前提による試算を出し直してから法案の審議に入るべきではないでしょうか。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 繰り返して恐縮でございますけれども、何らの試算を示さなかったわけではございませんで、前提を置くことについて困難なものについては、国民に誤解を与えないということもございまして、なかなかこれはお示しできない。その中で、衆議院の御議論の中では、過去に実際起きた経済変動に当てはめたらどうなるかということでは試算を示せということでございましたので、繰り返しでございますが、十月十七日に試算をお示しし、それによつて具体的な数字も分かったわけでございます。これによつて具体的なこの法案の構造と効果というものが御理解賜れるようになったというふうに考えております。

○福島みずほ君 賃金は上がることもあるけれども、下がる場合もある。そして、この法案は明らかに賃金が低下した場合の、賃金変動に合わせて年金額を改定すると趣旨説明をささき大臣がされたじゃないですか。結局、足下の経済状況では賃金が上がりが続けたということを前提にやっていると、この法案は賃金下がったときに年金を抑制するということを目指してこれをやっているというところで、説明とそれから試算とそれから法案の中身が全くちがうであるというふうに思います。

そもそも、二〇〇四年財政再計算、二〇〇九年財政検証、二〇一四年財政検証で前提とされた賃金上昇率は、実績値では達成できておりません。余りに楽観的な経済前提を続けた結果、そのもろみ外れたツケを年金受給者に押し付ける法案ではないでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 平成二十六年の財政検証がございましたけれども、この経済前提について

では先ほど局長から答弁申し上げたとおりであつて、御指摘のあつた平成十六年財政再計算以降の経済前提につきましては、いずれも経済、金融の専門家で構成されます専門委員会などにおいて客観的な議論を経て設定をされた妥当な前提だといふふうに考えております。

なお、今回の額改定ルールの見直しは、もう何度も申し上げておりますけれども、平成二十六年までは本来よりも高い水準の年金が支給をされていた中でマクロ経済スライドが発動できなかったということ、そしてさらに、現役世代の賃金下がったときに、この負担能力に合わせて年金額を下げなかったことによつて今の高齢者の所得代替率が上昇するというようになって、その分マクロ経済スライドの調整の終了時期が遅れて、さらに将来の基礎年金の所得代替率が約一割低下するということも起きた。こういうことが背景にあつてこのルールを、今までのルールではなかった、賃金下がった場合のルールについて、つまり下げ幅を反映していくということを入れ込んだ法律であるわけでありまして。

加えて申し上げますと、この見直しは、年金生活者支援給付金、最大年で六万円でありまして、平成三十一年十月までにスタートした後の平成三十三年度から施行するわけでありまして、現在の受給者にも十分配慮をしているといふふうに考えております。

○福島みずほ君 やつぱり分かりません。賃金下がれば年金が下がる、でも、試算は全部賃金が上がること前提にやっていると、これは違うと思ひます。

平成十七年度以降の物価と賃金の変動率という配付資料を見てください。これは改定年度で、例えば二十八年度、物価変動率〇・八%、賃金変動率がマイナス〇・二%です。今大臣おっしゃったように、三十三年以降ですから、例えば平成三十四年にこの状態であれば、〇・二%年金が下がるということではよろしいでしょうか。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 具体的には、この賃

金と物価の変動率のほかに、現在、厚生年金の保険料が毎年上がっておりますので、それによる可処分所得の減の分を年金額に反映させるということ、これはエキストラに三角〇・二%というものを掛けております。これが、実際にこの影響がなくなりますが平成三十三年度からになりますので、今先生のおっしゃった前提でいきますと、必ずしもそういうことにはならないということだと思います。

○福島みずほ君 ですから、私の質問は、平成三十四年度にこの数値であつたらということ。今のエキストラの分の〇・二%、たまたま〇・二で一緒ですが、それは平成三十三年まで続くわけ。だとすると、平成三十四年度に、もし仮に物価変動率が〇・八%、賃金変動率がマイナス〇・二%であれば、じゃ、もう一回、局長、聞きます、平成三十四年度、そのエキストラの〇・二%の分がなくなつてしまつた状態です。うね、そのとき、平成三十四年度で賃金変動率がマイナス〇・二%であれば、年金は〇・二%下がりますね。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 具体的には、このの、先がお示しの資料の二十八年度のこの三角〇・二%には、私が先ほど申し上げました可処分所得変動率の三角〇・二が入つております。したがつて、これを抜くとこれはゼロになりますので、それを前提といたしますと、これが三十四年度にいきますと年金額は下がらないということになります。

○福島みずほ君 平成二十八年ではなく、じゃ、質問を変えます。平成三十四年度にも賃金変動率がマイナス〇・二だった場合には年金は下がりますね、〇・二。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 仮にということ。そういう前提を置かれたわけでございますので、その前提でいきますと、今回の改定ルールに従えば年金額は〇・二%下がるということになります。

○福島みずほ君 年金下がるじゃないですか。平成三十四年度にも賃金変動率がマイナス〇・二

だったら年金は〇・二下がるじゃないですか。実際下がるんですよ。その下がるというのをしつかりやっぱり説明すべきじゃないですか。そのエキストラの〇・二は平成三十三年度になくなるから、だから私の質問は、平成三十四年度にもし賃金変動率がマイナス〇・二だったら年金は〇・二下がりますねということには、局長は、そうですとおっしゃったわけで、年金下がらないですか。やっぱり、これがこの法案の本当に問題点であるというふうに思います。年金が下がるということを今お認めになられたというか、そういう場合があるということです。

マクロ経済スライドを基礎年金と厚生年金、報酬比例部分の両方に掛けるのはなぜでしょうか。○政府参考人(鈴木俊彦君) 公的年金制度は、今更申し上げるまでもございませんけれども、この年金制度を支えていただいている現役世代の負担が重くなり過ぎないように、厚生年金の保険料率、それから国民年金の保険料率、双方について上限を固定したわけでございます。その限られた財源をマクロ経済スライドによりまして現在と将来の受給世代の間で適切に配分する、言わば世代間の分かち合いの仕組みというのが現在の公的年金制度の仕組みでございます。

これは、したがいまして、厚生年金の保険料率、国民年金の保険料率、双方について上限を設けたわけでございますので、こうした趣旨を踏まえまして、このマクロ経済スライドの調整につきましても厚生年金と基礎年金の双方に対して行うことが適当であると、こういうふうに考えてございます。

○福島みずほ君 この点については、先ほど同僚委員の倉林さんの方からも質問があったところですが、私も改めてお聞きをします。

お手元の資料に、マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化というものを配付しておきます。基礎年金の方が物すごく切り込みが掛かって、減少幅も大きいんですね。これはどうでしょうか。厚労省のマクロ経済スライドによる給

付水準見通しの変化の二〇一四年財政検証によると、厚生年金の所得代替率が二〇一四年の二五・九から二〇一九年の二四・五まで一・四ポイント下落しているのに対して、基礎年金の下落は、二〇一四年の三六・八から二〇四四年の二五・六まで一一・二ポイント下がっております。

ポイント比較で八倍、基礎年金が厚生年金よりも下げられているというのは問題ではないでしょうか。

○政府参考人(鈴木俊彦君) これは、意図的にあるいは恣意的に基礎年金を厚生年金より下げたということではございませんで、それぞれの年金の算定の構造に由来するものでございます。具体的に申しますと、基礎年金というのは、御案内のように、拠出期間に比例する、言わば定額の年金でございます。一方で、厚生年金は報酬比例の年金でございます。賃金の動きに連動して算定される年金でございます。

したがいまして、一定期間賃金の低下が起きたということとを前提にいたしますと、基礎年金にはこの賃金の低下というものが算定上織り込まれませんけれども、厚生年金には算定上織り込まれるわけでございます。したがいまして、厚生年金は算定の中で賃金の低下が織り込まれておりますので、この間の所得代替率につきましてもおおむね横ばい。ところが、基礎年金は、賃金が低下いたしましたけれども、それに合わせて下げませんと逆に所得代替率が上昇してしまう。それが、先生が今御指摘になりましたマクロ経済スライドの調整期間の差につながっているという構造でございます。

○福島みずほ君 基礎年金は本当にそれで暮らしているというか、金額が少ないものですが、そこにこの切り込みというか、給付水準が下がると非常に打撃ではないかというふうに思います。

これについては、基礎年金により大きくマクロ経済スライドを掛けることについては、一昨年、二〇一四年の年金部会において厚労省の多くの委員から批判が出ております。例えば、八月二十日

の小塩委員発言、一階部分しかもらわないような人たちの給付をどのようにするかを真剣に考えていかないといけないということです。特に、マクロ経済スライドをそのまま適用すると非常に困ったことになってしまいうことに対応するかが問題になります。十月十五日の花井委員の発言、基礎年金部分はマクロ経済スライドの対象から外すべきと考えます。同じく十月十五日の原委員の発言、基礎年金、厚生年金といった部分を何か別々にできないかなと思いますか、内容的に基礎年金だけの受給者の方にとってはかなり厳しいものになるかと思っておりますので、慎重に検討すべきところではもう少し慎重にしたほうがいいのかということころはあります。こう発言が相次いでおります。

も年金の名目額を下げないという配慮措置を維持をした上で未調整分を繰り越して、好況のとき、景気がいいときに調整をする仕組みとすることを提案をしたものでありまして、意見を無視して法案を提出したという指摘は当たっていないというふうに思います。

○福島みずほ君 この年金部会の議論を見ていると、このマクロ経済スライドを基礎年金に適用することはやっぱり問題じゃないかと、一階部分について、というか、それしかない人たちにとって厳しくなるじゃないか、三人の方がおっしゃっています。そのことは十分考えられてもよかったのではないのでしょうか。

厚生労働省はこのような委員たちの意見をどう受け止めたのか、これらの意見を無視した形で本法案を提出した意味は何でしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今の年金部会の議論をお取り上げをいただきましたけれども、マクロ経済スライドにつきましては、極力先送りされないよう工夫することが重要であるということの認識は共有をされているというふうに思っております。

その上で、前年の名目額を割ってまでマクロ経済スライドを掛けるか否かについては、いわゆるフルスライドについては意見が分かれていたというふうに思いますし、また、今、福島委員の方から御指摘をいただいたように、一部の委員から基礎年金部分についてはマクロ経済スライドの対象から外したかどうかという御意見もありました。一方で、そのような方については他の低所得者向けの制度で対応することとして、年金制度自身はシンプルにしていくなという意見もありまして、年金部会の議論の整理にもこういうような多様な御意見をお示しをしているところでございます。

このマクロ経済スライドによる調整を極力先送りをしないという年金部会の共通認識に基づいて、政府として、マクロ経済スライドは前年より

もほかの低所得者向けのいろんな制度もあるとおっしゃいましたけれども、生活保護であれば、あるいは切下げ、改善されていますし、それから介護だつて負担増やいろいろな切捨てもあるわけです。他の制度があるからというけれども、この点は問題ではないでしょうか。

私は、そもそも年金については、保険料を上げない、それから半分しか、二分の一税金を入れるというところで苦しんでいるというか、ですから仕方ない、年金、賃金下がったらカットするぞというのを今回提案をされたんだと思います。でも、それが解決策なんだろうかというふうに思います。これは厚生労働省としては厳しいかもしれないけれども、公正な税制の実現、タックスヘイブンや高所得者、富裕層からもっと税金取るとか、いろんな形で提案する。年金を、二分の一しか税金は入れない、保険料は上げないという前提でどうするかしたら、年金カットしか出てこないんですけど。この解決策は間違っていると思いませんが、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今回の法案は、もう何度も申し上げておおり、年金額改定ルールの見直しを行わないと、今後賃金が低下するような不測の事態が起きますと将来の基礎年金の水準は

より低下すると。ですから、今の年金を受け取っていらっしゃる方々には今の働いていらっしゃる方々からの保険料で仕送りを送っているという形を取っているわけでありまして、その賃金の低下に直面する若い今働いていらっしゃる方々の将来の年金が確保できるように、予定どおり確保できるようにするための言ってみれば見直しということでありまして、将来の基礎年金の水準をより将来低下することを防ぐための法案だというふうに御理解を賜ればというふうに思います。

○福島みずほ君 やっぱり納得いきません。年金は本当に大事な生活の糧で、二〇〇四年この委員会で強行採決したときに、百年安心年金と言ったじゃないですか。ちっとも安心できなかったというか、これから下がるぞと。今おっしゃったように、賃金が下がるという事態が生じたときに年金を下げるおっしゃった。厚生労働省は賃金が上がり続けるという試算しか出してないにもかかわらず、賃金が下がった場合に備えてというふうに言うこと自身やはり正直じゃないというか、おかしいというふうに思います。

また木曜日、しっかりと質問させていただきます。ありがとうございます。

○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

先日、年金の議論をさせていただきましたときに、日本年金機構のホームページはなかなか手話そして動画が見付からないよということを私質問させていただきましたら、本当に翌々日にはもう実際にそのホームページが変わっております。障害をお持ちの皆様方からも私のところに連絡がありました。実際に見てみたよというお声掛けをいただきましたこと、本当に改めまして御礼申し上げます。

しかし、そこでまた意見がございましたのは、余りにもぐちゃぐちゃし過ぎていて、自分たちが欲しい情報がどこにあるのかさっぱり分からない、今回は手話がどこにあるぞと言われたので

一生懸命探して、そこには行き着いたんだけれども、でも、これ、ここから自分たちが欲しい情報をどうやって得ていったらいいのかがということは難しいですね、だから抜本的にホームページ自体を見直してほしいというような声が多かったです。

それにつきまして、ちよと大臣のお考えをお聞かせいただけますか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 年金管理審議会もいますので、今の御意見しっかり受けて、厚労省の文書も含めて分かりやすくすっきり、ぐちゃぐちゃしないようにしたいと思います。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

私も、毎日のようにチェックをしておきますので、ああ変わったなと思いましたら、またこのように御礼を申し上げたいと思いますが、しつこくしつこくやっていかないと、やはり皆様方は年金ですごく興味があるんですね。年金機構のホームページは見たとしても、本当にこれ何が書いてあるんだろ、どこに書いてあるんだろ、言葉が難し過ぎて分からない。あと、視覚的に障害をお持ちの方なんかは、文字が余りにも詰め込まれ過ぎていて、文字を大きくしたとしてもなかなか見づらいと、やっぱりそういう意見がございました。

前回、御説明に私の部屋にもいらしていただきましたけれども、そのときにも、やっぱり障害をお持ちの方にも、実際にこういうものだけどうだろうかと、アップする前にしつこくチェックを一度していただきたい。それで初めてアップをしていただくと、皆様方安心して、ああ日本年金機構もやる気になったなというふうに思っていただけかと思えますので、是非この場を借りまして提言をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひ申し上げます。

今日は、また新たな私も議論をさせていただきました。

実は、GPIFのガバナンス改革、私もこれは以前からするべきだということで論じてきたこと

ろでございます。今回のGPIFのガバナンスのこの大改革は、塩崎大臣が大臣以前からやっぱり発言していたことを私も紙面でも拝見をさせていただいておりました。

今回の改革、大臣のどのような思いを込められたのか、まず教えていただけますか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 年金というのは国民にとつては本当に最後のよりどころの重要な柱でありますので、公的年金の資金を預かりをして、そしてこれを運用する、そのことによって将来の年金受取を確実なものにするというためにとつても大事なことだというふうに思っております。したがって、安全で確実で、そして言ってみればリスクをきちんと把握した上でそれを回避をする、そういうことを高度な技術も持って臨むということである年金財政に必要な利回りを確保をしつかりできるような組織になつてもらうということが大事であり、またその中がどうなっているのかということが国民にも分かるような、そういうようなものでなければいけないというふうに思っています。今回のガバナンスの改革を提案をさせていただいているわけでありまして。

やはり安全かつ効率的な運用をする、そういう組織にふさわしいガバナンスとは何かということでありましたが、一番大きかったのは、理事長が一人で責任を、百三十兆円以上のものを運用するのにはいかなるものだろうかということを思っていました。そのことで、今回は合議制の経営委員会をつくって、重要方針はこの経営委員会で決めるということでありまして。それから、意思決定と監督、そして執行、これを分離するということが、株式会社なんかでもそうなっていますが、執行と意思決定と全部が一人で責任を負ってきたこれまでのやり方というのはやっぱりいかなるものかということで、執行部の責任と権限を明確化をいたしたわけでございます。

そういうようなことで、先ほど申し上げたように、安全かつ効率的な運用が将来の年金受取を確実なものにするために、しつかりした組織に生ま

れ変わってもらいたいということで今回のガバナンス改革を行っているところでございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

まさに大臣おっしゃったように、今まで国債を回していればいいというようなところから、やっぱりそれでは目標額は達成しないのであれば、少々リスクを取ったとしても何かしら運用していかなければならない、これはもう国民も理解しなければならぬところだと思ふんですね。でも、そのリスクを取るからにはしつかりとしたガバナンスがなければならぬ。まさに大臣が今おっしゃっていただいた、そのガバナンス改革というのがこれからうまく回っていくかどうかというのは、これまた私どもも中長期しつかり見ていかなければならないと思ふんですね。

私は、このガバナンス改革に期待していたものというの、結局、政治とGPIFの癒着、そして大臣とGPIFというものの、この関係性なんですね。ですから、恣意的に政治家が何か行いたい、株価を上げたい、何かということになつて、GPIFは利用されるんじゃないかということもやっぱり市場では心配をされておりますし、もちろん国民もそういうことがあつてはならないというふうに思っているんじゃないでしょうか。ですから、経営委員会というものが今回新しく立ち上がつてまいります。その経営委員会というものがある政治性を有することを絶対排していかなければならない。これは、純粋に年金の資金を運用するということ判断をしようために、大臣、どのようなことに今後気を付けていかなければならないのか。様々な点があるとは思ふんですけれども、まとめて簡潔にお答えいただけますでしょうか、お願ひ申し上げます。

○国務大臣(塩崎恭久君) 運用の見直しというのが行われてきていますが、リスク管理を含むガバナンス強化というのは、やっぱりこの運用の見直しなどと言つてみればガバナンス強化は車の両輪ということ、両々相まってしつかりと目的を達成するということだろ

こういうことで、基本ポートフォリオの見直しのときにも既に、この今回のガバナンス法案ができる前から、内部統制の強化を図るためのガバナンス会議をつくる、あるいは投資原則、行動規範、これも全部オープンにしながらつくってきた、そしてリスク管理体制の強化のために専門人材の確保をし、ガバナンス強化を図ってきたというところであります。それから年金積立金の運用については、法律上、専ら被保険者の利益のために行うこととなっているわけでありまして、これまでも一貫して被保険者の利益のために運用してきましたが、この点は、やっぱり本法案によって改正後全く変更なく、むしろ強化する形でやっています。

そして、今回の改正によって有識者による合議制の経営委員会が設置をされて、外部の目、その監視監督の下で業務執行が行われるということ、そして外部からの介入に対する懸念を払拭して国民の信頼を高めるということで大変大きな意味があるというふうに思っております。

今、独立性の話がありましたが、私もこの法案を作るに当たって、大事な柱として今回のこのガバナンスの仕組みを考えたところでございます。経営委員会の委員に関しては、法律上も、慎重な専門家の注意義務、いわゆるブルーデント・エキスパート・ルール、あるいは忠実義務、そしてまたきちっとした能力を持っているということで、専ら被保険者の利益のために行動するにあさわし能力と、何というか、心構えを持った人たちにお願いしようということで、独立性も保っていきけるというふうに思っておりますし、チェックをする監査の仕組みも入れたということでございます。

このガバナンス改革によって、大事なことは、国民からの信頼を獲得することが一番大事だというふうに思います。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。そのガバナンス改革の中で、厚労大臣の役割って大変大きなものになってまいりますですね。

経営委員会の委員も任命し、そして監査委員会の委員も任命をする。ですから、厚労大臣の見識というものが、まさにここに懸かってくるということにもなります。

私は、どういう方々がこの経営委員会の人材として入るべきなのかということについてもしっかりと議論をしていただきたいと思っております。私は、被保険者、事業主という拠出者の代理機能というの重要なものですけれども、やはりそれ以上に、この委員の資質として、運用、経済一般などの専門性というものが大変必要だと思っております。ですから、今、現運用委員というものに比べても更に重責を担いまして、組織全体の指導力、そして経営的な知識、見識というものも必要になってくると思います。

それに当たりますして、この任命基準というものをどのように大臣自身がお考えなのか、そこをしつかり明確にしていただけますでしょうか、お願い申し上げます。

○国務大臣(塩崎恭久君) 厚労大臣が勝手に決めるというわけにはいかないであって、やはりそこにはきちっとした哲学、なければいけないと思っております。

経営委員会が監督をする要の役割を担っていくわけでありまして、この具体的な任命基準は、社会保障審議会の中に、やはり意見をお聞きをする、そういう機会をつくって、場もつくって、法案成立後決めていきたいと、任命の基準というものを。そして、透明性を確保するというところで、今申し上げたように、社会保障審議会でご意見を頂戴するということをまずやりたいと思っております。

しかし、法律にも、言ってみればフィット・アンド・プロパー・ルールといいますが、市場の運用の環境がこれから更に高度化、複雑化をする中で、重要な方針を適切に決定をして執行部をきちんと監督できるように、やっぱり経営委員というものは、金融、経済、資産運用、経営管理、その他GPIFの業務に関する分野にしっかりとした

学識経験又は実務経験、これが必要だろうというふうに思いますので、そういう方々が選任されるということが重要ではないかというふうに思っているところでございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

是非大臣、大臣が替わったらこういう考え方が変わるということがないように、しっかりとこれから今の考え方を継続していただきたいと思っております。でないと、政治家が何か関与するんじゃないかという不安は、私も一人一人、政治家として信用がなかなか国民からいただけないこの状況の中で、何かが起こる、先ほどのように開示が遅れると、やっぱり政党として何か動いたんじゃないか、そういうことを疑いを持たれること自体、もうこのGPIFに対する信頼が失墜してしまいますので、是非そこは御注意いただきたいと思っております。

今日は、そのGPIFが行っておりますことにつきまして、私、幾つか調べてまいりました中で、これは是非、今回経営委員の皆様方にも継続していただきたいなと思う内容がございましたので、御紹介をさせていただきます。

皆様方にも資料をお配りをいたしておりますけれども、それがESG投資というものでございます。このESG投資と呼ばれる手法をGPIFが開始をしたというところで、新聞紙面にも躍りました。ESG、それは皆様方の資料の最後から二番目にもお配りしております。いわゆる環境のE、そして社会のSですね、そして企業統治、いわゆるガバナンスのGというものを合わせてESG投資、これは欧米では社会的な課題を解決するということが投資収益を同時に追求する手法として最近では普及している方法でございます。

やはりこの日本株、最大に有する投資家であるGPIFがこれを導入したぞということ、これは社会的に私大変大きなことだと思っております。長期で運用する公的年金の投資先としてふさわしいと見て、このESG投資をここに年金の利回りを向上させたいという考えはあるかと思いま

す。でも一方で、こういうものを導入するのであれば、やっぱり我が社もしっかりとガバナンスを行っていかねばならない。

ここにあるように、女性の登用というものがこの中に指数として含まれてくると思うんですね。じゃ、女性活躍としても我が社は手を挙げなければならぬ、そして環境というものがあつたように、やっぱりCO₂削減というものにも取り組まなきゃいけないというように、ただ運用する機関、GPIFの役割というよりも、社会を牽引していく役割というのが、私はこれ、とても見えてきたんではないかと思っております。

そこで、局長にお尋ねをさせていただきたいと思っております。まずESG投資を導入した目的というものを簡潔にお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(鈴木俊彦君) GPIFは、御案内のように、法律上、専ら被保険者の利益のために運用を行うということにされております。したがって、被保険者の利益を離れて他の目的の実現のために投資を行うことはできないわけでございますけれども、こうした中で、このESGというものをその投資の判断要素の中に考慮していく、これが投資先の中長期的な企業価値の向上や持続的成長につながり、ひいては中長期的な被保険者の利益にも資する、こういった考え方の下で、GPIFのような機関投資家にとりまして、この投資をどのように効果的にやっていくかということが大きなテーマの一つになっております。こういった問題意識に従いまして、GPIFがこのESG投資の活動を取り組んでいるというふうに承知をいたしております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

しかし、女性活躍についても大変私は注目をいたしております。資料二にお配りをいたしております。これは百十一回運用委員会の資料でございます。十一月九日に開かれたばかりですけれども、この一番最後、五番のところ、三〇％クラブ及び三〇％コアシンの加盟というものがうたわれております。これは別紙二に詳しくは書か

れておりますけれども、ジェンダーダイバーシティが図られた取締役会は、組織のリーダーシップやガバナンス機能を強化するだけでなく、取締役会のパフォーマンスの向上及び企業の業績を向上させるという、そういう考え方を共有するメンバーによって設立された団体でございます。

こういうものを実際にGPIFが加盟をいたしましたですね。その理由につきましては、局長、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(鈴木俊彦) 繰り返しになりますが、あくまでもこれは、GPIFは被保険者の利益のために運用を行うわけでございまして、投資リターンを犠牲にしないということを前提にしつつ、ESGの要素を適切に考慮していくことが投資先の中長期的な企業価値の向上、持続的成長につながる、それが結果的に被保険者の利益に資する、これが基本的な考え方でございまして、こうした中で、今御紹介がございました三〇%クラブあるいは三〇%コアリションにつきまして、ESGに取り組んでいらっしゃる集まりでございますので、その中でGPIFもESGの知見を広げるために、情報収集を目的にこれらに参加したというふうに聞いているところでございます。

○薬師寺みちよ ありがとうございます。

しかし、こういうものにGPIFが参加してもらうと、やはり女性が活躍している会社というのはより利益が上がつているんだということも実感していただけて、そして回り回って私どもの出番も多くなってくるのかなというふうに認識しております。

実際に、国連でも国際責任投資原則というものを提言し、二〇〇六年から既に十年余りが経過しておりますけれども、署名機関は世界で千を超え、千五百ぐらいだというふうに言われております。長期的な企業価値を向上する、そして成長するという、ESGが資する理解というものは広く定着してきていると私も認識をいたしております。実際に、このGPIFの水野理事が責任投資原則協会の理事にも就任をしております。

す。GPIFにおいてESG投資を行うために更にこれから体制整備を進めなければならないと思いますけれども、現状どのような形になっているのか、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(鈴木俊彦) 今御紹介ございました国連が提唱した責任投資原則、いわゆるPRIでございますけれども、これは機関投資家に対してございまして、それぞれの運用目的の範囲内で投資先の企業がESG要素を考慮した取組を行うように働きかける、こういうことを求めるものでございます。今御紹介ございましたように、GPIF、二十七年九月にこれに署名をいたしました。

それで、運用受託機関の評価に当たりまして、GPIFはESGの要素を考慮したスチュワードシップ活動の状況を評価する、そういったような積極的な取組を進めていると承知をいたしております。

そこで、こういった取組を進めるための体制整備の状況でございますけれども、このESGに関する取組も含めまして、GPIFでは、スチュワードシップ活動を担当する運用専門職員を採用するとともに、本年十月には専任の担当課、スチュワードシップ推進課を設けるといったような体制を整備して取り組んでいるところだということに承知をいたしております。

○薬師寺みちよ ありがとうございます。

そのように体制整備をさせている中で、今回のガバナンス改革というものが是非私はこのESG投資というようなものも後押しする形になってほしいと思っておりますけれども、局長、いかがでしょうか。

○政府参考人(鈴木俊彦) 今回の法案は、大臣からも御答弁申し上げましたけれども、運用に対する国民の信頼を高めるとともに、運用の多様化、高度化が進む中で適切にリスクを管理しつつ機動的な対応を可能にする、そういうことでGPIFのガバナンスの強化を図る、これが目的でございます。したがって、ガバナンスの強化自

体は、GPIFが現在取り組んでおりますESGに関する取組を更に推進することが直接の目的ではないということには御理解を賜りたいと思います。

しかしながら、このESGをめぐるしましては、日常的な投資活動の中でこの要素をどういうふうに取り込んでいくことが被保険者の利益に資するか、これが重要なテーマでございます。したがって、経営委員会の設置等によりましてガバナンスが強化されることは、ひいては、ESGに関する取組を今後更に適切に進めていく上ではプラスになるものというふうに考えております。

○薬師寺みちよ ありがとうございます。

このESGの要素を先生方も御覧いただきました。私どもが今まで話し合ってきたことというものがたくさんの中に組み込まれております。

労働マネジメントもそうです、ジェンダーダイバーシティもそうです、人的資源の開発もそうですし、私どもがこの厚生労働委員会の中でも数多く課題として、これが社会を一つずつ動かしていく要素となっていくのではないかと、このように大変自身は期待がございまして。

今回の法案に直接関係ないと言われてしまえばそうなんですけれども、日本企業の規律も高まって、日本企業の商品価値が高まっていくということは、やはりGPIFがこうやって率先してこういうことに取り組むことによってまた新たな社会の状況というものが変革を迎える。ですから、例えば日本企業の価値が高まれば海外マネーというものを呼び寄せる効果というものも期待できるといふふうに私は考えております。実際にこの前も大変残念なことに電通でそういった過労死が起こつてくる、やっぱりそういうことになってしまつては企業価値が下がってしまうぞという一つの指標にもこれはなるかと私は考えるんですね。

健康経営と幾ら私が声高にここで質問をしたとしてもなかなか動かない。でも、やはり健康経営のような要素もこのようなファクターの中に入

てくると、やはり我が社もこういうものに取り組むことによって社会的にも評価が上がつてくるんじゃないかというような、そういう視点を企業の皆様方が自主的に持つてもらおうということが私は大変重要ではないかと思っております。

ですから、そういう視点をしっかりと持った経営メンバーというものも今後選出していただきたい。この経営会議も運用に当たっていただきたいんですけれども、厚生大臣、御意見いただけますでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久) 先ほど来局長からも答弁申し上げておりますけれども、現在、GPIFでは、委託先の運用機関を通じて投資の中でESG要素というのを適切に考慮をするということと、投資先の中長期的な企業価値の向上とか、持続的成長とか、ひいては中長期的な被保険者の利益にも資するものというところで、考え方に基いてESGに関する取組を進めているものと承知をしております。

PRIに署名をしたというお話がございましたが、私も水野理事とも直接お話をしまして、そのようにならうに今進んでいるということには私も承知をしております。

近年、特にGPIFのようなパッシブ運用中心の運用機関の場合の市場全体を投資対象とするような長期投資家でありまして、ESGのような非財務的な要素をどういうような形で取り込んでいくのかということが、中長期的な投資リターンの拡大につながる受託者責任を果たすことになるといふ点が大変なテーマだということに思っております。

したがって、今後新たに設置をされる経営委員会が監督をするわけでありますので、このようなESGを含めたスチュワードシップに関する取組について、まずは意思決定をする、そして、国内外の大きな動向を十分に踏まえて議論が行われながら執行が行われるようにしていくというのが経営委員会の重大な役割だということに思っています。ESGの考え方に基く運用の在り方につい

に神経系疾患として研究が促進されるべきであ

る。そのような中、日本でも国立精神・神経医療研究センター(NCNP)神経研究所において、本格的な研究が開始された。この病気は原因も解明されておらず、治療法が確立されていないが、少しでも症状が緩和されることを患者は強く願っている。また、若くして発症する患者がとて多く、その経済的損失は計り知れない。海外では長年にわたってリツキシマブやアンブリジエン等の治療が行われているが、日本では一度もそのような研究が行われてきていない。日々苦しんでいる患者を救済し、実際に患者の生活の質の向上に結び付く研究が遂行されることを願い、この病気の患者の置かれた深刻な状況に最大限の配慮を求めたい。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、ME/CFSの診療体制の確立

1 国立精神・神経医療研究センター等の神経内科の専門家が参画して、客観的な指標を含む診断基準作成と治療法開発の研究を促進し、全国の神経内科及び神経内科に連携する診療科が診療に当たる体制を早期に整えること。

二、ME/CFSに対する治療の研究促進
1 国内外における治療法の研究の状況を踏まえつつ、リツキシマブやアンブリジエン等の治療を含む治療法開発の研究を早急に促進すること。

第六五三三号 平成二十八年十一月十五日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治療の研究促進に関する請願

請願者 東京都東久留米市 篠原加寿江
外四百十八名
紹介議員 竹谷とし子君

この請願の趣旨は、第六五二二号と同じである。
第六五四四号 平成二十八年十一月十五日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治療の研究促進

筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治療の研究促進

に関する請願

請願者 東京都足立区 大島多子 外四百七名

紹介議員 石橋 通宏君
この請願の趣旨は、第六五二二号と同じである。

第六五五五号 平成二十八年十一月十五日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治療の研究促進に関する請願

請願者 東京都板橋区 岩崎理絵 外四百五十二名

紹介議員 渡辺 猛之君
この請願の趣旨は、第六五二二号と同じである。

第六五六六号 平成二十八年十一月十五日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治療の研究促進に関する請願

請願者 東京都品川区 奥山啓子 外四百八十八名

紹介議員 高橋 克法君
この請願の趣旨は、第六五二二号と同じである。

第六五七七号 平成二十八年十一月十五日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治療の研究促進に関する請願

請願者 東京都清瀬市 有原誠治 外四百二十名

紹介議員 三原じゅん子君
この請願の趣旨は、第六五二二号と同じである。

第六五八八号 平成二十八年十一月十五日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治療の研究促進に関する請願

請願者 埼玉県新座市 中野節子 外四百四名

紹介議員 東 徹君
この請願の趣旨は、第六五二二号と同じである。

第六六三三号 平成二十八年十一月十六日受理

筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治療の研究促進に関する請願

請願者 東京都中野区 申俣秀 外五百四十四名

紹介議員 川田 龍平君
この請願の趣旨は、第六五二二号と同じである。

第六六四四号 平成二十八年十一月十六日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治療の研究促進に関する請願

請願者 東京都練馬区 天野恵子 外四百九名

紹介議員 木村 義雄君
この請願の趣旨は、第六五二二号と同じである。

第六六五五号 平成二十八年十一月十六日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治療の研究促進に関する請願

請願者 さいたま市 宮野都子 外四百九名

紹介議員 有田 芳生君
この請願の趣旨は、第六五二二号と同じである。

第六六六六号 平成二十八年十一月十六日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治療の研究促進に関する請願

請願者 東京都品川区 佐藤契 外五百二十九名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第六五二二号と同じである。

第六六七七号 平成二十八年十一月十六日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治療の研究促進に関する請願

請願者 東京都清瀬市 小松敬子 外四百四十六名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第六五二二号と同じである。

第六六八八号 平成二十八年十一月十六日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治療の研究促進に関する請願

請願者 東京都墨田区 村越桂子 外四百七名

紹介議員 中泉 松司君
この請願の趣旨は、第六五二二号と同じである。

第六六九九号 平成二十八年十一月十六日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治療の研究促進に関する請願

請願者 東京都豊島区 岩井斌 外三百七十四名

紹介議員 相原久美子君
この請願の趣旨は、第六五二二号と同じである。

第六七八八号 平成二十八年十一月十七日受理
受診のたびに百五十万円の上乗せなど、更なる負担増計画の中止に関する請願
請願者 茨城県つくば市 小山かおり 外三百三十二名
紹介議員 藤田 幸久君
茨城県保険医協会が病・医院に対して行った調査では、三割が患者の経済的な理由による治療の中断を経験したことがある、また、四割が医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えている。「糖尿病や高血圧でも中断」必要な検査を断る「薬がなくなっているのに受診しない」「入れ歯やかぶせ物の処置をためらう」など、苦悩する患者の姿が見られる。経済財政諮問会議が経済・財政アクションプログラムで示した患者の負担増計画(二〇一六年から順次計画、実施予定)は、多くの国民から医療を遠ざけ、取り分け治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫する。については、次の事項について実現を図られたい。
一、受診するたびに百五十万円を窓口負担に上乗せしないこと。
二、七十五歳以上の窓口負担を二倍にしないこ

と。

三、七十歳以上の患者負担限度額を引き上げないこと。

第六七九号 平成二十八年十一月十七日受理

更なる患者負担増計画の中止に関する請願

請願者 愛知県一宮市 浅野恭正 外千名

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第六八〇号 平成二十八年十一月十七日受理

現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願

請願者 青森県弘前市 神孝則 外二千四

名

紹介議員 田名部匡代君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第六八一号 平成二十八年十一月十七日受理

現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願

請願者 奈良市 藤原真 外九百九十九名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第六八二号 平成二十八年十一月十七日受理

国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願

請願者 名古屋市 池山佳穂利 外九百九十九名

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第六八三号 平成二十八年十一月十七日受理

国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市 西野幸恵 外九百九十九名

紹介議員 田名部匡代君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第六八四号 平成二十八年十一月十七日受理

国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願

請願者 東京都杉並区 仲田明日香 外六百四十六名

紹介議員 山本 太郎君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第六八五号 平成二十八年十一月十七日受理

国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願

請願者 山梨県甲斐市 小野久美子 外千三百三十九名

紹介議員 宮沢 由佳君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第七六〇号 平成二十八年十一月十七日受理

筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願

請願者 東京都豊島区 岩井美智子 外四百四十九名

紹介議員 石田 昌宏君

この請願の趣旨は、第六五二号と同じである。

第七六一号 平成二十八年十一月十七日受理

国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願

請願者 長野市 一般財団法人長野県教職員互助組合理事長 佐藤文博 外千七百四十七名

紹介議員 羽田雄一郎君

急速な少子高齢化社会の流れにあつて、団塊の世代が七十五歳以上になる二〇二五年度には、社会保障給付費は百五十兆円に迫ると推計(厚生労働省発表)されている。社会保障給付費は、二〇一三年度に既に百十兆円となり、二〇一四年度は百十五兆円を超えると見込まれている。政府は、

こうした状況に将来的に対応するため、二〇一一年に社会保障と税の一体改革をまとめ、その中長期的な道筋となる二〇一三年末に成立したプログラム法案に沿って実行段階に移った。この法律の工程表により、消費税率の二〇一四年四月から八%への引上げとともに、七十歳から七十四歳の医療費の自己負担の二割負担への段階的引上げが実施された。また、医療や介護保険など地域包括システムや利用者負担の公平化を理由に負担増や介護サービス受給の基準の引上げなどが二〇一五年より実施された。新たな負担増とサービスの切下げとなる項目が多く盛り込まれている。これらの内容を見ると、社会保障と税の一体改革に示された「必要な社会保障の充実・機能強化を確実に実施し、同時に社会保障全体の持続可能性を確保するため」とした基本的な考え方からは後退し、公的給付の削減と国民負担増の道に進むのではないかと不安を抱かざるを得ない。今、学校で働く教職員は、複雑化する社会・地域の中で多様化する子供たちと向き合い、いじめや不登校の問題等、多くの困難な教育課題に取り組み、多忙の中で奮闘している。教職員が一人一人の子供と向き合う時間を確保するためには、教職員定数の改善を図る等、安心して職務に専念できる環境を整えることが不可欠である。それだけに国の社会保障制度の行方には大きな関心を持たざるを得ない。子育て支援は、未来社会への投資であり、少子化対策の上でも重要である。そして、退職後を含めた医療・介護・年金制度の充実を持続可能な制度として確立することは、老後を安心して暮らすために極めて重要なことである。そのために女性に雇用促進・労働環境の整備と未来の担い手である若者の就労保障等、生活の安定を図るための政策を緊急に進める必要がある。

二、子育て支援や女性と若者の就労保障の政策の実現と高齢者の社会参加を含めた安心して暮らせる充実した社会保障制度を確立すること。

第七六二号 平成二十八年十一月十七日受理

国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願

請願者 沖縄県那覇市 一般社団法人沖縄県教職員共済会理事長 津波古弘 信 外八百二十一名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第七六三号 平成二十八年十一月十七日受理

国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願

請願者 山梨県甲斐市 一般財団法人山梨県高等学校教職員互助会理事長 奥田正治 外八百二十一名

紹介議員 宮沢 由佳君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第七六四号 平成二十八年十一月十七日受理

国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願

請願者 福岡市 一般財団法人福岡県教職員互助会理事長 城戸秀明 外三千二百四十八名

紹介議員 古賀 之士君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

十一月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国の制度による子供医療費助成制度の創設に関する請願(第七八四号)

一、憲法をいかして安全・安心の医療・介護を実現することに関する請願(第七八五号)

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第八二二号 平成二十八年十一月十八日受理
この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

請願者 熊本県荒尾市 菅原九佳 外六百九名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第八二三号 平成二十八年十一月十八日受理
現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願

請願者 奈良市 東川雅裕 外千七百四十名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第八二四号 平成二十八年十一月十八日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願

請願者 千葉県松戸市 谷上信行 外四百十名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六五二号と同じである。

第八二五号 平成二十八年十一月十八日受理
国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願

請願者 長野市 一般財団法人長野県退職教職員互助組合理事長 町田修 外五百九十一名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第八二六号 平成二十八年十一月十八日受理
国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願

請願者 福岡市 一般財団法人福岡県退職

教職員協合理事長辻傑 外三千二百四十七名

紹介議員 野田 国義君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第八二七号 平成二十八年十一月十八日受理
国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願

請願者 山形市 一般財団法人山形県教職員互助会専務理事 阿部茂夫 外二千二百二十二名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第八二八号 平成二十八年十一月十八日受理
国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願

請願者 山梨県甲府市 一般財団法人山梨県教職員互助組合理事長 赤岡直人 外九千九百九十六名

紹介議員 宮沢 由佳君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第八四一号 平成二十八年十一月十八日受理
更なる患者負担増計画の中止に関する請願

請願者 鳥取市 村上真夕子 外九百三十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第八四二号 平成二十八年十一月十八日受理
誰もがが心の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 横浜市 小林恵美子 外六十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四五三号と同じである。

充・強化に関する請願

請願者 岩手県盛岡市 大川友和 外九百九十九名

紹介議員 木戸口英司君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第八四四号 平成二十八年十一月十八日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願

請願者 東京都東久留米市 島本達哉 外四百五十五名

紹介議員 徳永 エリ君

この請願の趣旨は、第六五二号と同じである。

第八四五号 平成二十八年十一月十八日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願

請願者 東京都東久留米市 伊波澄子 外四百四十二名

紹介議員 森本 真治君

この請願の趣旨は、第六五二号と同じである。

第八四六号 平成二十八年十一月十八日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願

請願者 千葉県松戸市 谷上二美子 外四百三十一名

紹介議員 溝手 顕正君

この請願の趣旨は、第六五二号と同じである。

第八四七号 平成二十八年十一月十八日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願

請願者 東京都東久留米市 常盤政子 外四百八十八名

紹介議員 小西 洋之君

この請願の趣旨は、第六五二号と同じである。

筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願

請願者 千葉県松戸市 染谷とし子 外四百二十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六五二号と同じである。

第八四九号 平成二十八年十一月十八日受理
国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願

請願者 茨城県水戸市 一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 小野寺俊 外九千三百五十一名

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第九〇五号 平成二十八年十一月二十一日受理
国の制度による子供医療費助成制度の創設に関する請願

請願者 広島市 小牧志保 外七百三十八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九〇六号 平成二十八年十一月二十一日受理
国の制度による子供医療費助成制度の創設に関する請願

請願者 広島県廿日市市 山中幸子 外七百三十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九〇七号 平成二十八年十一月二十一日受理
国の制度による子供医療費助成制度の創設に関する請願

請願者 広島県廿日市市 中川ハルミ 外七百三十八名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九〇八号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 広島県廿日市市 沖田コシ子 外七百三十八名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九〇九号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 兵庫県加古川市 清水清子 外七百三十八名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九一〇号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 広島市 石橋なぎさ 外七百四十二名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九一一号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 宮崎県東諸県郡国富町 吉野民生 外七百三十八名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九一二号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九一三号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 東京都昭島市 木村エツ子 外七百三十八名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九一四号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 東京都国分寺市 稲垣トシ子 外七百三十八名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九一五号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 東京都国分寺市 井上信子 外七百三十八名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九一六号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 東京都国分寺市 河村法子 外七百三十八名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九一七号 平成二十八年十一月二十一日受理

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九一八号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 東京都昭島市 清水幸子 外七百三十八名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九一九号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 宮城県石巻市 佐藤實 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九二〇号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 埼玉県秩父郡長瀬町 須賀博之 外七百二十九名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九二一号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 北海道帯広市 伊木美香 外二万四千七百六名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九二二号 平成二十八年十一月二十一日受理

請願者 北海道帯広市 上田幸枝 外一万四千七百六名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九二三号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 北海道苫小牧市 釜沢恒子 外一万四千七百六名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九二四号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 北海道苫小牧市 畑中正江 外一万四千七百六名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九二五号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 北海道苫小牧市 松本ミエ 外一万四千七百六名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九二六号 平成二十八年十一月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 北海道苫小牧市 宮本牧 外一万四千七百九名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九二七号 平成二十八年十一月二十一日受理

等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市 伊藤久子 外一

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第九二八号 平成二十八年十一月二十一日受理

国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市 鈴木スミ子 外

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第九二九号 平成二十八年十一月二十一日受理

国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市 豊島ますみ 外

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第九三〇号 平成二十八年十一月二十一日受理

国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市 田口貫一 外一

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第九三一号 平成二十八年十一月二十一日受理

国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市 西田幸子 外一

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第九三二号 平成二十八年十一月二十一日受理

国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市 小沢キクエ 外

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第九三三三号 平成二十八年十一月二十一日受理

国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願

請願者 北海道厚岸郡浜中町 中川かおり

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第九三四号 平成二十八年十一月二十一日受理

国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願

請願者 北海道川上郡標茶町 富田早苗

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第九三五号 平成二十八年十一月二十一日受理

国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願

請願者 宮城県塩竈市 水間良子 外六百

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第九三六号 平成二十八年十一月二十一日受理

筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願

請願者 埼玉県川口市 宮島英子 外四百

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第六五二号と同じである。

第九九五号 平成二十八年十一月二十一日受理

人間らしい暮らしを実現するため、憲法をいかして格差と貧困を解消し、雇用を改善することに関する請願

請願者 滋賀県草津市 川村要 外三百六

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第九九六号 平成二十八年十一月二十一日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 兵庫県西宮市 奥田文子 外千七

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四五三三号と同じである。

第九九七号 平成二十八年十一月二十一日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 大阪府豊中市 川端美里 外千七

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四五三三号と同じである。

第九九八号 平成二十八年十一月二十一日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 大阪府高槻市 内田かおる 外千

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第四五三三号と同じである。

第九九九号 平成二十八年十一月二十一日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 大阪市 小島良平 外千七百一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四五三三号と同じである。

第一〇〇〇号 平成二十八年十一月二十一日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 大阪府柏原市 平口千秋 外千七

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第四五三三号と同じである。

第一〇〇一号 平成二十八年十一月二十一日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 大阪府八尾市 外村善一郎 外千

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第四五三三号と同じである。

第一〇〇二号 平成二十八年十一月二十一日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 堺市 吉田勝 外千七百一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四五三三号と同じである。

第一〇〇三号 平成二十八年十一月二十一日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 堺市 松藤さとみ 外千七百一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四五三三号と同じである。

第一〇〇四号 平成二十八年十一月二十一日受理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 堺市 松藤さとみ 外千七百一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四五三三号と同じである。

れるようにすることに関する請願

請願者 大阪府和泉市 小浦信博 外千七百一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四五三号と同じである。

第一〇〇五号 平成二十八年十一月二十一日受理

理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 堺市 辻井利恵 外千七百一名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第四五三号と同じである。

第一〇〇六号 平成二十八年十一月二十一日受理

理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 大阪市 不動緑 外千七百一名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第四五三号と同じである。

第一〇〇七号 平成二十八年十一月二十一日受理

理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 大阪府大阪狭山市 島田典子 外千七百一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四五三号と同じである。

第一〇〇八号 平成二十八年十一月二十一日受理

理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 堺市 的場ひふみ 外千七百一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四五三号と同じである。

第一〇〇九号 平成二十八年十一月二十一日受理

理

誰もお金の心配なく必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 大阪府和泉市 坂下奈緒 外千七百一名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第四五三号と同じである。

第一〇一〇号 平成二十八年十一月二十一日受理

理

国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願

請願者 東京都北区 大久保貴弘 外四百三十四名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第一〇一一号 平成二十八年十一月二十一日受理

理

国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願

請願者 福岡県うきは市 姫野暁子 外三千二百四十七名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第一〇一二号 平成二十八年十一月二十一日受理

理

介護保険制度の見直しに関する請願

請願者 神奈川県藤沢市 浜田良之助 外七十六名

紹介議員 小池 晃君

現在、政府内で二〇一七年通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められている。その中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスの自己負担に切り替える、利用料二割負担の対象者を拡大する、要介護一、二の通所介護を市町村が実施する総合事業に移すなど、更なる給付の

削減・負担増を図る内容が盛り込まれている。利用者からは「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」「利用料が二倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する悲痛な声が多数寄せられている。家族の介護負担を増大させるこうした内容の見直しは、政府が掲げる介護離職ゼロ政策そのものにも真つ向から反するものである。サービスの削減・負担増一辺倒の見直しでは、高齢者の生活を守り、支えることはできない。これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく行き届いた介護が保障される制度への転換は、全ての高齢者・国民の願いである。そして、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りを持って働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければならない。

一、生活援助を始めとするサービスの削減や利用料の引上げを実施しないこと。
二、家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと。

三、介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化を図ること。
四、以上を実現するために、政府の責任で必要な財政措置を講ずること。

第一〇一三号 平成二十八年十一月二十一日受理

理

国の責任でお金の心配なく誰もが必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 札幌市 笠松さやか 外九百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

「保険料が高過ぎる」「窓口負担や介護利用料が高くて利用できない」「必要な医療機関や介護事業所がない」「病院（介護施設）から早く退院（退所）するよう言われて困っている」など、医療・介護の充実を求める声が広がっている。しかし、後期高齢者の医療費窓口負担を二割にすることや保険料

特別措置の廃止、介護保険の利用料を二割負担にすること、介護保険の対象から要介護一・二を外すことや福祉用具は全額自己負担にすること、入院時の食費と居住費の引上げなどが検討されており、もし実施されると患者・利用者は深刻な事態になる。国は、憲法をいかして全ての人に安心の医療・介護を保障することが必要である。それが政治が果たすべき本来の役割である。

一、保険料や自己負担を増やす計画をやめて国庫負担を増額し、医療・介護の保険料と自己負担を引き下げること。
二、公的保険の範囲を狭めることなく、全ての人に安全・安心の医療・介護を保障すること。
三、どこでも必要な医療や介護・福祉が受けられるように、入院・入所を制限せず、医療機関や介護・福祉施設を確保すること。
四、医師・看護師・介護職を増やして、医療・介護現場の労働条件の改善を図ること。

第一〇一四号 平成二十八年十一月二十一日受理

理

健康で文化的な生活ができる生活保護基準に関する請願

請願者 東京都葛飾区 吉川七子 外二百四十九名

紹介議員 井上 哲士君

政府は、二〇〇六年に生活保護の老齢加算を廃止し、二〇一三年八月から一五年四月まで三回にわたって生活扶助基準衣・食・光熱費の引下げを行った。利用者の生活は、深刻な状態に追い込まれている。さらに、二〇一五年七月から住宅扶助（家賃など）、十月から冬季加算（暖房費など）の引下げを強行している。引下げは、国民の人間らしく生きる権利（生存権）を保障している憲法第二十五条を否定し命に関わる問題であり、撤回し、元に戻すべきである。消費税の増税と物価高、年金の引下げや医療・介護、社会保障の改悪の中で貧困は広がり、国民の生活は深刻な状態になって

いる。生活保護は最後のセーフティネットであり、保護基準は最低賃金や年金、各種手当、住民税非課税基準、就学援助、各種減免などの基準に影響する。生活保護基準引下げは、国民生活全体の引下げにつながり、貧困を一層広げるものである。

については、国民誰もが健康で文化的な人間らしい生活ができるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、生活保護基準の引下げをやめ、「健康で文化的な生活」ができる基準に引き上げること。

第一〇一五号 平成二十八年十一月二十一日受理

健康で文化的な生活ができる生活保護基準に関する請願

請願者 東京都葛飾区 真鍋千鶴子 外二百四十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇一六号 平成二十八年十一月二十一日受理

健康で文化的な生活ができる生活保護基準に関する請願

請願者 東京都葛飾区 岡野恵子 外二百四十九名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇一七号 平成二十八年十一月二十一日受理

健康で文化的な生活ができる生活保護基準に関する請願

請願者 東京都葛飾区 鎌田かつ子 外二百四十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇一八号 平成二十八年十一月二十一日受理

健康で文化的な生活ができる生活保護基準に関する請願

請願者 長野県松本市 小林敬子 外二百四十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇一九号 平成二十八年十一月二十一日受理

健康で文化的な生活ができる生活保護基準に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町 古田みずず 外二百六十名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇二〇号 平成二十八年十一月二十一日受理

健康で文化的な生活ができる生活保護基準に関する請願

請願者 長野県松本市 野澤さゆり 外二百四十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇二一号 平成二十八年十一月二十一日受理

健康で文化的な生活ができる生活保護基準に関する請願

請願者 長野県松本市 堀江保 外二百四十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇二二号 平成二十八年十一月二十一日受理

健康で文化的な生活ができる生活保護基準に関する請願

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

請願者 長野県松本市 藤澤淳子 外二百四十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇二三号 平成二十八年十一月二十一日受理

健康で文化的な生活ができる生活保護基準に関する請願

請願者 東京都豊島区 中田潤 外二百四十九名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇二四号 平成二十八年十一月二十一日受理

健康で文化的な生活ができる生活保護基準に関する請願

請願者 岡山県井原市 石井敬子 外二百四十九名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇二五号 平成二十八年十一月二十一日受理

健康で文化的な生活ができる生活保護基準に関する請願

請願者 岡山県井原市 石井千代子 外二百四十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇二六号 平成二十八年十一月二十一日受理

健康で文化的な生活ができる生活保護基準に関する請願

請願者 岡山県井原市 西山省三 外二百四十九名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇二七号 平成二十八年十一月二十一日受理

健康で文化的な生活ができる生活保護基準に関する請願

請願者 東京都豊島区 中田清香 外二百四十九名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇二八号 平成二十八年十一月二十一日受理

国庫負担を増額し、国民健康保険税(料)を引き下げることに係る請願

請願者 埼玉県戸田市 遠藤力 外四名

紹介議員 田村 智子君

全国各地で国保税(料)の値上げによって、「払いたくても払えない」「滞納を理由に年金や商売用の自動車を差し押さえられた」などの深刻な事態が広がっている。滞納世帯は全加入世帯の七％に当たる三百六十万世帯(二〇一四年六月現在)に上り、保険証の未交付や医療保険に加入していないために医者にかかるのが遅れ、死亡するといふあつてはならない事例も後を絶たない。国保は、加入者の大半が低所得者であり、大幅な国庫負担が必要な制度である。ところが、政府が一九八四年に四五％だった国庫負担率を三八・五％に削減して以来減り続け、二〇一一年には二四・八％まで落ち込んでいる。この結果、加入者の所得に対する国保税(料)の負担割合は、全国平均で九・一％となり、健保組合の四・六％の二倍近くになっている。安倍内閣が僅か四十数時間の国会審議で強行採決した国保の都道府県化を含む医療保険制度改悪関連法は、市町村国保を潰し、保険税(料)の大幅値上げ、減免制度の縮小・廃止、取立てや差押えを一層ひどくするものである。国保は国民が安心して医療を受けられる国民皆保険の大きな

柱であり、国民健康保険法第一条は「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めている。

ついで、誰もが安心して医療を受けることができるようにするため、次の事項について実現を図りたい。

一、国庫負担を大幅に増額し、保険税(料)を半額にすること。

第一〇二九号 平成二十八年十一月二十一日受理

介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願

請願者 神戸市 栗山千鶴 外二百六名
紹介議員 井上 哲士君

厚生労働省は、二〇一五年六月、二〇二五年には二百五十三万人の介護人材が必要とされるが、三十七万七千人の不足が見込まれると発表した。介護事業の推進にとって、介護労働者の人材確保と処遇改善は、喫緊の課題となっている。介護労働者の処遇は厚生労働省の賃金構造基本統計調査では全産業平均と月額で十万円の開きがあり、やりがいがあるにもかかわらず、介護事業では人材確保のために十分な賃金を支払えない「人材の確保ができて、事業所の努力だけでは安定的な運営が難しい」との声が出されている。二〇一五年四月、政府は、介護報酬の二・二七%の引下げを行った。この改定は、介護職員の処遇改善(プラス一・六五%)、認知症・中重度ケア(プラス〇・五六%)など加算と抱き合わせで実施されたが、加算を除くと実質的に四・四八%もの大幅な引下げとなった。報酬引下げにより、多くの事業所が深刻な経営困難となり、介護サービスの縮小、介護事業からの撤退など、地域の介護基盤の弱体化・崩壊につながっている。国は、マイナズ改定と処遇改善加算は両立するとしているが、介護事業の経営が困難な中で介護労働者の処遇が引き下げられるという事態が発生している。地域支援総

合事業の実施に伴って、担い手を専門職から無資格労働者・ボランティアやシルバー人材センターへ移行したり、あるいは、外国人の技能実習生制度を介護分野に拡大することとしており、人材確保の根本問題である介護労働者の抜本的な処遇改善が棚上げされかねない。利用者・家族が質の高い介護を受けられるようにするためにも、介護事業所が安定的に介護事業を続けていくためにも、専門職である介護労働者が生き生きと働き続けられる条件が必要である。

ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、国の責任で、介護労働者の確保、月額十万円の格差を埋めるための施策を早急に実施すること。処遇改善の対象を介護職場で働く全ての従事者に拡大すること。

二、介護労働者の処遇改善、介護事業の安定と充実したサービスが提供できるよう、介護報酬の大幅なプラス改定を緊急に実施すること。

第一〇三〇号 平成二十八年十一月二十一日受理

介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願

請願者 兵庫県篠山市 大橋延子 外二百六名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一〇三二号 平成二十八年十一月二十一日受理

介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願

請願者 大阪府貝塚市 木村保子 外二百六名
紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一〇三三二号 平成二十八年十一月二十一日受理

介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡水巻町 秋山幸子

介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願

請願者 堺市 奥堀綾 外二百六名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一〇三三三号 平成二十八年十一月二十一日受理

介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願

請願者 佐賀県唐津市 平松愛里 外二百六名
紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一〇三四号 平成二十八年十一月二十一日受理

介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願

請願者 佐賀県唐津市 池田かおり 外二百六十名
紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一〇三五号 平成二十八年十一月二十一日受理

介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願

請願者 佐賀県唐津市 宮口ひとみ 外二百六十名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一〇三六号 平成二十八年十一月二十一日受理

介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡水巻町 秋山幸子

介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩川内市 上屋はなび 外二百六名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一〇三八号 平成二十八年十一月二十一日受理

介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願

請願者 静岡市 竹内正隆 外二百六名
紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一〇三九号 平成二十八年十一月二十一日受理

介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願

請願者 静岡市 竹内光 外二百六名
紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一〇四〇号 平成二十八年十一月二十一日受理

介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願

請願者 兵庫県明石市 上島幸子 外二百六名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一〇四一号 平成二十八年十一月二十一日受理

介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡水巻町 秋山幸子

理
介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願
請願者 千葉県松戸市 平川宏 外二百六名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一〇四二号 平成二十八年十一月二十一日受理
介護労働者の処遇改善と介護報酬の緊急改定に関する請願
請願者 大阪府泉大津市 大野知也 外二百六名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一〇四三号 平成二十八年十一月二十一日受理
介護報酬の緊急再改定に関する請願
請願者 香川県高松市 川浪椿名 外三百九十八名

紹介議員 倉林 明子君

二〇一五年四月に改定された介護報酬は、ほぼ全てのサービスで基本報酬が引下げ（二・二七％）となった。改定では、重点化された認知症・中重度の利用者に対応する加算（〇・五六％）や介護職員の処遇改善加算（一・六五％）が設けられたが、これらを除けばマイナス四・四八％とかつてない大幅なマイナスとなっている。取り分け、デイサービスや特別養護老人ホームではマイナスによる影響は大きく、全国各地で採算の合わない事業所の閉鎖・事業からの撤退も起き始めており、今回の介護報酬改定が住民から介護サービスを奪う事態を引き起こすことは明らかである。政府は、今回の改定で介護報酬を引き下げたことにより保険料の上昇を抑えたと宣伝している。しかし、それは同時に、介護サービスを縮小させサービスを利用できない利用者（介護難民）を生むことを意味

している。社会保障の充実を理由に消費税増税を強行して国民負担を引き上げておきながら、一方で、制度の持続可能性を理由に介護報酬を引き下げ、介護保障を後退させることは断じて許されない。地域の介護資源を維持させ、安全・安心の介護を守るためには、介護事業の維持及び確保が困難となっている介護労働者の処遇改善を実施可能とする介護報酬の大幅な引上げが必要不可欠である。また、報酬の引上げが利用者・国民の保険料・利用料負担につながらない措置も同時に必要である。

ついでには、誰もが安心して利用できる介護制度の実現のため、次の事項について実現を図られたい。

一、介護事業者と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬を大幅に引き上げる緊急再改定を行うこと。

第一〇四四号 平成二十八年十一月二十一日受理
介護従事者の処遇改善に関する請願
請願者 新潟市 吉田美里 外四百十名

紹介議員 倉林 明子君

二〇一四年六月に成立した「地域医療・介護の総合確保推進法」は、介護分野について持続可能な介護制度の名の下に給付抑制と負担増を一層進めるもので、利用者・家族の介護保険サービス利用を抑制するだけでなく、介護従事者の処遇や雇用にも深刻な影響を及ぼすことになりかねない。国の責任で、誰もが経済的な負担を心配することなく、個人の自由な選択によりサービスが利用できるような介護保険制度を充実させることを強く求める。二〇二五年には現在よりも約百万人多い二百三十七万二千四百九十九人の介護従事者が必要とされており、介護従事者の処遇改善と人材確保は喫緊の課題となっている。第百八十六回通常国会では介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立したが、法律には具体的

な処遇改善の額などは明記されていない。政府内では技能実習生制度を介護分野に拡大することが検討されているが、人材確保の根本的な問題である介護従事者の抜本的な処遇改善が安易な外国人労働者の活用によって棚上げされかねない。利用者・家族が質の高い介護を受けられるようにするためにも介護従事者が生き生きと働き続けられる労働環境を確立することが必要となる。介護従事者を確保するためにも抜本的な処遇改善の実現を求める。

ついでには、次の措置を採らねばならない。

一、介護職員の賃金水準を、専門職にふさわしい水準になるように大幅に引き上げ、抜本的な改善を図ること。そのために処遇改善にかかる費用については、全額国庫負担とすること。

二、処遇改善の対象を介護職場で働く全ての従事者に拡大すること。

第一〇七六号 平成二十八年十一月二十一日受理
国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願
請願者 長野県飯山市 高橋信一郎 外四百九十九名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第一〇七七号 平成二十八年十一月二十一日受理
国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願
請願者 長野県上田市 若林史也 外二千三百三十五名

紹介議員 杉尾 秀哉君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第一〇九四号 平成二十八年十一月二十二日受理
更なる患者負担増計画の中止に関する請願

請願者 京都市 垣田さち子 外二千二百四十八名
紹介議員 福山 哲郎君
この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第一〇九五号 平成二十八年十一月二十二日受理
現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願
請願者 宮崎県都城市 原敏彦 外二千三百七十四名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第一〇九六号 平成二十八年十一月二十二日受理
現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願
請願者 札幌市 西田清 外千九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第一〇九七号 平成二十八年十一月二十二日受理
国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願
請願者 東京都足立区 小川章子 外七百四十四名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第一〇九八号 平成二十八年十一月二十二日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願
請願者 千葉県松戸市 永浦麻子 外四百七十七名

紹介議員 斎藤 嘉隆君

この請願の趣旨は、第六五二号と同じである。

第一〇九九号 平成二十八年十一月二十二日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願

請願者 千葉県松戸市 染谷好寛 外四百二十名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第六五二号と同じである。

第一一〇〇号 平成二十八年十一月二十二日受理
国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願

請願者 愛知県田原市 本田洋子 外三千六百六十九名

紹介議員 斎藤 嘉隆君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第一一一三三号 平成二十八年十一月二十二日受理
更なる患者負担増計画の中止に関する請願

請願者 愛知県西尾市 近藤重弘 外千九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第一一一四号 平成二十八年十一月二十二日受理
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願

請願者 東京都豊島区 石井保治 外四百三名

紹介議員 山口 和之君

この請願の趣旨は、第六五二号と同じである。

第一一一五号 平成二十八年十一月二十二日受理
理

社会保障の連続削減中止、充実に関する請願

請願者 北海道帯広市 久慈絃子 外六名
紹介議員 紙 智子君

社会保障のためといって消費税を増税しながら、手当たり次第の改悪に国民の悲鳴と怒りの声が上がっている。安倍内閣は、社会保障の自然増に切り込むという大方針を掲げ、社会保障の現状を維持せずに際限のない負担増と削減を進めようとしている。年金は実質一・四％のマイナス、介護報酬も二・二七％引下げ、高齢者医療の負担増に加え入院給食費の値上げ、生活保護の削減を始め、老いも若きも負担ばかりである。そもそも、国には憲法第二十五条に基づき社会保障を充実させる責任がある。そして、社会保障政策は、経済成長にとっても有効であり、全国的な地方の活性化、雇用拡大にもつながる。消費税を増税しなくとも、所得や資産の能力に応じた応能負担の原則に立った税制改革を行い、質上げ・国民の所得を増やす経済政策に切り替えて増収を増やせば、社会保障拡充の財源は十分確保できる。

ついで、次の措置を採らねばならない。

一、社会保障の連続削減を中止し、年金、医療、介護、福祉の充実を図ること。

第一一一三二号 平成二十八年十一月二十二日受理
更なる患者負担増計画の中止に関する請願

請願者 京都市 高寄直昭 外二千四百二十名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第一一一三二号 平成二十八年十一月二十二日受理
理

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第一一一三二号 平成二十八年十一月二十二日受理
理

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一一三三三号 平成二十八年十一月二十二日受理
現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願

請願者 沖縄県那覇市 湯浅晋平 外千名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一一三四号 平成二十八年十一月二十二日受理
理

現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願

請願者 佐賀県杵島郡白石町 久富保 外二千九百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一一三五号 平成二十八年十一月二十二日受理
理

国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡北中城村 與那原琢 外八百二十名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第一一三六号 平成二十八年十一月二十二日受理
理

作業時の被ばく線量限度を百ミリシーベルトとして規制を行っているが、それを超えるような事故が起こる可能性を完全に否定することはできない」と被ばく限度引上げを始め緊急時作業に関する見直し・検討を提案した。厚生労働省と原子力規制委員会は、二〇一五年五月から「緊急時に被ばく限度を二百五十ミリシーベルトに引き上げるための法令改定案」のパブリックコメントを開始し、原発再稼働を見込んで事態は急展開している。原発再稼働が見込んで事態は急展開している。原発再稼働が見込んで事態は急展開している。

一、福島原発事故の緊急時作業で大量被ばくした労働者に被ばく労働以外の職場・生活を保障すること。

二、福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視

二、福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視

二、福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視

二、福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視

二、福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視

二、福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視

二、福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視

二、福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視

二、福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視

二、福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視

二、福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視

二、福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視

視・是正指導を行うこと。

第一二四五号 平成二十八年十一月二十二日受理

若い人も高齢者も安心できる年金を求めることに
関する請願

請願者 京都市 藤川雅浩 外四千四百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

消費税の増税や円安による物価上昇で庶民の暮らしは苦しくなるばかりである。法人税減税など大企業優遇の一方で、社会保障は改善が続き、貧困と格差がますます広がっている。取り分け、年金ではマクロ経済スライドという仕組みを使つて今後三十年間も下げ続けるなど許すことはできない。これでは老後の暮らしは成り立たない。若者の年金離れや未納の拡大も懸念される。今必要なことは、安定した雇用を保障し、社会保障を充実させることである。若者も高齢者も誰もが安心して年金の実現が強く求められる。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、年金を毎年下げ続けるマクロ経済スライドを廃止すること。

二、年金の支給開始年齢引上げ、保険料の納付義務期間延長など、更なる年金改善はやること。

三、安心の老後を保障するため、全額国庫負担の最低保障年金制度を早急に実現すること。

十二月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
(第百九十回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)
公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律
(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「係るもの」の下に「及び第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二十七条の三第一項中「四月一日の属する年度」の下に「第二十七条の五第一項第二号及び第三項第一号において「基準年度」という。」を加える。

第二十七条の四第一項中「第一号及び」を、「調整率第二号に掲げる率に」に改め、「得た率」の下に「(当該率が一を上回るときは、一)をいう。以下同じ。」に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率(当該率が一を下回るときは、一。第三項第二号において「算出率」という。)を加え、同項ただし書を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回る」に改め、「かかる」の下に「次の各号に掲げる場合の区分に応じ」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ」を削り、同号を同項第三号とし、同条第三項中「前二項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 平成二十九年度における特別調整率は、一とする。

二 特別調整率については、毎年度、名目手

取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率(名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)を基準として改定する。

第二十七条の五第一項中「物価変動率」を「第一号に掲げる率に」、「調整率」を「第二号に掲げる率」に改め、「得た率」の下に「(当該率が一を下回るときは、一。第三項第一号において「基準年度以後算出率」という。)を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率(当該年度が基準年度である場合にあつては、当該年度の前年度の前条第三項に規定する特別調整率)を乗じて得た率

第二十七条の五第二項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とし、同条第三項中「前二項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える

平成三十一年度以後の年度に属する月の月分

第八十七条の二第二項中「除く。」の下に「又は第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間の各月」を加える。

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二 被保険者は、出産の予定日(厚生労働省令で定める場合にあつては、出産の日。第百六条第一項及び第百八条第二項において「出産予定日」という。)の属する月(以下この条において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合においては、三月前から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。

第八十九条第一項中「被保険者」の下に「前条

る。

3 第一項の基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率とする。

イ 基準年度の前年度の前条第三項に規定する特別調整率

ロ 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)に調整率を乗じて得た率(物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)

二 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号ロに掲げる率を基準として改定する。

第八十七条第三項の表平成二十九年度以後の年度に属する月の月分の項中「以後の年度」を「及び平成三十一年度」に改め、同表に次のように加える。

及び」を加える。

第百六条第一項中「国民年金手帳」の下に「、出産予定日に関する書類」を加える。

第百八条第二項中「定める給付の支給状況」の下に「、被保険者の出産予定日」を加える。

第百九条の十二の見出しを「(情報の提供)」に改め、同条第二項を削る。

第百九条の十三を第百九条の十五とし、第百九条の十二の次に次の二条を加える。
(厚生労働大臣と機構の密接な連携)
第百九条の十三 厚生労働大臣及び機構は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならない。

一万七千円

(研修)

第百九条の十四 厚生労働大臣は、機構の協力の下に、国民年金事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

附則第五十一条中「第八十九条」を「第八十八條の二」に改める。

附則第九條の五第二項中「同項に規定する別に法律で定める日」を「平成二十九年三月三十一日に改める。

第二条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第二十七條の二第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十七條の三第一項中「物価変動率」の下に「(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十七條の四第二項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率」を「名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削る。

第二十七條の五第二項第一号中「とき」の下に「(次号に掲げる場合を除く。)」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 名目手取り賃金変動率

(厚生年金保険法の一部改正)

第三条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の三第一項中「四月一日の属する年度」の下に「(第四十三條の五において「基準年度」という。)を加える。

第四十三條の四第一項中「第一号及び」を「、

調整率(第一号に掲げる率)に改め、「得た率」の下に「(当該率が一を上回るときは、一)をいう。以下この条及び次条において同じ。に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率(当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「算出率」という。)」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項第一号中「可処分所得割合変化率に前項各号」を「イに掲げる率にロ」に、「同項ただし書の規定による改定が行われる」を「算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「ハに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た」に改め、同号に次のように加える。

イ 可処分所得割合変化率

ロ 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

ハ 名目手取り賃金変動率

第四十三條の四第二項第二号中「可処分所得割合変化率及び前項各号」を「前号イに掲げる率及び同号ロ」に、「同項ただし書の規定による改定が行われる」を「算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「同号ハに掲げる率に同号ロに掲げる率を乗じて得た」に改め、同条第三項中「可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率」を「第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率(算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率)」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 可処分所得割合変化率

二 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

第四十三條の四第四項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回るに改め、「かわらず」の下に「次の各号に掲げる場合の区分に応じ」を加え、同項第一号を削

り、同項第二号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、」を削り、同号を同項第二号とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 平成二十九年における特別調整率は、一とする。

二 特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率(名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)を基準として改定する。

第四十三條の五第一項を次のように改める。調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率(当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「基準年度以後算出率」という。)を基準とする。

一 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率(当該年度が基準年度である場合にあつては、当該年度の前年度の前条第五項に規定する特別調整率。次項第一号ロ及び第三項第二号において同じ。)を乗じて得た率

第四十三條の五第二項第一号中「可処分所得割合変化率に調整率」を「イに掲げる率にロに掲げる率」に、「前項ただし書の規定による改定が行われる」を「基準年度以後算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「ハに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た」に改め、同号に次のように加える。

イ 可処分所得割合変化率

ロ 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率

ハ 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

第四十三條の五第二項第二号中「可処分所得割合変化率及び調整率」を「前号イに掲げる率及び同号ロに掲げる率」に、「前項ただし書の規定による改定が行われる」を「基準年度以後算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「同号ハに掲げる率に同号ロに掲げる率を乗じて得た」に改め、同条第三項中「六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度」を「基準年度」に、「可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率」を「第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率(基準年度以後算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率)」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 可処分所得割合変化率

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率

三 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

第四十三條の五第四項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率とする。

イ 基準年度の前年度の前条第五項に規定する特別調整率

ロ 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)に調整率を乗じて得た率を基準年度以後算出率で除して得た率(物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)

二 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号ロに掲げる率を基準として改定する。

第百条の十二の見出しを「(情報の提供)」に改め、同条第二項を削る。

第百条の十三を第百条の十五とし、第百条の十二の次に次の二条を加える。

(厚生労働大臣と機構の密接な連携)

第百条の十三 厚生労働大臣及び機構は、厚生年金保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならない。

(研修)

第百条の十四 厚生労働大臣は、機構の協力の下に、厚生年金保険事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

附則第十七条の七第四項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回る」に改め、同項各号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ」を削る。

附則第三十一条第二項中「同項に規定する別に法律で定める日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第四条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第四十三條の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第四十三條の三第一項中「物価変動率」の下に「物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十三條の四第三項中「第四十三條の二第四項」を「第四十三條の二第三項」に改め、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」を「第四十三條の二第一項から第三項までの」に改め、同項各号を削る。

第四十三條の五第四項中「次の各号に掲げる」を「物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る」に、「当該各号に定める」を「第四十三條の二第三項並びに第四十三條の三第一項及び第二項の」に改め、同項各号を削る。

附則第十七條の四第十項中「第四項」を「第三項」に改める。

附則第十七條の七第二項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回る」に、「当該各号に定める率」を「名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「物価変動率」の下に「物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において同じ。」を加え、同条第四項中「当該各号に定める率」を「名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削る。

(年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正)

第五條 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 経営委員会(第五条の二―第五条の七)

第三章 監査委員会(第五条の八―第五条の

十二)

第四章 役員及び職員(第六条―第十七条の四)

第五章 業務等(第十八条―第二十三条)

第六章 財務及び会計(第二十四条―第二十五条の二)

第七章 業務の概況等の公表(第二十六条)

第八章 雑則(第二十七条―第三十二条)

第九章 罰則(第三十三条―第三十四条)

附則

第三章を削る。

第三十三條中「(第十七條第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

第三十四條を削る。

第三十五條中第三號を削り、第四號を第五號とし、第二號を第四號とし、第一號を第三號とし、同號の前に次の二號を加える。

一 第五條の七、第二十三條第一項又は第二十六條第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

二 第七條の二第七項又は第十條第二項の規定により読み替えて適用する通則法第二十三條第二項若しくは第三項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

第三十五條を第三十四條とする。

第八章を第九章とする。

第二十八條第二項中「(平成十六年法律第百五号)」を削る。

第三十二條を削り、第七章中第三十一條を第三十二條とし、第三十條を第三十一條とし、第二十九條を第三十條とし、第二十八條の次に次の一條を加える。

(社会保障審議会への諮問)

第二十九條 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

一 通則法第二十九條第一項の規定により中

期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 通則法第三十條第一項の認可をしようとするとき。

三 通則法第三十二條第一項の評価を行おうとするとき。

第七章を第八章とする。

第六章の章名中「概況」を「概況等」に改める。

第二十六條中「決算完結後」を「通則法第三十八條第一項の規定による同項の財務諸表の提出後」に改め、同条に次の一項を加える。

2 管理運用法人は、厚生労働省令で定める期間ごとに、年金積立金の運用の実績その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

第六章を第七章とする。

第五章中第二十五條の次に次の一條を加える。

(会計監査人の監査等の特例)

第二十五條の二 管理運用法人の会計監査人に関する通則法第三十九條第一項及び第二項並びに第三十九條の二の規定の適用については、通則法第三十九條第一項中「監事」とあるのは「監査委員会」と、同条第二項中「監事を除く。」とあるのは「役員」と、通則法第三十九條の二の見出し及び同条第一項中「監事」とあるのは「監査委員会」と、同項中「役員(監事を除く。)」とあるのは「役員」と、同条第二項中「監事」とあるのは「監査委員会」が選定する監査委員」とする。

第五章を第六章とする。

第十九條第二項中「第十一條及び第十二條を」

「第十一條第一項及び第二項、第十二條並びに通則法第二十一條の四」に改める。

第二十一條第一項第一号中「売買」の下に「デリバティブ取引(同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第九号において同じ。)」に該当するものについては、この号及び第三号に

掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。」を加え、同項第三号イ中「第八号」を「第九号」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ コール資金の貸付け又は手形の割引
第二十一条第一項第六号中「付与」の下に「第一号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。」を加え、同項第七号中「(金融商品取引法第二十六条に規定する金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。)」を削り、「(の売買)」の下に「第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。」を加え、同項第八号中「(前号の政令で定める取引に該当するものを除く。)」を削り、「権利」の下に「(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)」を加え、同項に次の一号を加える。

九 第一号及び前三号に定めるもののほか、デリバティブ取引であつて政令で定めるものの(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

第二十二條第二号中「前条第一項第三号ロ」を「前条第一項第三号ハ」に改める。

第二十三條第二項中、委員及び職員(以下この項において「役員等」という。)を「及び職員」に、「役員等たる」を「役員及び職員たる」に、「役員等」を「役員及び職員」に改める。

第四章を第五章とする。

第六條第一項中「及び監事二人」を「並びに委員長及び委員八人以上」に改め、同条第二項中「第十八條第一号に掲げる業務(以下「管理運用業務」という。)」を「管理運用業務」に改め、「理事」の下に「(以下「管理運用業務担当理事」とい

う。)」を加え、同条第三項中「前項に規定する理事」を「管理運用業務担当理事」に改める。

第七條を次のように改める。

(役員の職務及び権限)

第七條 理事長は、管理運用法人を代表し、同則法第十九條第一項の規定にかかわらず、経営委員会と定めるところに従い、その業務を総理する。

2 通則法第十九條第二項の個別法で定める役員は、理事とする。

3 管理運用業務担当理事は、管理運用業務のうち厚生労働大臣の定めるものについて、理事長の定めるところにより、管理運用法人を代表し、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

4 理事(管理運用業務担当理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

5 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、第五條の三第一項第一号に規定する事項(管理運用業務に係るものに限る。)を議事とする経営委員会の会議に出席し、その所掌する事務に関し意見を述べることができ、

第七條の次に次の一条を加える。

(役員の任命)

第七條の二 理事長は、通則法第二十条第一項の規定にかかわらず、経済、金融、資産運用、経営管理その他の管理運用法人の業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員長及び委員は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、前項に規定する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 管理運用法人の役員の任命に関する通則法第二十条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五号)

第七條の二第二項又は第二項」と、「監事」とあるのは「委員長若しくは委員」とする。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定により委員長及び委員を任命するに当たっては、厚生年金保険及び国民年金の被保険者の利益を代表する者並びに事業主の利益を代表する者各一名を、関係団体の推薦に基づき任命するものとする。

5 第二項の規定による委員の任命は、監査委員である委員とそれ以外の委員とを区別してしなければならない。

6 委員長及び委員は、理事長若しくは理事又は職員と兼ねることができない。

7 管理運用業務担当理事は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、第一項に規定する者のうちから、経営委員会の同意を得、かつ、厚生労働大臣の承認を受けて、理事長が任命する。

8 理事(管理運用業務担当理事を除く。)は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、第一項に規定する者のうちから、経営委員会の同意を得、理事長が任命する。

9 管理運用法人の役員(理事に限る。)の任命に関する通則法第二十条第五項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「年金積立金管理運用独立行政法人法第七條の二第七項又は第八項」とする。

第八條の見出し中「理事」を「役員」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、監査委員である委員の任期は、任命の日から五年が経過する日を含む事業年度の直前の事業年度についての通則法第三十八條第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。

第九條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(役員の欠格条項の特例)」を付し、同条中「第二十二條」の下に「(前項の規定により読み替

えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第一号中「行う者」の下に「(以下「金融事業者」という。)」を加え、同条第二号中「前号に掲げる事業者」を「金融事業者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

管理運用法人の役員委員長及び委員に限る。の欠格に関する通則法第二十二條の規定の適用については、同条中「非常勤の者」とあるのは、「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」とする。

第十條に見出しとして「(役員の解任の特例)」を付し、同条中「及び年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五号)第九條」を「年金積立金管理運用独立行政法人法第九條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び同法第九條第二項に改め、同条に次の五項を加える。

2 管理運用法人の理事長による役員(管理運用業務担当理事に限る。)の解任に関する通則法第二十三條第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「ときは」とあるのは、「ときは、経営委員会の同意を得、かつ、厚生労働大臣の承認を受けて」とする。

3 管理運用法人の理事長による役員(理事)管理運用業務担当理事を除く。)に限る。の解任に関する通則法第二十三條第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「ときは」とあるのは、「ときは、経営委員会の同意を得」とする。

4 経営委員会は、理事長が通則法第二十三條第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 経営委員会は、理事が通則法第二十三條第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、理事長に対し、当該理事の解任を求めることができる。

6 理事長は、前項の規定による求めがあったときは、当該求めに基づいて講じた措置につ

いて、経営委員会に報告しなければならぬ。

第十一条の見出し中「注意義務」を「注意義務等」に改め、同条第二項中「理事長及び理事は」を「管理運用法人の役員は、通則法第二十一条の四に定めるもののほか」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 管理運用法人の役員の報告義務に関する通則法第二十一条の五の規定の適用については、同条中「役員（監事を除く。）」とあるのは「役員」と、「監事に」とあるのは「監査委員会」とする。

第十二条の見出し中「理事長及び理事を」を「役員」に改め、同条中「理事長及び理事を」を「管理運用法人の役員」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（代表権の制限等の特例）

第十二条の二 管理運用法人の代表権の制限に関する通則法第二十四条の規定の適用については、同条中「監事」とあるのは、「監査委員会が選定する監査委員」とする。

2 管理運用法人の代表権を有する役員の代理人の選任に関する通則法第二十五条の規定の適用については、同条中「有しない役員」とあるのは、「有しない役員（委員長及び委員を除く。）とする。

第十三条中「管理運用業務に係る職務に関し」を「その職務上」に改める。

第二章第十四条の次に次の六条を加える。
（他の管理運用法人役員員についての依頼等の規制の特例）

第十五条 管理運用法人の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「管理運用法人役員員」という。）は、通則法第五十条の四第一項及び第六項に定めるもののほか、金融事業者に対し、他の管理運用法人役員員をその離職後に、若しくは管理運用法人役員員であった者を、当該金融事業者若しくはその子法人当該金融事業者若しくはその子法人の方針

を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。の地位に就かせることを目的として、当該他の管理運用法人役員員若しくは当該管理運用法人役員員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の管理運用法人役員員をその離職後に、若しくは当該管理運用法人役員員であった者を、当該金融事業者若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 通則法第五十条の四第二項（第一号及び第三号を除く。）の規定は、前項の規定による管理運用法人役員員についての金融事業者又はその子法人の地位に係る依頼等の規制について準用する。

（在職中の求職の規制の特例）

第十六条 管理運用法人役員員は、通則法第五十条の五に定めるもののほか、利害関係金融事業者（金融事業者のうち管理運用法人役員員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下この項及び次項第三号において同じ。）に対し、離職後に当該利害関係金融事業者若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 退職手当通算予定役員（通則法第五十条の四第五項に規定する退職手当通算予定役員をいう。次条第一項及び第十七条の二において同じ。）が退職手当通算法人等（通則法第五十条の四第四項に規定する退職手当通算法人等をいう。次条第一項及び第十七条の二において同じ。）に対して行う場合

二 管理運用法人役員員のうち、管理運用法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として厚生労働省令で定めるものに就いている職員が行う場合

三 管理運用法人役員員が利害関係金融事業者に対し、当該利害関係金融事業者若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として厚生労働省令で定める場合において、任命権者の承認を得た管理運用法人役員員が当該承認に係る利害関係金融事業者に対して行う場合

（金融事業者再就職者による依頼等の規制）

第十七条 管理運用法人役員員であつた者であつて離職後に金融事業者の地位に就いている者（退職手当通算予定役員員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人等の地位に就いている者を除く。以下この条において「金融事業者再就職者」という。）は、離職前五

年間に在職していた管理運用法人の内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務（管理運用法人と当該金融事業者又はその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約に関する事務をいう。以下この条において同じ。）であつて離職前五年度の職務に属するものに、又は離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項に定めるもののほか、金融事業者再就職者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めらるるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該地位に就いていた時に在職していた内部組織として厚生労働省令で

定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該地位に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 前二項に定めるもののほか、金融事業者再就職者は、管理運用法人の役員又は職員に対し、管理運用法人と当該金融事業者再就職者が現にその地位に就いている金融事業者又はその子法人との間の契約であつて管理運用法人においてその締結について自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 前三項の規定は、金融事業者再就職者が管理運用法人の役員又は職員に対し、契約事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として厚生労働省令で定める場合において、理事長の承認を得て、金融事業者再就職者が当該承認に係る役員又は職員に対し、当該承認に係る契約事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合には、適用しない。

5 管理運用法人役員員は、通則法第五十条の六に定めるもののほか、前項に規定する場合を除き、金融事業者再就職者から第一項から第三項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、理事長にその旨を届け出なければならない。

（理事長への届出）

第十七条の二 管理運用法人役員員であつた者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに就いていた者（退職手当通算予定役員

であつた者であつて引き続き退職手当通算
法人等の地位に就いている者を除く。は、離
職後二年間、金融事業者の地位に就いた場合
は、通則法第五十条の七第一項の規定による
届出を行った場合、日々雇入れられる者と
なつた場合その他政令で定める場合を除き、
理事長にその旨を届け出なければならない。
(理事長がとるべき措置等の特例)

第十七条の三 管理運用法人の理事長がとるべ
き措置等に関する通則法第五十条の八の規定
の適用については、同条第一項中「前条」とあ
るのは「前条まで及び年金積立金管理運用独
立行政法人法第十五条から第十七条」と、同
条第二項及び第三項中「第五十条の六」とある
のは「第五十条の六及び年金積立金管理運用
独立行政法人法第十七条第五項」と、同項中
「及び前二項」とあるのは「並びに前二項(同法
第十七条の三の規定により読み替えて適用す
る場合を含む。）」とする。
(政令への委任)

第十七条の四 第十五条から前条までの規定の
実施に関し必要な手続は、政令で定める。
第二章を第四章とし、第一章の次に次の二章
を加える。

第二章 経営委員会

(経営委員会の設置)
第五条の二 管理運用法人に、経営委員会を置
く。

(経営委員会の権限)
第五条の三 経営委員会は、次に掲げる職務を
行う。

- 一 次に掲げる事項の議決
- イ 通則法第二十八条第一項に規定する業
務方法書の変更
- ロ 通則法第三十条第一項に規定する中期
計画(第二十條において「中期計画」とい
う。及び通則法第三十一条第一項に規定
する年度計画の作成又は変更
- ハ 通則法第三十二条第二項に規定する報

告書の作成

二 通則法第三十八条第一項に規定する財
務諸表並びに同条第二項に規定する事業
報告書及び決算報告書の作成、利益及び
損失の処理その他の会計に関する重要事
項

ホ 通則法第四十九条に規定する規程の変
更

ヘ 通則法第五十条の二第二項に規定する
報酬等の支給の基準及び通則法第五十条
の十第二項に規定する給与等の支給の基
準の策定又は変更

ト 第二十三条第一項に規定する制裁規程
の変更

チ 第二十六条第一項に規定する業務概況
書及び同条第二項に規定する書類の作成

リ 監査委員会の職務の執行のため必要な
ものとして厚生労働省令で定める事項

ヌ 管理運用法人の業務の適正を確保する
ために必要なものとして厚生労働省令で
定める体制の整備

ル 組織及び定員に関する重要事項(リ及
びヌに掲げるものを除く。)

ヲ 厚生年金保険法第七十九条の五第一項
に規定する積立金の資産の構成の目標及
び同法第七十九条の六第一項に規定する
管理運用の方針の策定又は変更

ワ 厚生年金保険法第七十九条の八第一項
に規定する業務概況書の作成

カ イからワまでに掲げるもののほか、経
営委員会が特に必要と認める事項

二 役員職務の執行の監督

2 経営委員会は、前項第二号に掲げる職務
のうち、理事長又は理事による第十八条第一号
に掲げる業務(以下「管理運用業務」という。)
の実施状況の監視については、監査委員会に
行わせることができる。

3 経営委員会は、必要があると認めるとき
は、監査委員会に対し、前項に規定する監視

の結果について報告を求めることができる。

(経営委員会の組織)

第五条の四 経営委員会は、委員長並びに監査
委員である委員及びそれ以外の委員八人以上
並びに理事長で組織する。

2 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

3 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、
委員長に事故がある場合に委員長の職務を代
理する者を定めておかなければならない。

4 理事長は、経営委員会の職務を執行する場
合には、第七条第一項の規定にかかわらず、
独立してその職務を執行する。

(経営委員会の招集)

第五条の五 経営委員会は、委員長(委員長に
事故があるときは、前条第三項に規定する委
員長の職務を代理する者。以下この章及び第
五条の十第三項において同じ。)が招集する。

2 委員長は、厚生労働省令で定めるところに
より、定期的に経営委員会を招集しなければ
ならない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、経
営委員会を招集することができる。

4 委員長は、委員長及び委員並びに理事長の
総数の三分の一以上の委員又は理事長が必要
と認めて委員長に対しその招集を請求したと
きは、経営委員会を招集しなければならない。
(議事の運営)

第五条の六 経営委員会は、委員長が出席し、
かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の
三分の二以上の出席がなければ、会議を開
き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席した委員長及び
委員並びに理事長の過半数をもって決する。
可否同数のときは、委員長が決する。

3 この法律に定めるもののほか、議事の手続
その他経営委員会の運営に関し必要な事項
は、経営委員会が定める。
(議事録等の公表)

第五条の七 委員長は、経営委員会の定めると
ころにより、第五条の三第一項第一号に規定
する事項を議事とする会議の議事録その他厚
生労働省令で定める書類を作成し、厚生労働
省令で定める期間の経過後速やかに、公表し
なければならない。

第三章 監査委員会

(監査委員会の設置等)

第五条の八 管理運用法人に、監査委員会を置
く。この場合において、通則法第十八条第一
項の規定(監事に係る部分に限る。)は、適用
しない。

2 監査委員会は、監査委員三人以上で組織す
る。

3 監査委員のうち少なくとも一人以上は、常
勤としなければならない。

(監査委員会の職務及び権限)

第五条の九 管理運用法人の監査に関する通則
法第十九条第四項から第六項まで及び第九項
の規定の適用については、同条第四項中「監
事」とあるのは「監査委員会」と、同条第五項
中「監事は」とあるのは「監査委員会が選定す
る監査委員は」と、「役員(監事を除く。）」とあ
るのは「役員」と、同条第六項中「監事」とあ
るのは「監査委員会が選定する監査委員」と、同
条第九項中「監事」とあるのは「監査委員会」
と、「法人の長」とあるのは「法人の長若しくは
は経営委員会」とする。

2 監査委員会は、前項の規定により読み替え
て適用する通則法第十九条第四項に定めるも
ののほか、経営委員会の定めるところにより、
第五条の三第二項に規定する監視を行
う。

3 第一項の規定により読み替えて適用する通
則法第十九条第五項及び第六項の監査委員
は、これらの規定による報告の徴収又は調査
に関する事項についての監査委員会の決議が
あるときは、これに従わなければならない。
(経営委員会等への報告義務等)

第五條の十 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、通則法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長及び経営委員会に報告するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 監査委員は、前項に規定する場合のほか、第五條の三第二項に規定する監視において、理事長又は理事の職務の執行が適当でないと認めるときは、遅滞なく、経営委員会に報告しなければならない。

3 監査委員は、前二項に規定する場合において、必要があると認めるときは、委員長に対し、経営委員会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を経営委員会の日とする経営委員会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監査委員は、経営委員会を招集することができる。

(監査委員会の招集)

第五條の十一 監査委員会は、各監査委員が招集する。

(監査委員会の議事の運営)

第五條の十二 監査委員会は、監査委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 監査委員会の議事は、出席した監査委員の過半数をもって決する。

3 役員(監査委員である委員を除く)は、監査委員会の要求があつたときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

4 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他監査委員会の運営に関し必要な事項は、監査委員会が定める。

附則第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除

(日本年金機構法の一部改正)

第六條 日本年金機構法(平成十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五條の見出しを「(資本金等)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 機構は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて厚生労働省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十四條の二の規定により、当該財産(以下「不要財産」という)を処分しなければならない。

第三十四條第一項中「この条及び次条において」を削り、同条第二項に次の二号を加える。

五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第四十四條の次に次の一條を加える。

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十四條の二 機構は、不要財産については、遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十四條第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該不要財産を国庫に納付するとき

は、厚生労働大臣の認可を受けることを要しない。

2 機構は、前項の規定による不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ)の国庫への納付に代えて、厚生労働大臣の認可を受けて、不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該不要財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という)がある場合には、その額を除く)の範囲

内で厚生労働大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十四條第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しない。

3 機構は、前項の場合において、不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて厚生労働大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 機構が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、機構の資本金のうち当該納付に係る不要財産に係る部分として厚生労働大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五條中「厚生労働省令で定める重要な財産を」不要財産以外の重要な財産であつて厚生労働省令で定めるもの」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、中期計画において第三十四條第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

第五十三條第二号中「第二項の下に」、第四十四條の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書を加え、同条の次に次の一條を加える。

(研修)

第五十三條の二 機構は、厚生年金保険法第百條の十三及び国民年金法第九條の十三の趣旨を踏まえ、厚生労働大臣の協力の下に、機構の職員に対し、政府管掌年金事業に関する

事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七條 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條のうち国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第十二條第一項の改正規定中「満たない者」の下に「(同法附則第九條第一項の規定により保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなされた者を除く。)」を加える。

附則第一條第四号中「から第四十四條まで」を「第四十三條、第四十四條」に改め、同条第五号中「第十七條の下に」から第十七條の四まで、第四十三條の二を加える。

六 附則第十七條の二から第十七條の四まで及び第四十三條の二の規定 平成二十九年四月一日

附則第十七條第一項及び第二項を次のように改める。

当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所(厚生年金保険法第六條の適用事業所をいう。以下この条及び附則第十七條の三において同じ)(国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下この条において同じ)に使用される第一号又は第二号に掲げる者であつて第三條の規定による改正後の同法第十二條各号のいずれにも該当しないもの(前条の規定により第三條の規定による改正後の同法第十二條(第五号に係る部分に限る)の規定が適用されない者を除く。以下この条及び附則第十七條の三において「特定四分の三未満短時間労働者」という)については、同法第九條及

び附則第四条の第三一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としな

一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所又は事務所(以下単に「事業所」という)に使用される通常の労働者(短時間労働者の雇い管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する通常の労働者をいう。次号及び附則第四十六条第一項において同じ。)の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者(同法第二条に規定する短時間労働者をいう。同号及び同項において同じ。)

二 その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2 特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める同意を得て、実施機関(厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣及び日本私立学校振興・共済事業団に限る。以下同じ。)に当該特定四分の三未満短時間労働者について前項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者及び七十歳以上の使用される者(厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者をいう。第五項第一号において同じ。)(以下「四分の三以上同意対象者」という。)(四分の三以上で組織する労働組合があるとき、当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき、イ 又は口に掲げる同意
イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業

所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

附則第十七条第三項中「前項」を「第二項ただし書、第五項及び第八項に、「厚生労働大臣」を「実施機関(厚生労働大臣に限る。)」に、「とあるのは「及び」を「とあるのは「並びに」に、「附則第十七条第二項」を「附則第十七条第二項ただし書、第五項及び第八項」に改め、「及び」とあるのは「並びに」とを削り、同項を同条第十一項とし、同条第二項の次に次の八項を加える。

3 前項ただし書の申出は、附則第四十六条第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができず事業主にあつては、当該申出と同時に行為しなければならない。

4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(厚生年金保険の被保険者の資格を有する者に限る。)(は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

5 特定適用事業所(第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。)(以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができず。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、七十歳以上の使用される者及び特定四分の三未満短時間労働者(次号及び附則第四十六条第五項において「二分の一以上同意対象者」という。)(の過半数で組織する労働組合があるとき、当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき、イ

又は口に掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

6 前項の申出は、附則第四十六条第五項の規定により同項の申出をすることができず事業主にあつては、当該申出と同時に行為なければならない。

7 第五項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての厚生年金保険法第十三条第一項の規定の適用については、同項中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなった」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第十七条第五項の申出が受理された」とする。

8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができず。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき、当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき、イ 又は口に掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

9 前項の申出は、附則第四十六条第八項の規定により同項の申出をすることができず事業主にあつては、当該申出と同時に行為なければならない。

10 第八項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(厚生年金保険の被保険者の資格を有する者に限る。)(は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(七十歳未満の者のうち、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。附則第四十六条第十二項において同じ。)(の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。

附則第十七条の次に次の三条を加える。
第十七条の二 当分の間、厚生年金保険法第六

条第四項及び第八條第二項の規定の適用については、同法第六條第四項中「を除く」とあるのは「(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第十六條の規定により同法第三條の規定による改正後の第十二條(第五号に係る部分に限る。)(の規定が適用されない者を除く。)(第八條第二項において同じ。)(及び特定四分の三未満短時間労働者(同法附則第十七條第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者を

いう。第八条第二項において同じ。）を除く」と、同法第八条第二項中「を除く」とあるのは「及び特定四分の三未満短時間労働者を除く」とする。

第十七条の三 当分の間、適用事業所以外の事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、厚生年金保険法第十条第一項及び第三条の規定による改正後の同法附則第四条の五第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としなない。

（標準報酬月額に関する経過措置）

第十七条の四 第五号施行日前に厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者を除く。以下この項において同じ。）の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（平成二十八年十月から標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額）をいう。以下この条において同じ。）を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第三条の規定による改正後の同法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、実施機関が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年十月から平成二十九年八月までの各月の標準報酬月額とする。

3 前二項の規定は、厚生年金保険法第四十六条第一項の標準報酬月額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、第一項中「厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者を除く。以下この

項において同じ。）の資格を取得して」とあるのは「厚生年金保険法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当して」と、「厚生年金保険の被保険者の資格を有する」とあるのは「当該要件に該当する厚生年金保険の被保険者であつた七十歳以上の」と読み替えるものとする。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による実施機関（厚生労働大臣に限る。）の標準報酬月額の改定に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）」と、同法第二十六条第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第一号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条の四第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する権限に係る事務、厚生年金保険法」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

附則第四十三条の次に次の一条を加える。

（標準報酬月額に関する経過措置）

第四十三条の二 第五号施行日前に加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ。）の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き加入者の資格を有する者（任意継続加入者

（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項に規定する任意継続加入者をいう。）、特例退職加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第三項に規定する特例退職加入者をいう。）及び平成二十八年十月から標準報酬月額（私立学校教職員共済法第二十二條第一項に規定する標準報酬月額）をいう。以下この条において同じ。）を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第十九条の二の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二條第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年十月から平成二十九年八月までの各月の標準報酬月額とする。

附則第四十六条第一項及び第二項を次のように改める。

当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所（健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所をいい、国又は地方公共団体の当該適用事業所を除く。以下この条において同じ。）に使用される第一号又は第二号に掲げる者であつて第二十五条の規定による改正後の同法第三条第一項各号のいずれにも該当しないもの（前条の規定により第二十五条の規定による改正後の同法第三条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。以下この条において「特定四分の三未満短時間労働者」という。）については、同項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者としなない。

一 その一週間の所定労働時間が同一の事業

所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者

二 その一週間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2 特定適用事業所に該当しなくなつた適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める同意を得て、保険者等（全国健康保険協会が管掌する健康保険にあつては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあつては当該健康保険組合をいう。以下この条において同じ。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき

当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき

又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

附則第四十六条第三項中「前項を」第二項ただし書、第五項及び第八項に「厚生労働大臣」を「保険者等（厚生労働大臣に限る。）」に、「及びを」並びに「に」に、「附則第四十六条第二項」を「附則第四十六条第二項ただし書、第五項及び第八項」に改め、「規定する事務を削り、同項を同条第十一項とし、同条第二項の次に次の八項を加える。

3 前項ただし書の申出は、附則第十七条第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができ、事業主にあつては、当該申出と同時に行為を行わなければならない。

4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満時間労働者(健康保険の被保険者の資格を有する者に限る)は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

5 特定適用事業所(第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満時間労働者を使用する適用事業所を含む)以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満時間労働者について同項の規定の適用を受け、当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数で組織する労働組合があるとき、当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ 又は口に掲げる同意
イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意
口 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

6 前項の申出は、附則第十七条第五項の規定により同項の申出をすることができ、事業主にあつては、当該申出と同時に行為を行わなければならない。

7 第五項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満時間労働者についての

健康保険法第三十五条の規定の適用については、同条中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は第三条第一項ただし書の規定に該当しなくなった」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第四十六条第五項の申出が受理された」とする。

8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができ、ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき、当該労働組合の同意
二 前号に規定する労働組合がないとき
イ 又は口に掲げる同意
イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意
口 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

9 前項の申出は、附則第十七条第八項の規定により同項の申出をすることができ、事業主にあつては、当該申出と同時に行為を行わなければならない。

10 第八項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満時間労働者(健康保険の被保険者の資格を有する者に限る)は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。
附則第四十六条に次の一項を加える。

12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五年中年金積立金管理運用独立行政法人法第二十一条第一項第三号の改正規定(同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く。)及び同法第二十二号の改正規定並びに第六号の規定(日本年金機構法第五十三条の次に一条を加える改正規定を除く。)並びに附則第十条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第七号の規定 平成二十九年四月一日

三 第五号の規定(年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三十一条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条第二項並びに附則第六号から第九号まで及び第十七条の規定 平成二十九年十月一日

四 第一条中国国民年金法第二十七号の三第一項、第二十七号の四及び第二十七号の五の改正規定並びに第三号中厚生年金保険法第四十三号の三第一項、第四十三号の四及び第四十三号の五の改正規定並びに同法附則第十七条の七第四項の改正規定並びに附則第三号及び第五号の規定、附則第十二号の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十三号の規定 平成三十年四月一日

五 第一条中国国民年金法第五号第一項の改正規定、同法第八十七号第三項の表の改正規定、

同法第八十七号の二第二項の改正規定、同法第八十八号の次に一条を加える改正規定並びに同法第八十九号第一項、第六十六号第一項及び第八十八号第二項の改正規定並びに同法附則第五号第十一項の改正規定並びに附則第四号及び第十一号の規定 平成三十一年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第十二号)第六号第二項各号に掲げる事項その他必要な事項(次項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)による年金積立金の運用の状況その他第五号の規定による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(以下「新管理運用法人法」という。)の施行の状況、その運用についての国民の意識、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者による投資先の事業者に対する株主としての関与の動向等を勘案し、管理運用法人による年金積立金の運用が市場その他民間活動に与える影響を踏まえつつ、その運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき、前条第三号に掲げる規定の施行後三年を

目途として、必要な措置を講ずるものとする。

(改定率の改定に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の国民年金法(以下この条及び次条において「改正後国民年金法」という。)第二十七条の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度前である者に対する改正後国民年金法第二十七条の五改正後国民年金法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。の規定の適用については、改正後国民年金法第二十七条の五第一項第二号中「基準年度である」とあるのは「平成三十年度である」と、同条第三項第一号中「基準年度における」とあるのは「平成三十年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度」とする。

(国民年金保険料の免除に関する経過措置)

第四条 改正後国民年金法第八十八条の二の規定は、平成三十一年四月以後の期間に係る国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料について適用する。

(再評価率の改定に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下この条において「改正後厚生年金保険法」という。)第四十三条の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度前である者に対する改正後厚生年金保険法第四十三条の五(改正後厚生年金保険法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、改正後厚生年金保険法第四十三条の五第一項第二号及び第三項中「基準年度である」とあるのは「平成三十年度である」と、同条第五項第一号中「基準年度における」とあるのは「平成三十年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度」とする。

(監査委員会の権限等に関する経過措置)

第六条 新管理運用法人法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則

法(平成十一年法律第百三十三号。次条第一項及び第三項ただし書において「通則法」という。)第十九条第四項及び第五項の規定並びに新管理運用法人法第五条の十第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(次条第一項及び附則第八条において「第三号施行日」という。)前に生じた事項にも適用する。

(役員に関する経過措置)

第七条 第三号施行日の前日において管理運用法人の理事長若しくは監事又は理事である者の任期は、通則法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五条の規定による改正前の年金積立金管理運用独立行政法人法(次条において「旧管理運用法人法」という。)第八条の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行後最初に任命される管理運用法人の委員長の任期は、新管理運用法人法第八条第一項の規定にかかわらず、三年六月とする。

3 厚生労働大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後最初に任命する管理運用法人の委員については、その任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、新管理運用法人法第八条第一項の規定にかかわらず、二年六月以上四年六月以内で厚生労働大臣の定める任期をもつて任命することができる。ただし、監査委員である委員の任期は、任命の日からこの項本文の規定により定められた任期の末日を含む事業年度についての通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。

(運用委員会の委員に関する経過措置)

第八条 第三号施行日の前日において管理運用法人の運用委員会の委員である者の任期は、旧管理運用法人法第十七条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 管理運用法人の運用委員会の委員であつた者に係る旧管理運用法人法第十七条第三項において準用する旧管理運用法人法第十三条の規定による秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第三号施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本年金機構法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第六条の規定による改正前の日本年金機構法第三十四条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、第六条の規定による改正後の同法(次項において「新法」という。)第三十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に日本年金機構が行った財産の譲渡であつて、同日において新法第五条第四項に規定する不要財産(金銭を除く。以下この項において「不要財産」という。)の譲渡に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものは、同日においてされた新法第四十四条の二第二項の規定による不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができ」とあるのは、「納付するものとする」とする。

(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「第八十九条」を「第八十八条の二」に改める。

一 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十一条第十一項
二 国民年金法等の一部を改正する法律(平成

十六年法律第百四号)附則第二十三条第十一項

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第四項中「又は第三項」を削り、「又は第四項」を、「第四項又は第五項」に改める。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)

第十三条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条の二第二項中「以降」を「から平成二十九年年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 平成三十年度以後の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三条の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三条の五第一項、第四項若しくは第五項の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

第十四条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第三十一条の二第三項中「以後」を「から平成三十二年度まで」に改め、同条に次の一項

を加える。

4 平成三十三年度以後の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項又は第四十三条の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三条の五第一項、第四項若しくは第五項の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第十五条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第三項中「別に法律で定める日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(年金生活者支援助給金の支給に関する法律の一部改正)

第十六条 年金生活者支援助給金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条の二中「附則第四十六条第三項」を「附則第四十六条第十一項」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十七条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「(昭和三十四年法律第百四十一号)の下に」、「年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)」を加える。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

平成二十九年一月四日印刷

平成二十九年一月五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C